

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。日程第1を上程いたします。

日程第1、代表質問

昨日に引き続き、代表質問を行います。質問通告に基づき発言を許します。

49 番岡本のぶ子議員議長 49 番岡本のぶ子議員

おはようございます。

公明党世田谷区議団の代表質問をさせていただきます。

初めに、令和8年熊本地震千葉豪雨および日本各地で頻発する記録的な大雨によりお亡くなりになられた全ての皆様に哀悼の意を表しますとともに、今なお被災地で困難な生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

長引く物価高や医療介護教育子育てなどの社会保障貧困格差、気候変動、平和、政治と金の問題といった重要政策、政治が政治課題が山積しています。

私達公明党は、結党以来、目指してきた。

国民の命と暮らしをど真ん中に据えた中道政治を実現するとの決意をさらに強固にし、多くの皆様の希望や願いである集合を担う党として中道政治実現への新たな道を嫌い、切り開いていく決意です。

それでは、順次質問を行ってまいります。

初めに、災害対策について伺います。

第1に、交流自治体への避難先確保についてです。

首都直下型地震などの大規模災害が発生した場合、指定避難所となる区立小中学校で長期間被災者を受け入れるには限界があります。

また、仮設住宅を設置するにも、本区内で用地を確保することは容易ではありません。

こうした状況を想定して、最大規模災害に備えた疎開先の確保は急務と考えます。

例えば区は、ふるさと区民まつりに出店される交流自治体と災害時相互援助協力協定は締結されていますが川場村との縁組協定のように、平時から市民レベルの交流を深化させることでいざという災害時に一時的な紹介先としての受け入れが双方で可能になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

交流自治体との関係を、災害時の広域避難を支える共助のネットワークとして育てていくために、かつて区が実施していた宿泊費補助制度なども参考に、交流自治体への訪問や滞在を支援する新たな仕組みを創設し、区民が第2のふるさとと感じられる地域を増やしていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

第2に豪雨対策についてです。

近年全国各地で線状降水帯による記録的短時間大雨が頻発しており、内水氾濫から区民の生命と財産を守るため、これまで以上に総合的な豪雨対策が求められています。

住宅への浸水対策については、今年度より我が会派が長年提案してきた止水板設置助成が

開始され、多くの申請を踏まえ、補正予算が計上されたことは高く評価いたします。

さらに、雨水貯留浸透施設の整備については、区立小中学校の校庭や区立公園駆動などを活用した広報をさらに推進するとともに、大規模民間施設の新築改築時における整備についてもより一層の強化を検討すべきです。

一般昨年集中豪雨で被害を受けた区民からは下水道からの逆流を防ぐ逆流防止弁の設置助成を求める声も寄せられています。

特に地下半地下にトイレや浴室がある住宅では、豪雨時に下水道管の水位上昇により、お水が住宅内へ逆流する危険があります。

区の浸水予防対策要綱では、逆流防止弁や排水ポンプの設置を推奨していますが、設置費用への支援制度はありません。

住宅の浸水対策は、止水板による外からの浸水防止だけでなく、下水道からの逆流防止まで含めて進める必要があります。

そこで2点伺います。

一点目に、近年の短時間の集中豪雨は、下水管への排水能力をはるかに超え、道路が冠水する事例が多発していることから、雨水貯留浸透施設の設置を見直し、公共施設はもとより、150平方メートル未満の民間施設も対象にするなど、雨水の流出抑制の更なる強化策が求められます。

区の見解を伺います。

2点目に、下水道の逆流による住宅の浸水被害を軽減するために、家庭で簡易的にできる震災新生対策の周知とともに、申請リスクの高い地域や地下半地下住宅を対象として、逆流防止弁。

お水、お水を排水ポンプ、ポンプそう。

既存排水管の改修等を助成する制度を創設すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、介護情報連携とマイナンバーカードの活用について伺います。

マイナンバーカードは行政手続きのオンライン化や本人の確認の円滑化、各種各種証明書のコンビニ交付などを区民の利便性向上と行政の効率化を支える重要な基盤です。

我が会派はこれまで一貫して普及促進を求めてまいりました。

その理由として、大規模な地震や豪雨災害などが頻発する昨今、マイナンバーカードがあれば、被災者の生活再建に直結する罹災証明書の発行をマイナポータルからオンライン申請できます。

またマイナ保険証があれば処方薬や特定健診情報などを、医師や薬剤師とスムーズに共有できるなど、区民の命と財産を守ることに繋がります。

また、国は経済現在介護情報基盤の整備を進め、マイナンバーカードを活用した介護保険資格の確認や介護情報の電子共有を推進しています。

利用者にとっては、各種手続きの簡素化やサービス利用の状況をスマホで確認できるなど、利便性向上が期待される一方で、介護現場が利便性を享受するまでには新たな対応が求め

られています。

例えば、パソコンやタブレット介護ソフトカードリーダーなどの機器整備に加え、システム設定や操作習得、職員研修などの負担が発生します。

特に人員や財政基盤に限られる小規模事業所では、こうした。

デジタル化への対応が大きな課題となることが懸念されます。

今後介護情報基盤と区民と介護現場の双方にとって有効な仕組みとして定着させるために、現場への丁寧な支援が不可欠です。

そこで2点質問いたします。

一点目に、介護情報基盤の活用に向けた介護事業者への支援についてです。

介護情報基盤の活用には、まず区のケアプランデータ連携システムの導入を事業者が行う必要がありますが、現在までに完了しているのは約 430 事業者にとどまっており、約 500 の小規模事業者が未着手と伺っております。

令和 10 年 4 月の本格運用を見据え、アウトリーチを含め、事業者が確実に活用できるよう、きめ細やかな支援を行うべきと考えます。

この見解を伺います。

2 点目に、介護情報基盤を活用した医療介護連携についてです。

介護情報基盤と医療の連携ができることで、これまで医師による意見書の作成送付が普通郵便からデータ送信が可能になり、要介護認定審査の時間短縮に繋がることが期待されます。

さらに、要介護認定情報やケアプランなどの電子情報を関係者間で適正適切に共有することは、医療と介護の連携を強化し、要介護者の様態に応じた切れ目のない支援に繋がります。今後区民の利便性の向上と、介護現場の負担軽減の双方を実現する。

介護 DX を区としてどのように生かしていくおつもりか、具体的な取り組みについて区の見解を伺います。

次に、終活支援センターにおける情報登録事業について伺います。

我が会派が求めてきた。

終活支援センターが本年 7 月に開設され、既に 500 件以上の相談が寄せられ寄せられていることから、区民の皆様の関心の高さが伺えます。

さらに、さきの福祉保健委員会において、明年 4 月 1 日より、終活情報登録事業を実施するとの報告がありました。

事業実施は評価しますが、対象を原則 65 歳以上とされたことを懸念しています。

先月会派で、神戸市を訪問し、終活登録制度について視察させていただきました。

神戸市では昨年 10 月より登録を開始し、本年 8 月までに 45 名の方が登録。

登録者を限定しておらず、誰でも登録できる制度としていました。

終活情報登録を高齢者支援という枠だけで捉えるのではなく、単身世帯や核家族化が進む中で、もしものときに備えておきたいと感じる誰もが登録できるよう、区民 1 人 1 人の尊

厳と安心を守る全世代型のセーフティネットとして位置づけることが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。

単身世帯が 51%を超える本区において、シルバー世代になる前から終活について考える機会を作り、不安のある方にお答えする意味で、全世代が登録できるよう、対象者を再検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に若者支援について四つの観点から伺います。

第 1 に中高生世代の居場所作りという観点から児童館の有効活用について伺います。

中高生には学校でもない、家庭でもない。

安心して過ごせる第 3 の居場所が必要です。

しかし区が実施している中高生支援館は 5 館のみでしかも週 2 日間、午後 7 時までの利用となっており、部活動や塾などで帰宅が遅くなる中高生の実態を踏まえると、十分な受け皿になっているとは言えません。

また児童館には、音楽室、遊戯室ダンス室など、中高生が主体的な活動を行うための環境型となっている場所もありますがそのポテンシャルが十分に生かされているとは言えません。会派として本件に関しては再三要望してまいりましたが、公設公営の本区の児童館の場合、職員の勤務体制や人員配置などに制約があり、夜間開放や柔軟な事業展開にも限界があると認識しております。

一方 23 区では、民間事業者が児童館運営を担う形態が多数を占め、利用時間の拡大や特色あるプログラムの実施により、中高生の利用促進に繋がっている事例も多く見られます。

そこで伺います。

中高生が本当に必要としている時間帯と場所、そしてやってみたいを実現できる環境を整えるため、まずはモデル間を選定し、有効活用を前提とした実証事業を行うべきです。

その上で、利用者数、新規利用者数、リピーター率、満足度などの KPI を設定し、効果を検証することで、より実効性の高い中高生支援に繋がることができると考えます。

区の見解を伺います。

第 2 に、若者パスの導入について伺います。

我が会派はこれまでも地域青少年交流センターの整備や梅が丘図書館のような民間活力を活用した運営を提案し、若者が気軽に集い、活動できる場の充実を求めてきました。

令和 10 年 3 月に世田谷地域の三軒茶屋駅前に新たな青少年交流センターが開設されることを評価いたします。

一方で、先月混乱した若者の団体からは、青少年交流センターの地域偏在により、電車やバスなどの交通費負担が生じて困っているとの声もいただいております。

さらに、先日子ども・若者施策推進特別委員会でもユースカウンスル 0 キー交通チームから若者向け、電車バス割引制度せたマウスの導入を求める提言がなされた。

との報告があり、若者が交通費の支援を要望する声は決して少なくありません。

そこで伺います。

若者が利用できる施設が限られ、アクセス面にも課題がある現状を踏まえれば、施設利用に伴う支援も検討すべきです。

せたがや Pay ポイントの付与などを活用した若者パスの導入について検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

第3に、まずは世田谷事業の創設について伺います。

大学等への進学を支える奨学金は、若者の学びと将来の可能性を支える重要な制度です。しかし、卒業後に社会人となり、自立すれば家賃と奨学金返済という二重の負担が始まります。

特に家賃の高い世田谷区においては、この負担が若者の区外転出に繋がる一因となっているのではないのでしょうか。

区は、今年度より子育て若者夫婦世帯等の定住住み替えを応援する、ずっと世田谷事業を創設しましたが、若者支援を、結婚や子育ての段階から始めるのではなく、社会人として自立するスタートラインから支える視点も必要ではないのでしょうか。

そこで、奨学金を返済している新社会人を対象に月額1万円から2万円程度の家賃補助を一定期間支給する。

まずは世田谷事業の創設を提案いたします。

これは単なる家計への給付ではなく、就職直後の若者の家賃負担を軽減することで、世田谷区に住み続けることができ、将来は結婚や子育て地域活動などを通じて、地域の担い手となることを後押しする政策となると考えます。

若者への支援は、将来の世田谷を支える人材への投資でもあります。

もちろん税金を投入する以上、単に何人に給付したかではなく、区内居住継続率や区外転出率制度利用後の定住意向など若者支援と定住促進に繋がったかをKPIで検証することも重要です。

そこで伺います。

若者に選ばれるまち世田谷のまち作りを進めるためにも、新社会人となる若者を応援する家賃補助事業、まずは世田谷の創設が求められます。

区の見解を伺います。

第4に、婚活支援について伺います。

結婚や出産は個人の自由であり、行政が価値観を押しつけるべきものではありません。

しかし結婚を希望していても、その一歩を踏み出せない方への支援は行政の重要な役割と考えます。

東京都の調査では、結婚意向のある約7割が特に婚活をしておらず、その理由として、何から始めればよいかわからない、民間のマッチングアプリに不安がある。

婚活にお金がかかるといった声が挙げられています。

だからこそ、行政が安心して参加できる出会いの機会を提供する意義は大きいと考えます。

区は、我が会派の提案を受け、令和 5 年度から東京都の補助金を活用したせた婚を実施しています。

毎回定員を大きく上回る応募があり、マッチング率も平均 40% 高い成果を上げています。これは区民ニーズの高さを示すものであり、現在の年 1 回開催では需要に十分応えられているとは言えません。

そこで 2 点伺います。

一点目は、事前セミナーの実践についてです。

参加者の中には、プロフィール作成やコミュニケーションの準備が不十分なため、十分な成果に繋がらなかった方もいると伺っています。

オンラインを活用した事前セミナーを実施し、参加者の整頓力向上やマッチング率向上に繋げるべきと考えますが、区の見解を伺います。

2 点目は、海開催回数の拡充についてです。

毎回定員超過となる現状を踏まえれば、年 1 回から複数回開催へ拡充し、新庁舎や世田谷美術館などの特色ある会場の活用や交流自治体、商店街イベントとの連携など、多様な出会いの機会を創出創出すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、命を守るための水泳授業について伺います。

さきの文教委員会で、区立学校のプール施設整備と水泳授業のあり方について報告がありました。

しかし示されたのは、学校改築が完了した後を見据えた方針であり、近年猛暑が続き、水泳授業の機会を失っている。

現在の子供たちに対してどうする対応をするのか。

示されていません。

埼玉県調査では、小学 6 年生でクロールを 25m 以上泳げる割合が 2010 年には男女とも 7 割を超えていましたが 2023 年には男子 54.3%、女子 46.2% まで低下し、水に顔をつけられない潜れない子供も増えているというデータがあります。

実際保育の保護者からも、水泳授業がほとんど行われず、泳げないまま中学生になることが不安との声を聞いています。

学校改築後の会員数温水プールの共同利用を待つだけでは現在の子供たちへの対応が後回しになります。

将来の施設整備とは切り離し、今できる方法で水泳機会を確保すべきです。

そこで 3 点伺います。

一点目に水泳授業の保障のために例えば直近 2 ヶ年の水泳授業の実施状況を調査し、まずは自校のプールにおいて、水泳授業の確保ができるようハード面での酷暑対策を計画的に順次進めることを求めます。

区の見解を伺います。

2 点目に、区立中学校の改築までの間、区立総合運動場や季節の温水プール梅丘た市道玉川

烏山中学校などの既存の温水プールや民間施設の協力を得るなど内外プールを確保し、水泳授業の不足分を補う仕組みの早急な構築が必要と考えます。

また学区を越えてプールを共同利用することを支援バス移動の支援も併せて検討することを求めます。

この見解を伺います。

3点目に、水泳授業での方の習得はもとより、水難事故から命を守る水泳授業として注目されているのが、着衣水泳の習得です。

区のこれまでの取り組みと今後外部講師の指導を充実させるなど、強化を求めます。

区の見解を伺います。

次にかん教育の推進について伺いました。

先月公明党の安芸議員研修会において、がん対策の第一人者であり、がん対策推進協議会委員も務められた虚東京大学医学部附属病院診療医の中川慶一氏の講演を聴講いたしました。日本では、生涯でがん罹患する割合が男性の3人に2人、女性の2人に1人に及ぶ一方で、健康や医療に関する情報を理解し、活用するヘルスリテラシーは諸外国と比べても低い状況にあり、将来のがん予防や早期発見に繋げるためには、子供の頃から新しい知識を身に付けるがん教育の充実が極めて重要であることを再認識いたしました。

我が会派はこれまで外部講師を活用した実践的ながん教育を全区立中学校で実施するよう求め、教育委員会も校内体制の整備や保健所との連携を進めると答弁されております。

しかし、現在の実施状況は、小学校6年生と中学校2年生が全校でがん教育を取り入れているものの、外部講師の活用は減少傾向にあり、中学校では年間10校程度程度にとどまっております。

文部科学省の調査でも、外部講師を活用したがん教育は全国で約15%にとどまり、その理由として、適切な講師の確保が難しい。

謝金等の経費負担があることが挙げられています。

こうした中、新たな選択肢として注目されているのが、医学生によるがん教育です。

2026年からは医学生一死がんサバイバーが連携し、予防や検診の重要性を伝える取り組みが始まっています。

年齢の近い学生が講師となることで、児童生徒が親しみを持って学ぶことができ、実践研究でも、医学生が医師と同等の品質で授業を提供できる可能性が示されております。

品川区では、講師確保の負担軽減から2025年度より全中学校で学生によるがん教育を教育委員会主導で実施しております。

そこで伺います。

本区における外部講師活用が減少傾向である状況を分析した上で、がん教育の更なる充実という観点で学生による新たな外部講師を積極的に活用し、区立小中学校全校で質の高いがん教育を受けられる。

体制を構築すべきと考えます。

区の見解を伺います。

次に、建設業に特化した職業訓練機関の創設について伺います。

近年、AI時代にも必要とされ、言われている。

建設業は、まち作りやインフラ整備の担い手であると同時に、災害時における地域の守り手として、区民の暮らしや経済を支える極めて重要な役割を担っています。

その一方、農業における就労者数は、厳しい労働条件を背景に、直近30年間で約30%減少しています。

また、令和5年に厚生労働省が公表した賃金構造調査によると、建設業は他産業よりも賃金は15%低く、就労時間は3.1%長くなっており、建設業の担い手の確保に向け、多面的に強化していくことが急務となっています。

国においては、既に世田谷区建設業人材育成等支援事業補助金などを通して、区内で建設業を営む中小企業や建設団体に対し支援を行っていることは一定の評価をいたします。

その上で、今後即戦力を育成する職業訓練機関設立に着手すべきと考えます。

そこで伺います。

職業訓練機関設立については、仮称世田谷建築次世代まいしたアカデミーなどと称して、受講費用は国や都の求職者支援制度を活用し、厚生労働省のものづくりマイスター制度や区内官公需適格組合との連携事業として、外部講師を招聘すれば雇用と繋がるのではないのでしょうか、区の認識と見解を求めます。

次に、ユニバーサル農業の推進について伺います。

先月会派で、静岡県浜松市の都市型農業を営まれる。

今日0円株式会社を視察しました。

浜松市は人口80万人都市型農業であり、地域の中に、働く場がある農地が地域の中にあることを利点に農業の課題となっていた。

担い手確保と戦力確保、農地活用と福祉現場を併せ持つユニバーサル農園を創出30年前から取り組まれていました。

同社では、水耕栽培を中心に全従業員110名のうち、障害者数31名、障害者雇用率51%、平均年齢49歳高齢者比率25%という多様な人材が農業を支えるユニバーサル農業を実践されていました。

これまでシステム化されてこなかった農業だからこそ働く人に合わせた仕組みを作ることができるとの発想の転換で、障害特性に応じて働ける環境を作ったことで、多様な年代の方々の担い手作りに繋がり持続可能な農業を実現。

農業経営として収益を上げながら社会も社会課題を解決する先進的なモデルでした。

本区でも我が会派の提案により、農福連携事業として令和3年度から世田谷農福ファームせた空が始まり、本年3月には、夢育ての応援、ちとからも肝炎しました。

こうした取り組みをさらに発展させ、障害者の就労体験にとどまらず、減少する都市農地を守りながら、農業福祉教育産業を繋ぐ世田谷型ユニバーサル農業を構築すべきです。

そこで2点伺います。

一点目は、農業者に農業者の高齢化、担い手不足などにより、生産緑地の継続が困難なケースを打開するために担い手確保と営農の拡大に繋がる世田谷版世田谷型ユニバーサル農業を創出できるよう、農業従事者やJA民間事業者、市福祉関係者のノウハウを共有する勉強会などを立ち上げることが求められます。

さらに、実証の場となるモデルファームを区が用意するなど、今後の区の計画に具体的な道筋を示すことが求められます。

区の見解を伺います。

2点目に、ユニバーサル農業の導入に向けては事業の収益化が重要であり、そのためにも、我が会派が再三提案してきた農産物の販売や商品開発、地域交流に繋がる道の駅機能を玉川野毛町公園のパークPFIによる便益施設に実現することが求められます。

区の見解を伺います。

最後に、芸術文化の発信拠点の整備について伺います。

現在都内では2000人規模の大ホールを有していた。

新宿の東京厚生年金会館が2010年に中野サンプラザが2023年に閉館するなど、大規模な芸術文化の発信拠点の不足が指摘されています。

8月に会派で視察した兵庫県立。

芸術文化センターは、既設のホールとも称される全国有数の文化施設です。

年間10入場者数は約46万人、令和7年度の施設稼働率は95.9%、年間稼働日数が326日と開館から20年を経て、現在も極めて高い利用実績を維持しています。

この施設は、阪神淡路大震災の復興のシンボルとして建設が実現し、芸術監督の佐渡豊氏が設計段階から参画し、舞台関係者の視点を反映した施設作りを進めるとともに、青少年育成事業や地域交流事業、専属オーケストラの運営などを通じて、劇場をみんなの広場として育ててきました。

さらに、大中小ホールを活用した多彩な公演やネーミングライツの導入により、年間約1億5000万円の自主財源を確保するなど、持続可能な運営モデルを実現しています。

1本本区には、全国的にも高い評価を受ける世田谷パブリックシアターがありますが、主劇場約600隻シアタートラム約200隻と中小規模にとどまっています。

また世田谷区民会館リグレットホールも933席規模であり、多様な舞台芸術を受け止める拠点としては十分とは言えません。

そこで伺います。

今後、旧国立医薬品食品衛生研究所跡地や自衛隊大賀駐屯地などの国有地活用の議論が進むことも想定されます。

こうした機会を捉え、国勢調査の速報値で約95万人の人口を擁する自治体として、質の高い舞台芸術に触れられる環境を区民に提供するために兵庫県立芸術文化センターのように大中小ホールを備えた本格的な芸術文化の発信拠点となる新たなパブリックシアターの整

備を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長岡本議員にお答えをいたします。

災害対策について交流自治体との協働ネットワークについてご提案いただきました。

区はこれまで区民の心豊かな暮らしを実現するため地方都市との連携交流を目指し、縁組協定を結ぶ河村を始めとして、ふるさと区民まつりや自治体間連携フォーラムに参加いただいている自治体を巡るフォーラムの毎年開催など数多くの全国の自治体との具体的な交流、そして災害時の取り組みも話し合っているところでございます。

例えば川場村と区民による里山の保全活動や、移動教室等の様々な交流事業を通して友好関係を育む中で平成7年に災害時の御協力協定を締結しました。

また交流事業を契機として区民が江村の山の下草刈りや農作業の手伝い等の共同作業やお祭り自主的に参加するといった関係人口作りに繋がっております。

また新潟県十日町とはかつて農作業をする方を対象とした世田谷区や市区役所から十日町までの直通バスが運行されておりました。

区内の若い世代と脳の交流のをきっかけになり、継続的な棚田の保全活動の継続に繋がっている事例もございます。

今後区としては、区民と交流自治体の住民が、心の通った交流を通して、助け合う関係が築けるよう、交流自治体の意向を伺いながら、交流自治体への訪問滞在と関係作りを組み合わせた支援などを含む。

自治体間交流のあり方を示し一層その交流を進めてまいりたいと思います。

次に終活支援についてでございます。

本年7月に開設いたしました。

終活支援センターに初日より多くの相談が寄せられてこんにちの就活への関心の高さを再認識いたしました。

一方頼れる身内がおらず、入院施設入所や死後の事務等を支援する高齢者支援サポート事業は、住民税非課税世帯が対象のため、利用者が限定されておまして体調の方はもちろんのことそれ以外の方の中にも、将来への不安を抱える方々も少なくないものと認識しております。

そうした不安に応えるためにも万が一の場合に備え、あらかじめ整理した情報を関係機関などに伝え、円滑な支援に繋ぐため終活情報登録を始めることにいたしました。

ご指摘のように区内では単身世帯が増加し、家族形態も多様化する中、就活のことを早い段階から考えることが重要であり区としても終活に関する意識啓発、意識の普及啓発は幅広い世代を対象に進めていく必要があると考えております。

終活情報登録を希望する方は65歳以上に限らず、佐賀様々な個別の需要があるものと考えます。

そのため、年齢のみで対象を画一的に区切ることなく、柔軟な対応ができる対象とそういう

方々の範囲について現在検討を進めているところでございます。

三つ目に若者提案の若者パスおっしゃった電話についてでございます。

8月4日に行った第0期、ユースカウンスル報告会において交通問題を担当したメンバーから若者向け交通費割引制度の導入ができないかという具体的な提言をいただき交通費の負担が実際には行動する若者たちの制約になっているという実態に改めて気づかされました。一方、交通費は、通学や旅行などの移動の目的を問わず、全世代が負担している費用であることから、今回の提案は、悪がメンバーと引き続き対話をしながら検討結果を1年以内にメンバーにフィードバックするということになっています。

うんまた現在東京都でも小学生から大学生世代を対象にしまして通学にかかる負担の状況の実態調査を伺う行っていると伺っています。

今後の検討を進める上で参考になるものと考え、例えば党の政策の進捗状況の調査や制度研究など若者たちと情報共有しながら、政策形成のプロセスを体験してもらいたいと思っています。

こうした動向も注視するとともに引き続き若者たちと対話しながら施策の有効性や実現可能性をしっかりと検討し、結論を出すよう所管部に指示したところでございます。

以上です。

中村副区長私から2点ご答弁いたします。

まず、児童館の時間延長についてです。

中高生世代にとって、家庭や学校以外の場所で18時以降も安心して主体的に学習や音楽、スポーツなどの活動ができる環境を整えていくことは区としても非常に重要であるものと認識しております。

現在区内2ヶ所の児童館で試行実施してます。

閉館後から21時までの時間を活用した学習スペース事業では、学習ニーズの充足のみならず、地域人材による見守りを通じ、子供たちの様子を、児童館職員に共有いただくなど、自動化がこれまで築いてきた地域支援者との関係性や福祉的な支援機能を生かした運営としています。

一方で、学習スペースとして開放するだけでは、中高生世代のニーズを十分に把握することが難しいという課題もございます。

この間の試行実施で得られた実績効果、課題などを踏まえ、学習スペースだけでなく、児童館閉館後も、中高生世代が遊戯室や音楽室まで利用できるよう、お話の効果検証の試験も含めた来年度の試行実施の拡張に向けて検討を進めてまいります。

次に大規模な国有地活用についてです。

旧国立医薬品食品衛生研究所跡地を含めた、上用賀1丁目国有地は国内でも希少な大規模未利用地です。

議員ご提案の多い施設整備にあたっては、腰痛、用途地域や地区計画など、都市計画上の課題への対応が必要な他、周辺の住環境や交通環境への影響も検討が求められます。

また、区では公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な更新と効率的な活用を進めており、新たな公共施設の整備については、建設費や維持管理費も含め、その必要性や効果を慎重に検討する必要があるとございます。

区といたしましては、芸術文化も一つの要素として捉えつつ、将来的な公共施設の再編整備地域地区のまち作りの方向性などを踏まえ、当該地の活用や具体的な方向性について検討するとともに適時適切に国への働きかけを行ってまいります。

以上です。

清水副区長私からは2点ご答弁申し上げます。

まず、世田谷版ユニバーサル農業についてです。

議員お話しの浜松市今日0円のユニバーサル農業は長年、障害者、高齢者、ひきこもりの方などの雇用創出1人1人の特性に合わせた農作業のシステム化生産物のブランド化により、高収益を上げているなど、先進的に取り組まれており、区として学ぶ点が大変多くございます。

農業者の高齢化、担い手不足等により、区内の農業農地が今後ますます縮小することが見込まれる中、雇用創出と収益性を両立させる農業の検討は、令和11年度にスタートする次期農業振興計画においても重要課題と認識しております。

まずは、農業者やJA、民間事業者、福祉関係者等と、浜松市などでのユニバーサル農業についての勉強会を設置し、令和9年度より順次、ユニバーサル化を進める予定である粕谷2丁目の農福連携事業の今後の展開も合わせ、ステークホルダーとともに研究を進めてまいります。

次に、持続可能な都市農業の推進を図るための道の駅機能の整備についてです。

区は、玉川野毛町公園において、公園の賑わいの中心となる便益サービスの拠点となる施設の公募を実施いたしまして、現在、事業者の選定の後、都市公園法に基づく公募設置等計画の認定公表に向けて協議を進めているところです。

公募に当たっては、防災や地産地消、買い物不便など、地域課題の解決も含めた提案を要件としており、議員お話しの世田谷区の農産物の販売など、道の駅が有する機能につきましては、今後、便益施設の運営事業者と協議を行い、実現に向けて検討を深めてまいります。

以上でございます。

知久教育長私からは、水泳授業について区立温水プールや民間プールの利用当該施設へのバス移動支援についてお答えいたします。

今般お示しした区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方の一部改定に向けた考え方では、共同利用拠点プールの活用に加え、区営プールや屋内民間施設を積極的に活用することとしております。

一方で、区営プールについては、区民利用との調整が必要であり、国内民間施設についても利用可能日が限られており、事業期間の長期化や施設への移動手段の確保などの課題も明らかとなっております。

今後も水泳授業に必要な学習環境の確保に向け、区営プールや屋内民間施設の活用に向けた調整を進めるとともに、活用の拡大や改築を待たずに早期の活用の可能性についても検討してまいります。

また、バス利用についても、経費負担や車両運転手の確保といった課題を整理しながら検討を進め、児童生徒の水泳授業の機会確保に努めてまいります。

私からは以上です。

新担当参事采女護符対策推進担当参事私からは、雨水流出抑制の強化に関してのご答弁にあります。

現在、区では民間施設における新築や改築また開発行為等が行われる際に、雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱や住環境整備条例に基づき、施設の設置にご協力をいただいております。対象面積の規模に応じまして単位対策量を定めてございます。

こうした中、東京都では、近年の気候変動による降雨量の増加台風の強大化等が想定されることなどを受けまして令和 5 年に東京都豪雨対策基本方針を改定し、区部の豪雨対策における目標時間 75 ミリから 85 ミリに引き上げ現在とでは、令和 10 年度を目途に、河川流域ごとの豪雨対策計画の改定作業を行ってございます。

区といたしましてはこの改定を踏まえまして、世田谷区豪雨対策行動計画の改定を進めてまいります。

その中で議員お話し of 民間施設にご協力をいただく。

対象施設や単位対策量につきましても併せて見直し検討を行ってまいります。

以上でございます。

佐藤都市整備政策部長私からはまず 2. 住宅への浸水被害軽減のための逆流防止弁等の補助制度の創設そして家庭で簡易にできる対策の周知についてご答弁いたします。

区では、建物新築の再建築主に対し、世田谷区建築物浸水予防対策要綱に基づき、地下半地下のある建物建築物や浸水予想区域内の建築物等につきまして、浸水予防対策 A の検討と届け出を求め、浸水被害の未然防止に取り組んでおりますまた、東京都下水道条例では地下、地下室などの月水の自然流下が十分でない場所への排水の設置についてポンプ設備等の設置など、逆流防止対策を求めています一方これらの逆流防止対策を既存の建築物に実施する場合は、施工性や維持管理の側面から建物ごとの状況を十分に事前確認する必要があります。

例えば、逆流防止弁の設置は、敷地内の既存排水管の施工や劣化状況によっては固形物の滞留など、日常の排水に支障をきたす恐れがあります。

また、ポンプ操法の新設は、敷地内建物周りへの掘削スペースの確保が課題となります。

区といたしましては、既存建築物への逆流防止等対策につきましては他自治体の事例等を含め、実効性のある方策を研究してまいります。

次に、各住宅内で実施可能な、下水の逆流抑制策といたしましては、トイレや風呂場などの排水溝にビニール袋に水を入れた水のう設置する手法もございます。

これらの効果等、既に掲載している他の豪雨対策とあわせて、くんの頼ホームページなどで広く周知してまいります。

続きまして、若者支援について奨学金返済の負担軽減に向け、新社会人を応援する家賃補助制度を創設するようについてご答弁いたします。

区の転出入の推移では、0 から 4 歳世代や子育て世帯の中心である 30 代以降は転出超過の傾向にある一方、進学や就職のタイミングに当たる 20 から 24 歳は大幅な転入超過の傾向が続いております。

若者への住まいに関する支援については、必要性や耐傷優先度などを見極める必要があると考えております。

昨今奨学金の返済が新社会人の安定した生活基盤を築く上で負担となっていることは認識しております。

そうした中で、ご提案の住宅手当の支給につきましては、奨学金を利用していない若者等のとの公平性に加え、継続的な財政負担や杏珠定住への効果などを踏まえ慎重な検討が必要と考えております。

区といたしましては、若者を取り巻く社会状況等を注視しながら、引き続き区民の住まいのニーズや選択に生じている課題を捉えた効果的な住宅政策の検討に努めてまいります。

以上でございます。

川島高齢福祉部長、はい、私から私からは介護情報基盤等について 2 点ご答弁いたします。

介護情報基盤につきましては、本年 4 月から、国による運用が開始されており、令和 10 年 4 月までに全国の区市町村で活用されるようになることを国は目指しております。

一方、ケアプランデータ連携システムは、令和 5 年度より運用が開始されているところですが、システム運用の効率化等の観点から、その機能について、令和 9 年 1 月に介護情報基盤へ移行する予定であることが示されております。

ケアプランデータ連携システムの活用促進を図るため、区では今年度より、区内介護事業所を対象としたオンライン説明会や研修会、アウトリーチを含めたシステム導入のための伴走支援に取り組んでおります。

今後、未着手の約 500 事業所がスムーズに導入できるよう、引き続き丁寧な支援を行ってまいります。

次に、介護 DX の推進についてです。

介護情報基盤では、行政が保有する被保険者に関する資格情報や認定調査情報の他、要介護認定の際に必要となる主治医減少、ケアマネージャーが作成するケアプランなどの情報が集約され、被保険者の同意の上であれば、関係者間での必要な情報の共有がオンライン上で行われるようになり、利便性の向上や業務の効率化等が図られるものと期待されております。

介護現場において業務の効率化や生産性の向上が図られることは、働きやすい職場環境の構築を通じた介護人材の確保定着介護事業所経営の安定化、さらにはサービスの質の向上

に寄与するものと考えております。

今後、国、都の動向を踏まえながら、介護 DX を推進し、区内における介護サービスの質、量の確保とともに、区民の利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からは、婚活支援に関し 2 点ご答弁いたします。

初めに、事前セミナーの実施についてです。

せた婚当日の交流をより充実したものとするためにははじめ、参加者にプロフィール作成やコミュニケーションのポイントなど、交流を深めることに役立つ情報をお知らせし準備いただくことが有効だと考えております。

現在もイベント当日には、参加者同士の交流に先立ち、運営事業者から一対一の個別トークにおけるアドバイスをを行うなど、必要なサポートを行っているところです。

今後はご指摘を踏まえオンラインを活用した事前セミナーなど参加者同士の交流やマッチングの促進に資する取り組みの実施に向けて検討してまいります。

次に開催回数の拡充や特色ある会場の活用についてです。

これまでの 3 年間の実施におきましては毎年定年定員に達する申し込みがある子とともに参加者からは満足の声を多数いただいております行政による婚活支援には一定のニーズがあると認識しております。

参加者へのアンケートでは、例えばバスツアー方式など、区に実施してほしい取り組みも伺っているところです現在のところ、例年のパーティー形式でを望む声が最も多いことから今年度も同様の方法で開催を予定しております。

今後ご提案の新庁舎の活用や開催回数の拡充など多様な出会いの機会創出に向けて他部署とも情報交換しながら検討してまいります。

以上です。

菅井教育政策生涯学習部長私からは、水泳授業の時間数確保に向けた酷暑対策についてご答弁いたします。

近年の猛暑により熱中症警戒アラートや暑さ指数の上昇など、水泳授業の実施に当たりましては、安全面の課題が生じているものと認識しております。

教育委員会では今年度の調査は今後行ってまいります但昨年度の調査結果によりますと、小中学校ともに多くの学校で授業日程の変更や振りかえ事業などの工夫を行い、おおむね計画通りの事業事業の時間数を確保している状況です。

また、中止や延期となった主な要因は、熱中症のリスクや大雨、雷の影響によるものであったことを確認しております。

一方今後も酷暑が継続することが想定されることから水泳事業の実施に当たりましては児童生徒の安全確保を最優先としながら各校の実情を踏まえまして効果的な所遮熱対策や暑熱対策について必要な対応を順次進められるよう検討していきます。

以上です。

山田学校教育部長、私からは、水泳授業および間教育につきまして順次ご答弁いたします。
まず着衣水泳の更なる充実についてです。

毎年、海や河川などの水辺における水難事故が全国各地で発生していることから、児童が水の危険性を理解し、万が一の際に自らの命を守るための知識や行動を身につけることは大変重要であるという認識のもと、全校で実施しております。

着 A は、水泳、通常の水泳授業とは指導とは異なり、水難事故を想定した専門的な知識や安全管理が必要であることから、指導経験を有する外部講師を活用することは有効であると考えております。

教育委員会といたしましては、これまでの学校、各校での取り組みの成果も踏まえ、外部講師を活用した着 A を実施する学校を増やすなど、取り組みの充実を図ってまいります。

また、外部講師の指導方法や安全管理上の留意点を学校と共有し、教員の指導力向上にも繋げてまいります。

次に、医学生をを活用し質の高いがん教育を水の推進についてです。

国が策定したがん対策推進基本計画や文部科学省の外部講師を活用したがん教育ガイドラインでは、医師やがん患者経験者等の外部講師を活用し、子供たちががんに関する正しい知識や命の大切さ患者への理解を深めることの重要性が示されております。

教育委員会においても、区内病院や NPO 法人団体と連携して医療従事者やがん経験者などを講師とした事業を実施し、専門的な知見や実体験に基づく学びの充実を行う図っております。

一方で、実施校は現在、小学校で 3 校から 5 校中学校では、議員お話しの通り、年中校程度と若干の減少傾向にあることから、その要因について、予算面や外部講師との調整学校現場の理解やニーズなどの観点から分析していく必要があると認識しております。

今後、実施状況や課題を分析した上で派遣していない学校への周知や事例共有を進めるとともに、外部講師を活用した事業拡大できるよう、医学生の活用も視野に入れて、児童生徒が専門的な知見に触れる機会の充実に努めてまいります。

以上でございます。

五十嵐経済産業部長私からは建設業に特化した職業訓練機関の創設についてご答弁いたします。

区の産業基礎調査では、人手不足を課題に挙げる。

建設事業者が 3 年連続で 5 割を超えており人材確保に加え、育成や定着を含む対策が必要であると認識しております。

建設業は区民生活を支える重要な産業であり区では、人材マッチング事業や人材育成に向けた資格取得補助などの取り組みに加え将来を担う高校生へのアプローチとして区内の都立高校において、建設業の仕事と魅力の理解促進に繋がる授業を行っております。

高い技術力を持つ人材が育ち、活躍することは事業者のみならず区民生活にも寄与するものと考えます今後も建設業界との対話を重ねて実態やニーズを把握しながらお話の技術の

習得や向上に向けた支援のあり方について検討を進め、建設業の事業促進の後押しに努めてまいります。

以上でございます。

中西生活文化政策部長芸術文化の発信拠点の整備についてお答えいたします。

区民が芸術を鑑賞し、活動に参加し創造することのできる環境を整備することは区の重要な責務の一つであると認識しています。

お話ございました。

兵庫県立芸術文化センターのように音楽演劇場 0 と多様な文化芸術の住民ニーズに対応でき、規模の異なるホールを備えた大規模な拠点は、都内最大人口を抱えるトークのみならず、近隣自治体も含めた需要にかなうものです。

一方公共施設等総合管理計画では、文化芸術施設も含め、区の既存施設の更新経費が増大しており、新規施設整備を行わないことを基本方針としています。

大規模未利用地の活用による新たな施設整備には課題も多く慎重に検討する必要があります。

まずは区民の文化芸術の振興に寄与する環境をより一層充実させるため、文化芸術の拠点である世田谷リーフレットホールにおいて、文化財団との連携のもと、音楽に加え、多様な舞台芸術の充実を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

岡本のぶ子議員はい、再質問させていただきます様々ご答弁いただいたんですけれども5点ほど再質問いたします。

まず一点目が先ほどの区長の答弁の中で就活支援センターの閉じ登録の件なんですけど情報登録について、65歳以上原則とするということを懸念こちら申し上げました。

区長は答弁の中で対象を拡大するというのをもう検討しているという答弁をされたんですけれどもそれでよろしいのでしょうかということが一点です。

それ以外にユニバーサル農業については答弁の中では次期農業振興計画の中で重要課題であるという認識が述べられましたが、計画への位置づけについては言及されませんでしたその点を伺います。

あと奨学金返済の負担軽減に向けてのこの新社会人に対する家賃補助制度につきまして奨学金を利用していない人との公平性ということが述べられてますけれども30年ぶりに長期金利が上昇するなど、この緊優里氏、奨学金の返済額の総額の増額に繋がっているということでの負担軽減ということは非常に今求められることだと思いますので改めて区の見解を伺います。

それで、次のががん教育についてですけれどもあのがん教育もやはり学校任せにするのではなく品川区のように、教育委員会として外部講師がちゃんと活用できるように取り組むことが必要と考えますがその点の区の見解を伺います最後に建設がアカデミー創設についてということで建設業の方々はもう待ったなしの状況でございます。

技術者の高齢化や空洞化が進んでおりますので時間をかけすぎると、技術の承継が進まず、また建物の劣化、品質低下にも繋がりますその点について迅速な検討が必要と考えますが、区の浅いし、再答弁を求めます。

保坂区長再質問にお答えします。

先ほど答弁したようにですねこの就活情報を登録に関して 65 歳以上という、この年齢をそこで区切らず。

年齢のみそ、それより若い方を対象外にするという革新的な扱いではなく、柔軟な対応をするということを検討を始めているということで指示を既にましていますという答弁をいたしました。

以上です。

清水副区長はい、再質問にお答えいたしますユニバーサル農業の推進について次期農業振興基本計画農業振興計画に位置づけると捉えてよいかというご質問に対してのご答弁となります。

次期農業振興計画は、令和 11 年度を始期とする 10 年間の計画として策定する予定であり、令和 9 年度から 2 年にわたり農業者、関係団体、JA、学識経験者等とともに、世田谷区における都市農業の現状と課題や次期 10 ヶ年の取り組みを検討してまいります。

ユニバーサル農業につきましては、今回、まずは先駆的な取り組みを現地で学んでくるよう議員お話しの浜松市の今日 0 円株式会社また足利市の試み学園小ファームワイナリーについて職員に視察を指示いたしました。

住宅都市世田谷の農業の現状、課題も踏まえ、農業者、関係機関等にも意見を聞きながら、計画改定の中で検討を進めてまいります。

以上でございます。

佐藤都市整備政策部長はい再質問にお答えいたします。

若者支援についてでございますお話にありましたように金利の上昇に伴い、貸与型奨学金の返済総額が膨らみ大学生や新社会人の負担が大きくなりつつある現状については認識しております。

区といたしましては、奨学金貸与を受けた新社会人につきまして、国や都の動向を注視しながら、若者の住まいに関するニーズや課題の把握に努め、必要な支援策について研究検討してまいります。

以上でございます。

山田学校教育部長再質問にお答えいたしますが区教育の品川の例を踏まえながら外部講師の活用で先行実施せよというご答弁でございます。

議員ご指摘の通り外部講師を活用したがん教育を継続的に実施していくためには、各学校の個別の取り組みに委ねることだけではなく、教育委員会として実施しやすい環境を整えていくことが重要であると認識してございます。

外部講師を活用している学校の取り組みを他の学校へ周知するとともに、品川区など、他自

治体の先行事例も参考にしながら、教育委員会が主体となって、まずは医学生の活用に向けた近隣の大学病院等との関係を構築する必要があるとございます。

こうした取り組みの成果や課題を踏まえながら、外部講師を活用したがん教育の実施校の拡大を図り、将来的な全校実施も視野に入れながら段階的に拡充に努めてまいります。

以上です。

議長五十嵐経済産業部長私からは職業訓練機関の創設に関する再質問についてご答弁いたします。

建設業の就業者につきましては55歳以上の割合が全産業に比べて高いというデータもありまして人材確保と同時に技術の継承も喫緊の課題であると認識しております今後対応像が見込まれる公共施設の整備や維持管理という点からも区内建設業の技術力の維持向上とそれに伴う円滑な事業活動を実現していくことが求められます。

ご提案の職業訓練機関につきましても、こうした状況認識した上で建設事業者の意見を聞きながら、しっかりと検討を進めてまいります。

以上でございます。

岡本伸子議員はい以上で公明党府議団の代表質問を終わりますが、あの、区民に寄り添う区政の改善を重ねて要望しまして残りは決算委員会で質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で岡本のぶ子議員の質問は終わりました。

これで各会派の代表質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2を上程いたします。

日程第2 一般質問一般質問についての発言時間は1人10分以内といたします。

質問通告に基づき順次発言を許します。

5番佐藤美紀議員議長、5番佐藤美紀議員まず、災害対策関連で3点を伺います。

最初に、災害時の救援物資が確実に行き届くための座組について伺います。

さっきの熊本地震の際、八代市では、避難所に支援物資を取りに来られない高齢者の方などに向け配送する仕組みを、青年会議所の連携により実施し、物資供給の目詰まり解消に繋がっていました。

その際のこのJCのチラシをパネルにしてあるのでご覧ください。

私は4年前振り替えの決算委員会においてこのテーマについて取り上げ、Uberなど、フードデリバリー事業者と災害時の連携体制を構築し、事業者の持つ配達ノウハウを災害時に活用することで、避難所まで物資を取りに行くことが困難な方のに、自宅に届けるラストワンマイルの仕組みを提案しました。

4年前は区の地域防災計画でも救援物資の運搬については避難所までの運搬のみ、民間事業者との災害協定があったこともあり、議会提案のみで終わっていました。

昨年度、区は、地域防災計画を改定し、避難所まで取りに来られないよう配慮者への良いよう配慮者などへの配送をボランティアや NPO との連携によって行うと位置づけています。以前と異なり、ラストワンマイルの支援の必要性は認識されたわけですが、一方でこうしたボランティアの担い手のみでは配送のノウハウ等不十分と言えます。

他自治体ではこうした災害時のラストワンマイル支援のために、例えば焼津市では、Uber Eats と平時からの買い物困難困難者支援を含めた災害級災害包括協定さいたま市ではヤマト運輸と指定避難所からの配達を含めた災害協定を締結しています。

当区は人口 93 万人、指定避難所も 96 ヶ所と広大なので、複数の業態業種との会災害協定により、災害時の在宅避難の支援をよりきめ細やかに実効性あるものにすべきと考えます。見解を伺います。

2 点目に、マンション防災についてです。

今年度区はマンション内のマンション内の共助の仕組み作りの一環で、マンション出前講座を開始し、申請のあったマンションに講師派遣をする取り組みを始めましたこのマンションば出前講座についてもチラシにしましたんでチラシをパネルにしたのでご覧ください。私の住むマンションでも、こちらを活用して口座を今月末開催する予定ですが、講座内容を地域の方と固める中で、マンション固有のリスク、例えばエレベーターが止まった場合の対応などを、講座内容に盛り込もうとなりました。

日頃より消防署と連携のある町会を返して担架で人を運搬する体験を講座で実施する予定です。

久我マンション防災の出前講座を実施マンションば防災の出前講座の告知をする際にこうしたマンション保有のリスクを具体的に打ち出すことが必要ではないでしょうか。

今回のように、消防署など連携先への橋渡しも多くができると実効性のある口座となり、結果としてマンション防災の拡充に繋がります。

区の見解を伺います。

3 点目に、防災行政無線について伺います。

先月下旬、茨城県で発生した地震では、世田谷区内も震度 4 を記録し、防災行政無線から、地震発生の放送がありました。

このときもそうですが、区民の方からは、防災、防災無線が大音量のわりに聞き取れないという声をよく寄せられます。

現行世田谷区では防災行政無線の内容が聞き取れなかった場合に区民の皆さんに電話をかけてもらって確認してもらおう。

専用電話番号をホームページで案内をしていますが災害時にはより速やかに直接的な情報伝達が肝要です。

他区では防災無線の内容について、防災ポータルや防災アプリに連動させ、プッシュ通知で区民に届ける仕組みを導入しているところもあります。

徳はトークではせたがや防災ポータルがありますが、ここに防災行政無線の内容を表示さ

せ、プッシュ通知ができないでしょうか、見解を伺います。

次に、豪雨対策について伺います。

頻発する豪雨により、区民の皆さんの浸水冠水被害への懸念が高まっており、様々な声を私もいただく中で、先日、矢沢通りに取まりの方か茶山通り近くにお住まいの方からご相談がありました。

この方の家の前は駆動で、区の土木事務所が薄いの蓋を金網グレーチング上のものに変えたそうですが、家の前に交差する道道路が私道で、かつ、市道側の方が家よりも土地が高くなっているため、市道側に何か措置を講じられないのかというものでしたこの金網の 2 佳奈美グレーチング上の負担についても写真をパネルに入れてありますのでご覧ください。

ゲリラ豪雨などで道路の冠水や河川氾濫といった水害を防ぐために、区では、豪雨対策行動計画を定め、東京都管轄で整備されるはい、下水による排水能力に合わせて雨水をいかに流出抑制するか流域対策を雨水浸透ますや透水性舗装、さらには、グリーンインフラにより推進していきましています。

頻発化する豪雨の際、目に見える地表の水位に対し、写真の呉佳奈美グレーチングのような下水に落とし込む機能は区民の皆さんにとってわかりやすいものでありますが、下水のキャパシティには限界があるため、こうした対策とともに、雨水はいかに下水にすぐに落とさず、地下に浸透させていくか。

前日の透水性舗装や雨水浸透枡等を指導も含め、区民の皆さんに取り組んでいただくことが重要です。

指導におけるこの流域対策についての見解を伺います。

次に、世田谷架け橋プログラムについて 2 点伺います。

今般、幼稚園保育園から小学校への架け橋時期において、両方症の学びと育ちを繋ぐことを目的としたプログラムが策定されました。

プログラムにある、幼児期の終わりまでに育ってほしい中の姿は、幼稚園保育園小学校の各現場を繋ぐ共通言語として今後学び舎単位で一つのからカリキュラム策定する際など、活用が期待されます。

こちら中の姿のページもパネルにしてあります。

一方でこうした学び舎の取り組みにあまり参加していただけなかった私立幼稚園に対しては、どう参画へと繋がる繋げていくのでしょうか。

プログラムの実相を私立園を含め広げていくことについての区の見解を伺います。

関連で区立幼稚園の集約化についても伺います。

今般提示された区立幼稚園の集約化計画では、区立幼稚園四つを 2 園に集約し、3 年保育や預かり保育なども開始するとしています。

前日の架け橋プログラムには、施設類型を超えて連携協働することや、全ての子供のウェルビーイングを実現するという目的も掲げられており、集約化契約を、計画を進めるにあたって、二つの政策を別々に進めるのではなく、プログラムの実装とか、関連付けて詰めていた

だきたいです。

また、集約化と同時に、3年保育、預かり保育も導入していくのであれば、集約化の先に認定こども園化を見据え見据えてはと考えます。

区の見解を伺います。

最後に、基本計画の中間年に向けて2点伺います。

2000、2024年度からの世田谷基本、世田谷区基本計画は来年8年計画の中間年を迎え、この間の間の振り返りのタイミングとなります。

こうした計画の策定や評価の際に取り入れられるものとして、デジタル庁が3年前に自治体向けに公表した地域幸福度、ウェルビーイング指標があり、品川区では、地域幸福度を用いて、区民が重要と考えている一方で、満足度が低い領域を把握したり、有線予算編成に活用したりしています。

地域幸福のウェルビーイング指標には隠し、各政策に対してどうだったのかという、あくまで縦割りの成果指標にとどまらない。

それらを予告審査して、区民の幸福度がどう上がったかを見れる点に優位性があります。翻ってトークも基本計画策定時にはウェルビーイングの観点を盛り込まれていたと記憶していますが、中間年の評価にはどう活用されるのでしょうか見解を伺います。

関連で子供のウェルビーイングの観点でも1点伺います。

昨今猛暑や豪雨により、外遊びできる日が減っている中、屋内空間で遊び場を確保してほしいという声をよく聞くようになりました。

基本計画では子育てしやすいと感じる割合がしようとしてありますが、これだけでは見えてこない環境社会変化を踏まえて子供のウェルビーイングの観点を今後の各政策、スポーツ施設、公園整備などに取り入れていただきたいですが見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

多賀谷危機管理部長。

はい災害対策につきまして順次ご答弁させていただきます初めに指定避難所の救援物資を取りに来られない方のための支援でございます地域防災計画を踏まえました災害時物資配送計画では、在宅避難者に対しまして発生からおおむね4日目に降に国、都からの支援物資を指定し、指定避難所で配布することとしております。

なおご高齢の方など指定避難所での受け取りが困難な要配慮者に対しましては、臍帯各部がそれぞれの役割のもと、世田谷ボランティア協会世田谷区社会福祉協議会などと各種団体と連携しお届けすることとしております。

要配慮者への支援は重要な課題と考えており、本年8月にはヤマト運輸株式会社とも配布を担えるよう、協定を見直しをいたしました。

ご提案のフードデリバリー事業者との協定についてつきましても、より迅速かつ確実な物資配送に向けた担い手の一つとなりうることから、今後関係所管とも連携しながら検討を進めてまいります。

次にマンション防災についてでございます。マンションでは戸建て住宅とは異なる防災上の課題があることから、区ではマンション防災の冊子を作成しまして必要な備えについて周知を行ってございます。今年度開始しました出前講座でもマンションに特化した在宅避難に必要な備えや共助の重要性についての講義を行ってございます。リスクを前面に出した広報につきましては区のお知らせせたがやは9月1日号で、在宅避難の啓発として活用したところ防災用品の特別あっせん等の申し込みが急増するなど効果と受け止めているところでございます。マンション防災につきましても議員ご指摘のリスクを前面に出した広報の効果的な手法を検討するとともに防災教室等のご相談には、総合支所とも連携しながら取り対応をまいります。

最後に、防災無線等の内容を世帯防災ポータルで確認できるようにというご質問でございます。防災無線等からの放送内容につきましては、放送後24時間以内の内容を電話で聞く聞くことができる防災無線電話応答サービスの現在運用してございます。

この電話応答サービスの周知も必ずしも十分ではないため、生体防災ポータルに電話番号を掲載しこのサービスのWebページのリンクをわかりやすく表示するよう、至急改善をいたします。またご指摘の防災無線等の放送内容につきまして、世帯防災ポータルで文字情報として確認できるようにすることにつきまして実施手法や他のソフト活用など、経費面も含めまして運営事業者等の検討を進めてまいります。

以上でございます。

うねめ護符対策推進担当参事私からは指導における流域対策についてのご答弁です。

これは近年増加する豪雨による都市型水害への対策として、河川や下水道への負荷を軽減するため、雨水浸透枳の整備を初め、雨水タンクの設置など、グリーンインフラの視点を取り入れながら、雨水流出抑制施設の設置を推進し、流域対策に取り組んできてございます。指導における雨水対策に関しまして、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱で対策を定めてございまして、ご協力をいただいているところです。

区としては、流域対策をさらに推進していくためにも、市道整備や私道排水整備の助成制度について掲載をしております。区ホームページに指導のできる流域対策の意義と効果また助成制度は浸水対策で活用や貢献できることなどを発信するとともに、止水板設置の相談など様々な機会を捉えまして流域対策について積極的に周知してまいります。

以上でございます。

宇都宮教育総合センター長私からは世田谷架け橋プログラムについて2点ご答弁申し上げます。まず、今後の進め方についてでございます。

幼児教育と小学校教育では、様々な違いはありますが、子供の学びと育ちは連続しており、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿中の姿は幼保小の先生方が語り合うときの手がかかりになります。

また、10の姿は、到達目標ではありません。

幼保小の先生方が中の姿を共通の視点として語り合い、ともにカリキュラムを作成するこ

などを通して学びや育ちをよりよく繋いでいくことが重要であると考えます。

まずは、学び舎の既存の連携を基盤として小学校と窓口円が中心となってカリキュラムを作成し、私立幼稚園、認可保育所等を含む就学前施設と共有しながら架け橋期の取り組みを進めてまいります。

次に区立幼稚園の認定こども園化についてです。

区立幼稚園は、集約化等計画に基づき、各地域に1円程度に集約し、3年保育や預かり保育の拡充等の機能拡充を図るとともに、区の乳幼児教育保育の質の向上を牽引する役割を担っていくものと考えております。

幼稚園は、給食提供や土曜日の受け入れがないこと預かり保育時間が短いことなど、認定こども園とは異なる点もありますが、それらに対応するには、保育枠の設定や施設、人員体制の整備などが必要となってまいります。

将来的に認定こども園化をすることについては保護者ニーズや地域における乳幼児教育保育施設の状況などを踏まえながら、区立幼稚園に求められる機能や運営のあり方等を総合的に検討してまいります。

以上です。

田中政策経営部長私からは2点まず計画におけるウェルビーイングの視点についてご答弁いたします。

ウェルビーイングとは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的精神的社会的に良好な状態にあることであり、基本計画においては、この言葉自体は前面に掲げておりませんが、区民1人1人の生活の質や幸福感の向上を重視しており、計画全体を貫く考え方として、ウェルビーイングの理念を強く意識しています。

また、国のデジタル田園都市国家構想の取り組みの中で共通指標として、地域幸福度指標の活用を提唱していることも承知しており、データと切削との因果関係の検証や精緻なデータの収集評価分析の手法など課題も多くあることから区としてはまずはそれぞれの政策施策事業の評価のための主観的指標と客観的指標を組み合わせる取り組みをしていくこととしています。

来年度は基本計画の4年目となることから、計画の中間見直しに取り組んでまいります。見直しに際しては、重点政策分野別政策の成果指標の中間現況値を図ることとしています。その結果も踏まえ、今後の評価に反映し、区民のウェルビーイングの向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、子供のウェルビーイングとしての遊び場についてです。

基本計画における子供関連の政策においては、自分のことが好きだということも、若者の割合、子供若者と子育てを支える資源の数や子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合などを成果指標として設定しました。

計画の中間見直しにあたっては、これら指標の推移などを踏まえるとともに、お話の猛暑や豪雨などの気候変動による子供のウェルビーイングへの影響も含め、計画策定時には捉え

きれなかった社会状況の変化も勘案していく必要があると考えています。

基本計画では、屋内空間の遊び場など、個々の政策機能を定める性質のものではないことから公共施設総合管理計画やその他個別計画とのバランスも図りながら、子供、子供のウェルビーイングも含め、総合的に判断するものと捉えています。

私からは以上です。

佐藤美樹議員 1 点再質問させていただき、再質問させていただきますラストワンマイル支援なんですけれども災害時、この主権物資が目詰まりを起こさずに区民の皆さんに確実に届くことというのは非常に重要だと考えています日頃からこの配達事業者など民間事業者の方と連携あるいは災害協定ということを結んで確実に備えていくことが重要と考えますがこの点について区長の見解を伺います。

保坂区長佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

最近の熊本大であった自身において、全国から送られてくる多数の救援物資が数多くそして避難所に配布していくことに大変苦勞されているという枠から実情を追う。

お聞きを伺いに行った危機管理官からも報告をいただいているところでございます。

世田谷区は在宅避難を推奨しているだけに、支援物資がその在宅避難者に届く仕組みも大変重要だと感じております。

評価部長が先ほど答弁いたしましたヤマト運輸株式会社については国や都からの物資を受け入れる役割となっている。

羽田マクロのゲートでございしますが、この 7 月私も視察をしまして世田谷区内向けの物資ストックスペースやこの巨大な物流倉庫の仕組み自体を見てまいりました。

その後日頃の配達のノウハウを生かして、新指定避難所で受け取りが難しいよう配慮者の皆さんに対する物資の配布について協定に盛り込んで見直したところでございます。

またお話あったフードデリバリー事業者や既に協定を結んでる高い事業者などのノウハウを活用しながら、必要な物資が在宅避難を継続する方の元に届くような仕組みがどのように構築できるのか検討を進めたいと思っております。

要配慮者の避難所のそうも含めて、あるいはその手前で配布や支援民間事業者の協力が多面的に得ることができるよう協議をしてまいります。

以上です。

佐藤美樹議員続きは決算委員会で取り上げたいと思います。

終わります。

以上で佐藤美紀議員の質問は終わりました。

次に、26 番桜井純子議員、26 番桜井純子議員通告に従い質問いたします。

初めに、ともに学びともに育つインクルーシブ教育について伺います。

ともに学びともに育つインクルーシブ教育が差別や排除のない共生社会を作る土台となることは、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会を目指す条例やせたがやインクルージョンプランにも位置づけられた世田谷区の基本政策です。

2016年7月26日未明に起きた。

相模原市津久井やまゆり園事件から10年が経ちました。

この事件は、私達1人1人の心の中にあるかもしれない。

優性思想に迫る衝撃的な事件です。

未だに過去の事件にすることはできません。

今年7月、津久井やまゆり園で喧嘩をしたときにこの10年、何を変えることができたのかと問いかけられているようでした。

そして8月末、障害のある子供が普通学級で過ごすことに対してSNS上で批判炎上があったことを知りました。

なぜこのようなことが起きるのか。

世田谷区は、障害があることを理由に子供普通学級から分離しない、インクルーシブ教育の実現に向けて歩んでいます。

インクルーシブ教育は、障害のある子供のためだけではなく、障害のない子供日本語を母語としない子供、セクシャルマイノリティの子供など、多様な子供たちが分離されず、ともに学びともに育つ人権教育です。

この出来事を踏まえて思うのは、社会の理解を粘り強く広めていく必要があるということです。

なぜ、全ての子供がともに学びともに育つインクルーシブ教育を目指すのかという意義への理解を広げることも学校現場の実践とともに取り組むべきです。

今年の予算特別委員会で、子供や保護者地域の理解を広げるためのインクルーシブ教育リーフレットの作成を求め検討するとの答弁をしました。

その後の進捗はどのようになっているのでしょうか。

リーフレットの内容と作成プロセスについて伺います。

一方で気になるのが、今年度から始まった5歳児健診です。

この年齢には就学児健診が実施されているのにさらに子供をふるいにかける仕組みをつくるのかと感じます。

保護者からは、調査によって、自分の子供にこれができないありがたいと突き付けられ、焦りを感じたり、子供を見る目が変わってしまうのではないかと。

早期選別や早期便率が繋がるのではないかとという不安と懸念の声が届いています。

世田谷区は、就学前から子供を分けないインクルーシブ保育を行っているはずですが。

5歳児健診とインクルーシブ教育との整合性について区の見解を伺います。

次は、全ての区民の意思決定を保障する取り組みについてです。

私は私達のことを私達抜きで決めないでという障害者運動から生まれたこの言葉は、障害のある人だけではなく、全ての人のためにある言葉だと思っています。

誰1人として自分の意思を持たない人はいない。

そして、自分の意思を尊重されなくて良い人もいません。

1人1人、固有の意思が尊重されるためにも、意思決定支援の構築が必要です。

現在、世田谷区では、障害理解の促進と地域共生社会の実現を目指す条例の改正作業が進められ、意思決定支援が盛り込まれる予定で、現在パブリックコメントが実施されています。以前、人権侵害の問題がある制度として指摘した成年後見制度は今年6月に改正法が成立、公布され、現在、現行制度を大きく見直す方向が示されています。

こうした制度改革が進む中で、私は本人に代わって決める支援と本人が決めることを支える支援を明確に整理する必要があると考えています。

民法等の改正の趣旨を踏まえ、成年後見制度と意思決定支援の関係を区はどのように捉え、今後の権利擁護施策にどのように反映していくのか、見解をお聞きます。

昨年度実施された障害者実態調査では、成年後見制度の利用状況や今後の利用予定が調査項目となっていました。

この項目に対し、行政から成年後見制度の利用をすすめられているのではないかと。

自分の意思や選択よりも、制度利用が先にあるのではないかと感じる人もいると聞いています。

成年後見制度を含む第5医師決定については、国連障害者権利委員会からも韓国が示されるなど、人権の観点から、制度のあり方が問われ、改正に至りました。

だからこそ、この調査項目についてこの質問を受ける人がどう受け止めるのか。

必要な項目なのかなどを慎重に検討する必要があるのではないのでしょうか。

見直しが必要です。

区が昨年度行った障害者実態調査の調査項目に成年後見制度の項目を設けた意図と回答の活用について、そしてまた今後は、成年後見制度の利用促進ではなく、本人が意思を形成表明し、実現することを、権利擁護の基本とすべきです。

区の見解を伺います。

さらに、パーソナルアシスタントなど、本人の生活や選択を支える支援、意思決定支援、成年後見制度について、それぞれの役割をどのように整理し、本人に必要な支援を必要な範囲で提供する仕組みをどのように構築していくのか伺います。

最後に、災害時における人権保障についてお聞きいたします。

世田谷区は、被災後の生活費、避難生活について、在宅避難を推奨しています。

ここで重要なのは、在宅避難を自分で何とかする避難にしないことです。

災害によって電気や水道などのライフラインが止まる、医療や福祉のサービスが受けられなくなる家族や地域との繋がりが絶たれ、様々な安心できる居場所が失われる。

こうした環境の変化によって、それまで支援を必要としていなかった人が新たに支援を必要とすることもあります。

特に乳幼児や子供、障害のある方、医療的ケアが必要な方などの中には避難所に出向くこと自体が難しい方や情報を得ることや必要な支援を求めることが難しい方もいます。

在宅避難を推奨するのであれば、被災生活が続けば、支援を必要とする人が声を上げにくく

なり、支援が繋がれない場合を想定する必要があります。

約 93 万人の区民に対し、避難所に入れるのは約 17 万人と想定されています。

その状況下で、在宅避難を選択した人にも必要な支援を届けるために区としての責任を認識し、体制を構築していく必要があります見解をお聞きします。

また、平時から被害が外から見えにくく、被害を受けても声を上げることが難しい性暴力や DV 被害は、災害時には深刻化し、さらに潜在化しやすくなります。

実際、2016 年の熊本地震では、県警が把握した避難所やその周辺での矯正成功や盗撮などの事案が約 10 件あったことが、国会で報告されています。

しかし、これはあくまで把握されたものであり、この件数だけで、被害の実態を判断することはできません。

被害が見えないことと、被害が起きていないことは同じではありません。

例えば、熊本市男女共同参画センターは、避難所を訪問する避難所キャラバンを行い、避難所の環境改善だけではなく、性暴力、DV 防止の啓発や、相談に繋げる活動を行いました。また、能登半島地震でも過去の災害の教訓を踏まえ、避難所での性暴力、DV 防止の啓発や相談に繋げる取り組みが行われています。

さらに、今年 7 月 28 日に発生した。

熊本地震では、これまでの被災経験を踏まえ、熊本県が避難所における性暴力被害防止のための啓発やチェックシートの活用を進めています。

これらの取り組みは、性暴力や DV 被害を被害が起きてから対応する問題ではなく、災害時にお切り、起こりうる人権侵害として、発災直後から予防する必要がある問題として捉えているからこそ行われています。

災害時の性暴力や DV について、被害を未然に防ぐ環境作りと、被害が生じた場合、相談支援に繋がる体制や情報提供をどのように整備するのか、また、防災計画や避難所運営在宅避難支援に当事者の声をどう反映していくのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

山田学校教育部長私からは、インクルーシブ教育のリーフレットにつきましてご答弁いたします。

区で作成するインクルーシブ教育のリーフレットにつきましては、今年度中の完成を目指して作成を進めており、保護者や地域の方々を初め、広く区民の皆様に、令和 9 年度から配布できるよう準備を進めております。

リーフレットでは、障害の有無にとどまらず、多様な背景や特性のある子供たちが互いの違いを認め合いながら、地域の学校とともに学びとも、ともに育ち、子供たちを地域全体で支えるという。

世田谷区が目指すインクルーシブ教育の基本理念をわかりやすくお伝えすることを考えております。

また、ガイドラインで示した行動コンセプトを踏まえた学校の人選や子供たちの学びの姿

を紹介し、インクルーシブ教育が全ての子供の学びと成長に繋がる取り組みであることを理解できる内容となるよう検討しております。

今後、専門家の知見も取り入れながら、内容の充実を図り、学校だけでなく、家庭や地域の方々とも理念を共有できるリーフレットを作成してまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは区の 5 歳児健診とインクルーシブ教育との整合性についてお答え申し上げます。

区の 5 歳児健診については、ともに学びともに育つことを目指す区のインクルーシブ教育の理念を踏まえ、教育部門とも密に連携しながら検討を進め、今年度から開始しています。

このことから、医師、保健師、心理職等の検診従事者が 5 歳児健診は診断をすることや選別分離を目的にしたものではなく、子供たちが楽しく園生活を送り、就学後も円滑に集団生活を送ることができるよう支援に繋げる場であると十分理解した上で取り組んでいます。

その上で、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、子供の強みとともに確認し、日常でできる対応の工夫等について助言するとともに、今後の方向性について共通理解を図ることを重視しています。

今後とも、幼稚園、保育園や世田谷区玉川両医師会の小児科医会等の協力を得ながら、5 歳児健診の意義や目的について、保護者への丁寧な周知に努め、子供 1 人 1 人に応じた数学を見据えた支援を保護者とともに考える機会であることを十分に説明することで対象となる方が安心して受診できる環境を整備してまいります。

私からは以上です。

大和保健福祉政策部長私からは、意思決定を保障する取り組みのあり方のうち、成年後見制度に関してご答弁いたします。

区では障害のある方を初め、誰もが自らの意思に基づいて地域で暮らし続けられるよう、本人の意思決定を尊重することが、権利擁護政策の基本であると認識しております。

また、成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利や財産を法的に守るための仕組みの一つであると考えております。

成年後見制度については、令和 4 年 9 月に、意思決定支援の重要性を踏まえた国連勧告がなされるなど、制度見直しの機運が高まる中、本年 6 月に成立した改正民法においても、本人の意思を尊重しながら必要な範囲で支援を行う方向で見直しが進められております。

区といたしましては、こうした国の動向を注視し、制度改正の趣旨や内容を適切に踏まえてまいります。

また区では、世田谷区地域保健医療福祉総合計画後期計画の見直しに着手しております。

本計画には、成年後見制度利用促進基本計画も包含しており、改正民法の内容等も踏まえながら、障害施策や高齢施策を所管する関係部署とも連携し、適切に反映できるよう検討を進めてまいります。

私からは以上です。

杉中障害福祉部長私から 2 点ご答弁いたします。

まず、障害者実態調査における成年後見制度の設問についてです。

区では、せたがやインクルージョンプラン策定における基礎資料とするため、障害者児の生活や心身の状況、その置かれている環境等を把握することを目的とした実態調査を毎回実施しています。

成年後見制度に関する設問は、平成 26 年度実施分の実態調査から始めており、これは同年の厚生労働省から示された実態調査の設問項目の雛形に成年後見制度に関するものがあり、区としても、それを参考にしています。

次回の実態調査に向けては、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現を目指す条例の改正内容を踏まえ、質問のあり方について検討してまいります。

なお、調査結果については、成年後見制度の関連所管とも譲歩情報共有をしているところです。

障害者の権利擁護のあり方として、成年後見制度の利用を前提とするのではなく、当事者の選択を支えることを基本的な考え方として、障害者の日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活ができるよう、その意思決定支援についてしっかりと取り組んでまいります。

次に、本人にとって必要な支援を必要な範囲で提供する仕組みの構築についてです。

パーソナルアシスタンスは、障害者の自立生活を支えるため、障害者自身がヘルパーを直接雇用するなど、その主体性を尊重した仕組みであり、意思決定支援は、障害者の日常生活等において医師移行や価値観に基づき、その意思が反映された生活を送ることができるよう、本人が意思決定できる状態を可能な限り支えることと認識しております。

一方で、成年後見制度は、判断能力が十分でなくなり、自分 1 人では契約や財産管理が困難となった方でもその方の権利を守り、法的に支援する制度です。

区は現在、条例改正を進める中で、障害者の意思決定支援に関して、条文化を予定しており、今後、障害福祉サービス事業者の意思決定支援力の向上、区が支援するなど、障害者の意思が最大限尊重される仕組みの構築に努めてまいります。

以上です。

加賀谷危機管理部長災害時における人権保障につきまして 2 点ご答弁いたします在宅避難の方への支援の体制構築について初めにご答弁いたします区では在宅避難を安心して継続できるよう、日頃から水食料トイレ等の備蓄を始めとしまして各家庭での備えについて啓発を行っているところでございます。

在宅避難者への支援につきまして、自ら必要な物資や支援を受ける取ることができる方は自助を基本としつつ、必要に応じまして、共助、公助に繋がることを想定としております。一方乳幼児や子供、障害のある方や医療的ケアが必要な方などの中には、災害時に避難所に出向くこと自体が困難な方、さらには災害による環境の変化により、新たな支援が必要となる方もいるものと考えております。

こうした配慮の必要な方につきまして行政による支援を始めとして事業者、地域ボランティアや NPO 等の活動も期待されます。

物資の確保の他、医療や福祉サービス見守りなど、それぞれの専門分野を生かしました連携を進め、確実に支援が届くよう区として仕組み作りに取り組んでまいります次に災害時における性暴力 DV 情報格差、孤立などの問題についての未然防止の環境整備、それから相談支援に繋がる仕組み各種計画への当事者の声の反映などについてお答えいたします。

浸水深最後にまとめられました報告書では、災害時には生活環境の変化や地域との繋がりの希薄化などにより、平時からある性暴力や DV 等の被害効率といった人権に関する問題が顕在化し、拡大され、より深刻化することが指摘をされてございます。

区としましては避難生活におけるプライバシーや安全の確保、相談に繋げるための環境す情報提供、見守りなどを安心して避難生活を送るための環境整備や相談支援の体制整備を進めていく責任があると考えております。

現在災害対策に関連する計画等の策定におきまして助成を始めたような立場への配慮の視点を持った方に参画をいただきながら検討を進めてまいります今後も引き続き、関係所管や地域、各種機関とも連携し、またこれまでの震災の教訓も踏まえ、様々な方の様々な立場の方のニーズを把握する機会を設けまして、災害対策における各種計画策定および在宅避難支援等に活用してまいります。

以上でございます。

桜井純子議員今回取り上げましたテーマは三つありましたがそれぞれがバラバラであるということではなくて 1 人 1 人が尊厳を守られて暮らしていく地域社会をつくるために本当に重要なことだと私は思っています。

質問の中でも取り上げましたが、私達のことを私達抜きで決めないでというその言葉とそしてその背景にある様々な課題ということそしてともに学びともに育つインクルーシブ教育ということが人権教育として存在をしているということそしてこれらが実現をするということが、非常時に、本当に 1 人 1 人が守られるような社会であったなと実感できることに繋がると思っています決算特別委員会を通して世田谷区の人権政策が進んでいくように質問させていただきますが世田谷区以前よりもどんどん進んでいると思っています。

これからも質問とし、押ししながら進めていきたいと思います。

以上です。

以上で桜井純子議員の質問は終わりました。

次に、30 番岡川大希議員 30 番岡沢大希議員三省堂の岡川大希です通告に従い質問いたしますまず初めにいじめ重大事態における被害生徒の安全確保と実効性ある再発防止について伺います。

私のもとに生徒間で繰り返し金銭を要求され、保護者の把握する範囲でも、総額約 50 万円に及ぶ被害が生じた。

いじめ重大事態についての相談が寄せられました学校へ報告がなされた後も、加害側の生

生徒は登校を続けた一方、被害を受けた生徒はその姿を見て、必要な対応がなされないことにショックを受け不登校となり、その後一切学校へ行けなくなったと伺っております。

被害を受けた子供が学校へ通えなくなり加害側は従来通り学校生活を続けるこのような状態で被害生徒の安全確保ができていえるのでしょうか例えば飲食店で食中毒が起これば、直ちに原因を究明し、必要な情報を公表し、マニュアルや衛生管理を見直して再発防止に着手します。

対応を誤れば命に関わり、店の信用会社の信用も失います学校においても生徒の命と心身を守るため、同じ熱量とスピードで真摯に対応すべきではないでしょうか。

本件では、調査票上、加害生徒への指導を行われたとされておりますが、被害生徒はショックを受けて不登校となりましたさらに区の再発防止として効果があるのかは考える必要がありますが、ホームページに情報が掲載されるまでにいじめが発覚してから約 2 年を要しております。

これで迅速かつ実効性ある再発防止と言えるのでしょうかここで伺います。

金銭要求や金銭被害を伴う重大ないじめを学校が認知した場合、被害児童生徒の命心身と安全を守るため、初動として何をどのように行うのか、具体的な対応基準について見解を伺います。

次に集積で制度について伺います学校教育法第 35 条は他の児童に心身の苦痛または財産上の損失を与える行為を繰り返すなど、他の児童の教育に妨げがある場合、教育委員会が出席停止を命ずることができるものと定めております。

本県では金銭を繰り返しておられ、被害生徒は不登校となっており、出席停止を具体的に検討すべき事案であったと考えますしかし教育委員会からは、目の前で行為が起き危険が及ぶ場合に検討するとの説明を受けましたこれでは人目につかない金銭要求や SNS 上のいじめから被害制度を守ることはできません。

本県で被害生徒の安全を守り、被害の回復と再発防止を図るためには、出席停止を含む安全確保措置を実際に機能させることが重要だったのではないのでしょうかそこで伺います。

出席停止の検討に教職員による原因を必要とするのか、また学校教育法の他の児童の教育に妨げがあるとの要件は多くの制度ではなく、被害生徒 1 人が金銭被害や恐怖により不登校となった場合にも該当しうるのか考えますが教育委員会はどのように判断するのか、見解を伺います。

最後に新たないじめ防止条例について伺います条例素案は、第 3 条第 2 項で被害を受けた子供の安全安心と尊厳の確保、回復を最優先としていますが、安全な学習環境を守るための学校教育法第 35 条の出席停止には一切触れておりません。

出席停止は処罰ではなく、他の生徒の教育を受ける権利と安全な学習環境を守るための措置です条例案は加害側の背景や人権孤立させない配慮を丁寧に規定する一方、被害側を守る具体的な措置や基準を示していないだけでなく、出席停止の文字が削除されております加害側からの反発を理由に出席停止の判断をためらい、被害生徒が不登校となる事態はあ

ってはないと考えます。

生徒を守る最後のとりでとして、教育委員会は生徒の人生を申請真摯に考えて判断対応していただきたく思います。

今回のいじめ事案が案は何を教訓とし被害児童を守るために条例案のどの条例に反映したのか、また学校教育法に定められた出席でしょう条例案に明記しなかった理由は何か。

またいじめ抑止のためにも明記する考えはないのか、区の見解を伺います。

次に文部科学省が示した別居親の学校園行事への参加に関する運用について伺います前回定例会で別居親の学校園行事への参加について質問した際、区からは関係法令を踏まえ保護者間の共通認識の確認や関係機関との連携を図りながら、個別に適切に対応するとの答弁をいただきましたその後文部科学省は、別居親の学校園行事参加等に関する対応マニュアルの例を示し別居親である親権者の参加は原則認め、子供や道教への安全が脅かされる具体的事情がある場合に限り、例外として制限を検討する考え方が示されました。

個別対応とは参加を原則とした上で安全上の具体的な事情がある場合に、例外として制限を対応する検討する堆肥。

対応であると考えますそこで伺います区はこの考え方に基づき、参加を原則とし例外的に制限する場合の判断基準を明確にした。

共通マニュアルを整備し学校園へ周知すべきと考えますまた区のホームページで区民へ周知すべきと考えますが併せて見解を伺います。

次に法改正の前の単独親権制度下で離婚し、現在親権を有しない。

別居親の学校園行事への参加について伺います。

文部科学省のマニュアル例は別居親である親権者を対象としております。

一方、改正前に離婚し、調停や審判等を通じて親子交流の取り決めをしているものの親権を有しない別居親が参加を希望する場合があります。

親権の有無だけを理由に一律に制限するのではなく、子供の最善の利益と安全を踏まえ、原則として参加を認める運用とすべきと考えます離婚後も子供にとって、父母は父母であることに変わりはありませんそこで伺います。

親権を有しない別居親から学校園行事への参加希望があった場合、区はどのような考え方で対応するのか見解を伺います。

次に前回の予算特別委員会で、20歳の集いで国歌を斉唱しない理由について伺いましたその際に教育部門からは入学式や卒業式で国歌を斉唱することには、新しい生活への動機づけや学校、社会、国などへの所属感を深める意義があるとの答弁がありました。

一方生活文化政策部からは20歳の集いは、20歳の節目を祝い、大人としての自覚を促し、期待を伝えることを目的としているため、国歌斉唱は行っていないとの答弁がありましたしかしこの目的は国歌を斉唱する理由にも斉唱しない理由にもなり得ます。

さらに伺ったところ、最終的には20歳の集いで国歌斉唱を行う法的根拠もないとの答弁がありました。

法的義務根拠がないことと実施しない理由は別問題です行政は法的根拠がないことは一切行っていないのでしょうかここで伺います前回答弁は現在も国歌斉唱を行わない理由として妥当と認識しているのか、妥当でないならその日論理的な理由をどのように整理しているの価格の件見解を伺います。

次に 20 歳の集いの責任主体について伺います前回の答弁では、式典の内容について実行委員会が検討しているというふうにありました。

しかし実行委員会が自主的に開催する民間イベントではなく区が公費で開催し、区長が式辞を述べている公的な式典です仮に実行委員会が区長の挨拶の議長の食事もなくし式典ではなく、大宴会やダンスパーティーにしたい。

と提案した場合区はそのまま受け入れるのでしょうか毎年実行委員が入れ替わっても式典の基本構成が大きく変わらないのは果たして偶然なのでしょうか一定の骨格屋外持しているのであれば全てを実行委員が検討しているというふうに決めているとは言えません。

ここで伺います実行委員会が決定できる範囲と区が主催者として決定承認する範囲はそれぞれどこまでか、まだ 20 歳の集いの最終責任者は誰か、見解を伺います。

さらに 23 区の状況を見ると少なくとも重複で 20 歳の集いにおける国歌斉唱が行われておりますさらには教育委員会が所管する自治体は全て君が洋画を斉唱しております国歌斉唱は特殊な取り組みではありません。

法的義務の有無ではなく、主催者である自治体が 20 歳の門出をどのように公的式典と位置づけるかという判断の問題ではないでしょうか参加と協働を掲げる補佐学生にとって社会の一員として新たな一步を踏み出す節目に、みんなで国歌を歌うことには十分な意義があると考えますここで伺います。

他自治体の事例も踏まえ実行委員会に任せず主催者として区が責任を持って国歌斉唱式典に位置づけることを改めて検討すべきではないでしょうか、区の見解を伺いますこれで壇上からの質問を終わります。

山田学校教育部長私からは、いじめ重大事態および共同親権制度の合わせて 5 点につきまして順次ご答弁いたします。

まず、いじめ重大事態学校が認知した場合の具体的な対応基準です。

議員ご指摘のようないじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす重大な事案であり、障害失礼しました。

被害児童生徒のケアと安全確保を最優先に対応すべきものと認識しております。

学校がこうした事案を認知した場合には速やかに事実確認を行うとともに、被害児童生徒の安全確保を最優先に、事案の状況に応じて見守る見守りの強化や接触機会への配慮、学習環境の調整など必要な対応を組織的に行うこととしております。

また、保護者への説明や情報共有を行うとともに教育委員会に報告し、必要に応じて心理士や弁護士等で構成する教育支援チームによる助言支援を行っております。

こうした対応を踏まえ、金銭要求や金銭被害など法令違反を疑われる場合には、警察を始め

とする関係機関と連携しながら、被害児童生徒が安心して学校で過ごすことのできる環境の確保と、事案の解決に向け対応することを基本としており、次に、出席停止は何を基準に判断運用するのかについてです。

出席停止は、学校教育法に基づく措置であり、加害児童生徒への懲罰ではなく、被害児童生徒を初め、他の児童生徒の安全と、学習環境を守るための制度です。

区では令和5年度に制度を適切に運用するための仕組みを整備しております。

出席停止の決定、決定検討に当たりましては、教職員による原因は要件としておらず、児童生徒や保護者からの申告関係者への聞き取りなどにより、事実関係を総合的に確認した上で判断すべきものと認識しております。

また、他の児童が他の児童の教育に妨げがあるという要件につきましては、個々の事案ごとに判断する必要があると考えております。

被害児童生徒が恐怖や不安により、安心して通学できない状況が生じている場合についても重要な判断要素になりうるものと考えておりますが、教育を受ける権利を強制的に奪うことになるため、慎重な判断が必要です。

今後も被害児童生徒のケアと安全確保を最優先に事案の状況や再発のおそれ等を踏まえながら、制度の活用について適切に判断してまいります。

次に、区は何を教訓とし条例案のどの条文にいじめ防止の関係を反映したのか、また出席停止を条例に明記する考えはあるのかについてです。

教育委員会といたしましては、これまでのいじめ案件への対応等を踏まえ、被害児童生徒のケア等安全安心の確保を最優先に安心して通学し、学び続けることができる環境を確保することが重要であると認識しております。

そのため、条例素案では、子供の最善の利益をさ、基本理念とし、被害を受けた子供の安全安心と尊厳の回復を最優先とする考え方を盛り込んでおります。

一方、出席停止は、学校教育法に基づく措置であり、児童生徒の教育を受ける権利にも関することから令和5年度に整備した運用の仕組みに基づき、慎重に判断すべきものと考えております。

今後、被害児童生徒の安全確保を最優先とする考え観点から出席停止を含む安全確保措置や、加害児童生徒への指導支援のあり方について、条例や基本方針への反映を含め検討してまいります。

4点目は、共同親権制度で、別個別居親の学校園行事への原則参加例外制限の運用についてです。

文部科学省の民法等の一部を改正する法律令和6年の施行後の対応については、基本的な考え方として、別居親の学校園行事等の参加は原則として認めると示されております。

現在、教育委員会では、運用フローの原案を作成し、関係各所で調整しております。

その中では例外制限の運用判断基準例を明示する予定です。

今後も、他自治体の取り組みを注視し、学校現場において円滑に対応できるよう、校長会と

確認しながら運用フローを整備いたします。

また、区の運用フローや相談先についての区のホームページ掲載内容につきましては、他自治体の例を参考にしながら検討してまいります。

最後に親権を有しない勉強家の行事参加についてです。

別居している父母の園学校行事への参加につきましては裁判所による接見禁止命令や仮処分命令を考慮することが必要なこともあることから、東京や確認が重要であると考えております。

その上で、親権を有しない。

別居親の行事参加に関する個別の案件につきましては子供の最善の利益を主眼とする考え方を大切に、学校と教育委員会関係機関が連携し、今後整備する運用フローを参考に状況を確認しながら判断してまいります。

以上でございます。

中西生活文化政策部長私からは20歳の集いにおける国歌斉唱について3点順次お答えいたします。

まずさきの予算委員会における答弁の妥当性についてです。

さっきの答弁は、国歌を斉唱しない理由を問われたことに対しまして、20歳の集いの内容には特に法的な定めはないため、式典の目的に沿った取り組みを適宜判断して森くん盛り込んでいるという趣旨で一連のご答弁をしたものでございます。

答弁については妥当であったと考えております。

次に実行委員会が決定できる範囲また、区が主体として決定承認する範囲、また最終的な責任者についてまた国歌斉唱式典に続けることの改めての検討につきましてあわせてご答弁申し上げます。

20歳の集いを含む成人を祝う通過儀礼につきましてはおおよそ三つの目的があると考えております。

第1に成人したという内的な区切りをつけることを第2に共同体の側から君たちも大人の一員であると承認すること第3に大人としての権利とともに責任を果たすことが期待されると伝えることこの3点です。

このうち第2第3の目的を果たすため、世田谷区が主催して実施し、区長議長が挨拶することで、共同体からの承認を示し、また、区長や議長の車により大人の責任に対する期待を伝えることとしております。

従って式典をそばに取りを行うということも含めまして国旗や茎の経営を区長と議長の挨拶および来賓の招待枠が決定しています。

一方で第1の目的である内的な区切りにつきましては大人とは主体的に行動し責任を果たすものであるという自覚を持つことであり、まさに実行委員による主体的に帰宅手術行為により主体的に企画運営されることが肝要と考えております。

そこで実行委員会による運営を基本としておりますが、来場者の安全確保や執行の妥当性

を確保する責任は区にあると考えております。

式典は 1 時間と非常に限られた時間の中で実行委員が工夫し、区長と議長の挨拶著名人によるビデオレターでのメッセージ、世田谷区民吹奏楽団による演奏やチアリーディングによる応援、実行委員の挨拶といった内容で構成されています。

国歌の斉唱は行っておりませんが、区としては現在の構成で十分に式典の目的を果たしていると考えてございます。

以上です。

岡川大記議員答弁ありがとうございました再質問 3 点させていただきますいじめ問題についてまず 2 点。

第 1 に出席停止は被害児童生徒を初め他の児童生徒の安全と学習環境を守る制度であり被害児童生徒の安全確保を最優先と答弁されました。

一方で本県のように被害生徒が不登校となれば、被害生徒自身の教育を受ける権利は事実上失われております。

東側の安全教育を受ける権利と加害側の権利が両立しない場合教育委員会はどちらを最優先に判断するのか見解を伺います第 2 令和 5 年度に出席停止制度を適切に運用する仕組みを整備したとのことですが、整備後のいじめ重大事態重大事態の件数、実際に出席停止を命じた件数はそれぞれ何件でしょうか。

本件のような事案でも制度が機能しないのであればその仕組みに実効性があるとは言えないのではないのでしょうか。

見解を伺います続いて君が代について一点再質問いたします。

区から国歌斉唱を直接提案することで、実行委員会の自主性に影響を与える懸念があるということであれば 23 区の式次第などの情報を提示し、選択肢の一つとして国歌斉唱も検討してもらうことはできないのでしょうか、区の見解を伺います。

山田学校教育部長再質問にお答えいたしますまず一点目、安全被害者側の安全教育を受ける権利と加害者側の権利が両立しない場合どちらを優先するのかについてです。

教育を受ける権利というものは、加害被害児童生徒ともに持っておりますのでどちらも優先するというものではございません。

加害児童生徒の教育を受ける権利良いとの間に対応判断する必要性が生じた場合につきましてはまずは被害児童生徒の安全安心の確保、こちらを優先すべきであるとお考えてございます。

結果として、被害児童生徒が学校に通えない状況にあるということについては重く受け止めるべき課題であると認識してございます。

2 点目の重大事態件数等の件数の話でございしますが結果報告押している重大事態件数につきましては 4 件あと実際に出席停止を命じた件数につきましては 0 件でございします。

以上でございします。

中西生活文化政策部長再質問にお答えいたします 20 歳の集いの式典構成は、区が定める部分以外は実行委員会によって決定されるものです。

国歌斉唱の提案が実行委員会の総意で決定されたものであれば尊重すべきものであると考えています。

式典内容の検討に当たりましては、他の自治体の取り組みも参考にすることは有用であることから、23 区の式典や同様の趣旨の通過儀礼など参考資料を実行委員会に提示していきます。

以上でございます。

岡川大記議員はいいじめ重大事態への条例案に組み込むなどぜひやっていただきたいというふうに思います国歌についてもありがとうございます。

以上です。

以上で岡川大希議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

22 番黒田愛子議員 22 番黒田愛子議員国は攻めの予防医療推進を掲げ、自治体や地域等と連携しながら、健康寿命延伸に向けた取り組みを進めようとしています。

病気にならないための健康作り、いわゆる 1 次予防を考える上で、私は社会的な繋がりに着目しています。

社会的な繋がりが心と体の健康に関係するという科学的根拠が示されているためです。

例えば食事について、発酵食品を食べると腸内細菌が整い免疫力が高まるというように、様々な食べ物の健康効果がうたわれていることは皆様ご存知の通りですが、実はみんなで食べると、うつ病のリスクが減る。

特に男性で、リスクは半分以下になるといった研究結果があります。

町内会や趣味の会などに参加すると、認知症になるリスクは4分の3に低下。

役員を引き受けると約半分にまで低下という研究もあります。

世界初の孤独担当大臣を設置したイギリスでは、医療機関を起点に患者を地域の活動や居場所、市民交流の場などに繋ぐ社会的処方取り組みが進められています。

世田谷区も昨年イギリスや職員を派遣し、調査研究活動を行う中で、孤独孤立を防ぐ社会的処方についても学んだと聞きました。

私はイギリスが実践している社会的処方の中で地域の活動や居場所へ人を繋ぐという点が、世田谷区がこれまで実践してきている。

地域包括ケアの仕組みと近しいのではと考えています。

また児童館で始まった子供の居場所フロッターは児童館職員が子供と子供の居場所、また居場所と居場所を繋ぐ取り組みです。

民間同士の繋ぎや学校や子供家庭支援センターなどのか都民を繋ぐだけではなく、社会福

社協議会との連携が深まり、多世代間の交流が進み、4者連携充実にも寄与していると伺いました。

子供たちと向き合い、同行支援なども行い、繋がりを紡いでいく子供の居場所フロッターの活動は、イギリスの専門職リンクワーカーの働きと重なるようにも思います。

そこで伺います。

区は社会的処方に関して調査研究を行った上でこの取り組みをどのように捉えているのでしょうか。

今後区の施策に生かしていく考えはあるのでしょうか。

さらに1 包括ケアや子供の居場所フロッターなど、区がこれまで行ってきた人と地域を繋ぐ既存の仕組みの知見を生かし、発展させることで、区民1人1人が地域と繋がり、心も体も健康に暮らせる社会を実現していくべきと考えますが、区の考えを伺います。

また繋がりが心と体の健康を支えている事例の一つが、ラジオ体操です。

先日北見公園でのラジオ体操に参加してまいりました。

ラジオ体操自体の効果効能はもちろんのこと、みんなで運動すると、要介護状態になるリスクが減るという研究結果もある通り、集まった方々と会話をすることで心も元気になる繋がり効果を、皆様の笑顔を見て次男子ました。

区はスポーツ推進計画の中でラジオ体操の場の中提供を掲げています。

再来年に笑い、ラジオ体操が始まって100周年を迎えるという節目でもあります。

この機会を捉え、地域の団体や各総合支所、スポーツ振興財団やラジオ体操連盟さんなど様々な主体と連携し、運動と交流と地域参加がかけ合わさったラジオ体操のような健康作りの取り組みを区としてさらに推進してはいかがでしょうか。

続いて、子育て家庭が孤立せず、必要なときに必要な支援に繋がることのできる世田谷区を目指して質問します。

まず今年4月から無償化された理由を問わない一時預かりについて伺います。

私自身が昨年、保育園に子供を預ける場合は利用料が無料。

しかし、待機児童となって一時保育や一時預かりを利用する場合はお金がかかるといった東京都の台紙保育料無償化が始まって以降の課題を議会にて取り上げ、一時預かり一時保育の無償化を求めてきましたので、無償化実施については評価をしています。

ただこれにより、ほっとステイの予約が劇的に難しくなるという新たな課題も生まれました。

予約を開始すると即枠が埋まる同じ方が何羽雲や薬を確保。

または複数の施設で大量の枠を抑えるといった状況が続いているそうです。

情報を集めることが上手な方、予約に長けた方、予約のためにリソースを割ける方ばかりが恩恵を受け、そこまでの余裕がない方は使えない仕組みとなっています。

この状況を受け、施設側で独自ルールを設け、同じ型の予約回数を制限して、可能な限り多くの方が一時預かりを利用できるよう工夫するといったケースもあるようです。

施設側での工夫だけでなく、区としても対策を行い、ケアが必要な方に適時適切に行き届くよう改善が必要だと考えますが、区の見解を伺います。

次に子育て利用券について伺います。

子育て利用券はネブラ面接の際に配布され、妊産婦と地域の子育て支援関連団体や事業者を繋ぐことを目的とした事業です。

令和 5 年にも私は子育て利用点が使いづらいと質問し、区民にとってより活用しやすい子育て利用券となるよう取り組むとのご答弁もありましたが、令和 8 年の今も使うのを忘れていたサービス検索サイトが使いづらくて探す気が起きない。

使える場所を探すのが面倒だから全額タクシーに使ったといったご意見もいただいております。

一方で子育て利用券が使える事業者さんからお話を伺う機会もありましたが、ご自身の育児経験から、お母さんを笑顔にしたい地域で孤立を防ぐ温かい社会を作りたいという決意を持って運営をされており、利用者の皆様から好評を得られていました。

こういった事業者と妊産婦が繋がりづらいという点は大きな課題だと考えます。

子育て利用券が妊産婦と地域資源を繋ぐために区は何ができるのか見解を伺います。

次にいじめの予防解消に向けて伺います。

現在仮称世田谷区いじめの予防および解消を実現するための子供の学びと育ちを支える条例の制定に向けた検討が進められています。

学校教育委員会、区長部局が一体となり取りまとめた条例素案では、余長への気づき、早期発見早期対応複雑事案への対応、また、学校だけで抱え込まず専門職や関係機関と連携することなどが示されています。

一方で、いじめが長期化複雑化する中で、学校や教育委員会との信頼関係が損なわれるケースがあります。

また対応する先生や学校による所作が生じないように、全ての子供に同じ水準の対応を担保できる仕組みも必要です。

そこで伺います。

今回の区長部局も関わっての条例を制定を契機として、学校外の第三者や専門職が早期から関与し、いじめの発見会入会商店小までを一貫して支える実効性のあるいじめ対策の仕組みを構築することができのでしょうか。

特に既存の子供の権利擁護機関であるせたホットなど、学校教育委員会とは別の立場の間を、いじめの早期発見早期対応に位置づけていくことができるのか、区の考えを伺います。最後に区民の利便性を高める DX について伺います。

私は、行政 DX の目的は、単に手続きをオンライン化することだけでなく、区民 1 人 1 人の状況に応じて必要な情報や支援が必要なタイミングで届くことだと届く仕組みをつくることにあると思います。

区はこれまでも食う公式 LINE のセグメント配信など、対象者に必要な情報を届けるプッ

シュ型の情報発信に取り組んできました。

せたがや Pay においては区民認証の取り組みを進めています。

また東京都から東京アプリが展開され、現時点で便利な機能はまだありませんが今後、本人認証や行政サービスとの連携が進むことが想定されています。

そこで伺います。

区民みずから制度を探しに行くのではなく、区民が必要とする情報や支援を必要な人に必要なタイミングで届ける仕組みを構築すべきと考えます。

区公式 LINE、せたがや Pay など、今ある区民との接点、東京アプリのようなデジタル基盤の進展を踏まえ、区はどのようなビジョンを描いているのでしょうか。

今後の店舗展望について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

大和保健福祉政策部長私からは繋がりが支える心と体の健康について 2 点ご答弁いたします。

最初に社会的処方についてです。

社会的処方とは、イギリスにおいて、医療処置だけでは十分解決できない、フレイル社会的孤立、うつ病等の問題に対して、社会の資源を活用して支援する国の社会保障制度として確立されているものです。

区では本年 1 月、職員による海外派遣研修を実施し、イギリスの在宅医療や医療介護連携体制とともに社会的処方を学んでまいりました。

孤独や孤立感を減らし、交流の機会を広げることは、心身の健康の向上に対して有効であると捉えており、そのため、多様化複雑化している区民の抱える困りごとを適切な支援や地域資源に繋げることがより重要になっていることから、海外派遣研修も踏まえた、本年 5 月に庁内横断の PT を立ち上げ、孤独孤立を生まないための社会的な繋がりの方について検討しております。

次に、人と地域を繋ぐことに繋ぐ仕組みについてです。

国は地域包括ケアの地区展開での 4 者連携等による取り組みの中でそれぞれの分野において多様な繋ぎ役が配置され、各々の高い専門性による役割を担っております。

一方、複雑複合化した地域課題への対応に向けては、分野や世代を超えた連携に加え、それぞれの役割や支援内容への理解を深めることが必要であり、相互に連携できる仕組み作りを進めることによって、多様な区民が地域と繋がる一助になると考えます。

区民 1 人 1 人が地域と繋がる仕組みをさらに発展できるよう現在検討に着手している保健医療福祉分野の基本的な方向性を示す地域保健医療福祉総合計画後期計画において、議員ご紹介の子供の居場所フローター。

のような既存の取り組みで積み上げた知見を活かした施策を示してまいります。

以上です。

推進部長、渡辺スポーツ推進部長はい私からはラジオ体操の取り組みについてご答弁申し

上げます。

ラジオ体操につきましてはスポーツ振興財団におきまして、テレビにも出演している指導者から直接指導が受けられる集まれみんなでラジオ体操やラジオ体操が行われていない地域での新規開拓を目指す。

春秋から始めるラジオ体操事業を実施している他、開催場所や時間を記載したラジオ体操マップを作成し、まち作りセンターや図書館など、区民利用施設で配布してございます。

こうした取り組みにより昨年度、財団で実施した地域連携事業のラジオ体操には延べにして約5万1000人の方が参加され、それ以外にも、町会自治会で講演等で開催している事例も承知しており、参加者は非常に多いものと認識し、認識してございます。

ラジオ体操は誰もが知っていて気軽にできる運動であり、健康増進や地域の交流促進といった効果もあることから、各総合支所やまち作りセンターへの働きかけを行うとともに、今後100周年の節目を迎えるとのことでしたが、こうした経験を生かしながら、引き続きスポーツ振興財団と連携して取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは2点ご答弁いたします。

初めに一時預かりを利用しやすくする工夫についてです。

竜王と理由を問わない一時預かりである。

ほっとステイについて利用料無償化に伴う利用ニーズの高まり等から予約の取りにくい状況が生じており、必要とする方が必要なときに利用できる環境の確保が課題であると認識しております。

このため、区では、今年度2ヶ所、来年度1ヶ所の新たな整備を行うことで、受け入れ枠の拡充を進めることとし、てんや受け入れ日数の増加に取り組んでいくところでございます。一方で定員拡大のみならず、真に預かりを必要とする方に支援を提供できるよう、運営面の工夫を重視しキャンセル発生時の速やかな枠の再活用や緊急性、必要性の高い利用者への対応方法利用申し込みの平準化に向けた周知など、限られた支援資源を効果的に活用するための検討を進めているところです。

今後も利用者や関係機関からの意見を丁寧に伺いながら予約方法や利用調整のあり方など、継続的に見直すとともに必要に応じて代替資源の案内を行うなど、必要とする方が安心して利用できる環境の整備に努めてまいります。

次に学校外の第三者や専門職が早期から関与し関与した実効性のあるいじめ対策の仕組みについてです。

区ではかねてより、せたホットが学校や教育委員会以外の第三者機関として被害を受けた子供のみならず、いじめに関係する子供たちからも相談を受けるなど救済を求める全ての子供を支援しております。

せたホットでは、子供の意向を汲むことを最優先にしており、その迅速さも含めて可能な限り子供の望む形で対応しております。

昨年度も区内の学校と 300 回を超す連携をするなどいじめの問題に限らず、日頃から学校や教育委員会と密に関わって活動しているところです。

現在検討中の条例は学校教育委員会区長部局が一体となり、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめ防止を推進することを目指しております。

関係機関には警察や児童相談所も含めている他、教育委員会でも心理職等を活用した体制整備を図るなど、実効性専門性のある仕組みの構築を進めております引き続き教育委員会と連携協議をしながら、効果的な条例作りを進めてまいります。

以上です。

向山世田谷保健所長例えばせたがや子育て利用券についてのお尋ねにお答え申し上げます。せたがや子育て利用券は妊娠期から地域における繋がりを創出して、安心して子育てができることを目的に実施しています。

タクシーサービスについては、コロナ禍であった令和 2 年より地域の人や場所に繋がるための移動手段として利用可能とし、多くの方にご利用いただいています。

沢サービスは、妊娠期や乳児を連れた外出時の負担軽減に寄与していると受け止めておりますが、その利用率は金額ベースで全体の 3 分の 1 を占めており、繋がりの創出や支援の継続性の観点から地域資源の利用促進が必要と考えております。

議員ご指摘の通り、現行の検索サイトはどのようなサービスが地域で受けられるのかわかりづらいという課題があることから今後、当事者視点でのサービス分類の見直しと検索サイトの改修を行うなど、改善に取り組んで妊婦や子育て家庭が孤立することなく、地域で安心して出産子育てができるための事業展開に努めてまいります。

私からは以上です。

そう DX 推進担当部長私からは、区民の利便性を高める DX について必要とする支援や情報を必要なタイミングで届ける仕組みについてご答弁いたします。

とは、デジタルの力で都民がスマホ一つで行政と繋がり、より便利になったと実感できるようにすることを目的として令和 7 年 2 月より東京アプリの運用を開始し、開始しており、ダウンロード数は約 640 万マイナンバーカードによる本人認証実施者数は約 510 万人に上るなど、急速な勢いで普及が進んでおります。

同アプリにおいては、令和 8 年 3 月より、区市町村の電子申請サイトや公式 LINE 等へのアクセスが可能となっているものの、現時点では、区市町村が独自に情報配信を行える機能は提供されていない状況です。

区はこれまで、区公式 LINE におけるゴミ収集日通知や公園プール予約保育入園説明会予約などの便利機能の提供、行政手続きのオンライン申請の拡大に取り組むとともに、LINE のセグメント配信等により、対象となる方へ必要な情報を的確にお届けするプッシュ型通知の情報発信に取り組んでまいりました。

今後、区公式 LINE によるプッシュ型情報発信に加え、都が示す東京アプリの将来像に沿って認証連携や区市町村が独自に情報発信を行える機能が実践された後には、同アプリも効

果的に活用し、より利便性の高い情報発信に努めてまいります。

私からは以上です。

くろだあいこ議員一点再質問します。

東京アプリのダウンロード数は約 640 万、マイナカード連携済みは約 510 万と答弁にありました世田谷区民の人数は未公表ですが、人口比で推計するとおよそ 45 万人がダウンロード済みで、36 万人がマイナカード連携済みなのではないかなと思われま

す。くう公式 LINE は友達登録者数が 11 万人、そのうち 3.8 万人が情報配信登録を行っています。

またせたがや Pay は昨年 50 万ダウンロードを突破して約 9 万人が月間アクティブユーザーとのこと

です。この数字を見て東京アプリが今後せた Pay を超えて広まる可能性も十分あるかなと思っておりますが、区民との大きな接点であるせたがや Pay は、区の描く DX のビジョンの中でどんな役割を担うのか、こういったデジタルツールとして位置づけていくのか伺います。そう DX 推進担当部長再質問接待やペインのデジタルツールとしての位置づけについてご答弁いたします。

区は、地域経済発展ビジョンにおいて、せたがや Pay を地域経済循環を支える中小個店、デジタルプラットフォームとして位置づけており、世田谷区商店街振興組合連合会が運営し、区がその上を支援しております。

近年は地域コミュニティの担い手作り支援事業、いわゆる地域コミュニティポイントや環境政策などで、分野横断的に区民の行動変容を促す行政施策のインセンティブ基盤として活用するとともに、区民会館や美術館など、利用場面の拡大を進めております。

今後も地域決済地域振興アプリとしての役割を基本としながら、区公式 LINE や東京アプリ等との適切な役割分担を図るとともに、地域経済の活性化に加え、ウェルビーイングの向上など、非経済的価値の創出拡充にも繋げてまいります。

以上です。

くろだあいこ議員とが力を入れて普及を進める東京アプリを行政アプリとして活用し、せた Pay は地域決済地域振興アプリとして位置づける区の考えだと理解しました東京アプリの普及状況が本当に重要になってきてまして 1 万 1000 ポイントのキャンペーンがやってるうちにどこまで普及するかというのが肝になってくると思いますが、例えば本人確認が可能な東京アプリで対象区民を特定してポイント受け取りはせた Pay で行うといった連携が実現するのであれば、アプリを無理に一つにまとめずとも、区民にとって必要な支援が適時。適切に届く未来を実現できるのかなと想像しました各種デジタルツールの強みを生かしながらもう緊密な連携をとり、区民が便利だと実感できる DX を進めていただくことを要望します。

今回は人と地域を繋ぐことや必要な支援が必要なときに、というような人に届くことをテーマに質問しました。

引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

以上でくろだあいこ議員の質問は終わりました。

次に、29 番青空こうじ議員、以上 29 番青空こうじ議員 うん質問通告に基づき順次質問してまいります。

7 月 28 日に発生した熊本地震より多くの尊い命が失われ、甚大な被害がもたらされました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、東京におきましても、8 月の 23 日午前 2 時に緊急地震速報を知らせる通知があり、その後、足立区では震度 5 弱の記録が大きな地震がありました。

私は夜中に地震があっても起きない方なんです、さすがにスマホが鳴り、大きな揺れに気づいて飛びつきました。

これが熊本のような大規模な地震であったかと思うと三野寒く思いでした。

日頃から災害の備えを重要性を再確認したところでは。

それでは、まず、熊本地震から学ぶ。

災害対策の強化についてお聞きします。

過去の大規模災害の経験から、災害時の物資供給は避難者の生命線であることが明らかになっています。

特に物資が被災地に到着した後、個々の避難者の手に渡るまでの過程が大変重要です。

各避難所への迅速な発送は当然ですが、在宅難民など避難所以外でも避難生活を送る方に必要な情報が提供されずに支援物資が届かないという課題も指摘されていました。

世田谷区では、昨年 2 月に被災地の物資の供給をより確実なものとするために、災害時物資配送計画を策定し、また、同年 8 月に策定された世田谷区災害対策強化プランで重油重要なテーマとして、物資供給体制の強化を掲げて、物流事業の連携を進めています。

区は、今回の熊本地震によって被害が大きくなった八代市や宇津木氏など被災地に非管理や地域限り、政策部の管理職や職員を派遣し、現地を視察されたとお聞きしました。

被災された住民の声や、支援にあたる職員の方々が感じる課題などを持ち帰ってこられたと思いますが、物資供給の具体的な課題をどのように把握し、世田谷区の物資供給体制にどのように反映させていくのか、区の見解をお伺いします。

次に、物流事業者の協定内容について発災直後の混乱時における物資配送の優先順位や排水ルートの確保、在宅避難者への配布方法など、どのように決めているのでしょうか。

大学や事業者など数多くの関係者が関わる業務手当の手順など、役割を明確にした上で、実態に即した訓練を積み重ねる必要があると思います。

昨年、北沢地域の防災訓練とともに実施した災害時物資配送訓練では、北沢中学校において、町会自治会、商店街振興組合など 11 団体約 120 名の発送者がおよび物資の現物を確認し、物資の受け取り体験をされました。

参加者は赤帽やヤマト運輸、自衛隊の車両が参加したとのことで、災害時対応の実際におい

て、現実味は湧いたとの意見もありました。

防災意識の向上に大きく寄与したものと考えています。

こうした訓練は、各地域においても実施した方が良いと思いますが今後の訓練の計画はどのように考えているのかお聞きします。

次に、女性視点を取り入れた避難運営についてお伺いします。

阪神淡路大震災以降、避難所における。

性別による役割の固定化や乳幼児を連れた親子の避難生活の困難など課題が浮き彫りになりました。

災害対策に女性の視点が必要であることが指摘されています。

令和 6 年に発生した能登半島地震では、石川県珠洲市の飯田小学校の避難所で運営スタッフの 8 人のうち、3 人が女性だったことにより、授乳室の設置学習支援の NPO との連携をした子供部屋などが設置され、女性の視点による避難所の観光教場が実施したと聞いております。

区においては、多様性を認め合う視点を防災の取り組みに反映させるため、女性防災コーディネーター養成講座を実施し、女性防災リーダーを育成とする女性防災リーダー講師としての研修を実施し、地域の啓発に進めています。

そこで伺いますが、世田谷区の女性防災コーディネーターの養成講座の実績や総合効果をどのように認識し、女性防災リーダーの育成に取り組んでいくのでしょうか。

行政講座の実施回数や修了者の人数、また、女性防災コーディネーターの実際の避難所運営においてもどのような活躍されることなのか。

期待しているのか、そして避難所運営における女性の参加状況とあわせてお聞きします。

最後に、防災時のトイレ確保の衛生環境の整備についてお伺いします。

断水や下水道の機能停止により、トイレが使用できなくなくなった場合、避難所が水分摂取を控えた結果、脱水表情を許斐翔子グラス症候群感染症のリスクが高まるなど、深刻な健康被害が発生したとの事例を聞いたことがあります。

また、下水処理が被災者被害の家庭によりますと、仮復旧には 2 週間から約 1 ヶ月程度かかるので、避難所の健康の維持や避難所また、衛生環境の整備には、発災直後からトイレの確保が非常に重要だと、重要だと考えております。

世田谷区は、地域防災においても、災害発生当初は避難者や、約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合においては、20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努めるとしております。

また、小中学校の指定避難所や区立行為に設置されている。

マンホールトイレは 162 ヶ所にあります。

区内のどこでも被害が出るかわからないので、誰もがトイレに行きたくなったときにすぐトイレを利用できるよう、瀬田学の全域にトイレの空白エリアの対策に万全を期す必要があります。

行政や消防、自衛隊など救助活動が本格的支援に手が届き始める。

8 歳から 27、2072 時間、自分の家族やの力で身を守らなければなりません。

区民意識調査の結果によると、大地震の際、避難所行動には 7 割以上の方が自宅にとどまる。

在宅避難の答えがありますが、一方で、携帯トイレの備蓄については、備蓄していないとの回答が全体の 3 割以上、特に男性の 30 歳においては、3 割近くに上っております。

世田谷区として、在宅避難のすすめる立場でもありますので、やはり携帯トイレの備蓄についてもしっかりと周知し、啓発していただきたいと思います。

区の見解を伺います。

また、国は避難所の水ならずのみならず、在宅避難にも行き渡る携帯トイレや簡易トイレを十分確保していただきたいと思います。

現在の備蓄状況はどのようになっているのか、また、災害時の迅速なトイレの確保のための体制の構築についてもあわせてお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

多賀谷危機管理部長私からは 2 点まず初めに女性防災リーダーの育成についてご答弁いたします女性防災リーダーの育成としましては、地域の避難所運営において役割を発揮することを目的としまして、女性防災コーディネーター養成講座を実施してございます。

修了者は避難所運営委員会で実施いたします。

ハグ口座への派遣をすることで活躍の機会を確保いたしましてこれまでに E4 期で 98 名を育成して参りました。

災害時の避難所には様々な事情やニーズを持つ方が避難してくることから多様性を理解し、配慮した視点を持つ方が避難所運営に立つ携わることにより、より円滑な避難所運営に繋がるものと考えております。

避難所運営委員の男女比は約半数ずつとなっておりまして性別だけではなく様々な立場からの視点を取り入れることが重要であると認識しております今後も関係各所管と連携をいたしまして地区地域において、継続的に活躍できる機会を広げその知識や視点を地域の避難所運営に生かしていただくことで、避難所運営における多様性尊重の意識の浸透を図ってまいります。

次に、携帯トイレの備蓄の状況また、災害時のトイレ確保のための体制の構築についてお答えいたします区はこれまで在宅避難に必要な備蓄品として携帯トイレの重要性を周知するとともに、区民が自ら考え備蓄に取り組むためのきっかけ作りとしまして、カタログギフトの品目にも取り上げて最も多くの区民に申し込まれたところでございますが議員ご指摘の通り家庭における備えがまだ十分とは言えない状況でございます。

このため、先般発行しました区のお知らせ 9 月 1 日号の特集の中で携帯トイレ備蓄の重要性を周知した他、特別 8000 による安価な交流機会を設けており、引き続き幅広く周知啓発に取り組んでまいります。

また、避難所や在宅避難が続いた場合の区の支援物資としまして現在全体で 141 万枚の携帯トイレを備蓄してございます。

一方発災時は携帯トイレの他、マンホールトイレや仮設トイレなどそれぞれの特性を踏まえました複数の組み合わせでトイレを確保する必要があるとございます現在区内の発災時に使えるトイレの調査を踏まえた災害時トイレ確保管理計画を策定呈しているところですが策定して推しているところです引き続き最大各部が平常時、発災時の両面からトイレ対策に取り組めるよう、関係所管と連携しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

長池危機管理監私からは、物資供給体制と物資配送訓練の今後の計画についてお答えいたします。

災害時における物資供給体制の強化については区としては、いまだ重要な課題であると認識し、引き続き鋭意各種検討に取り組んでいるところであります。

そのためには、過去の教訓のみではなく、継続的な情報収集が必要であり、私自身も 8 月 26、27 日に現地に赴き、被災地の実情を直接確認して参りました。

その中でも特に最大震度 7 を記録した宇城市、氷川町および 6 強を記録した八代市では、プッシュ型支援の物資が輸送拠点に運ばれるも、車両や人手不足などにより、そこから先の避難所までのラストワンマイルの気相が滞り、配りきれない物資が輸送拠点に山積みになったとして、支援物資の受け入れの停止や被災者に届かないケースなどの課題が見られました。

今回の熊本地震の視察状況の結果や過去に第 1 審を経験した自治体の災害対応記録などを参考に、区の災害対策の強化に反映させていくとともに、今後の物資配送訓練は、区職員、協定事業者などにとどまらず、区民の更なる自助共助を始めとした防災意識の高揚と、区全体の災害対応能力を高められるよう、各総合支所の区域をローテーションさせながら、実効性のある訓練を実施してまいります。

以上です。

青空 こうじ議員災害時の物資の購入ですね。

たまたま私の友達が参加したらしいんですね。

でも、こういう訓練というのは、世田谷区全体ではやっているのかやってないのか、もう一度お聞きします。

長池危機管理監再質問にお答えいたします。

世田谷区全体の訓練は、昨年度が初めてであり、今年も実施する予定となっております。

以上です。

青空 こうじ議員やっぱりやっぱりうちの方でやったっていうのは、ぜひ各世帯が区全体でね、やってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

以上で青空 こうじ議員の質問は終わりました。

次に、2 番荻野健一議員には、おぎのけんじ議員本年 5 月、石川県加賀市を視察してまいりました。

人口約 6 万人の言わずと知れた DX 先進自治体であります。

まず驚いたのがスマートバスと呼ばれる仕組みです。

マイナンバーカードによる個人認証と顔認証を組み合わせ、国内の公園施設。

医療センター、避難所などを顔パスで利用できるようにしたものでスマホを持たない高齢者でも事前登録だけで利用できる設計になっています。

実証実験ではなく、既に市民の日常生活に実装されています。

さらに加賀氏は 2020 年 11 月に日本マイクロソフト社と生成 AI スタートアップ支援に関する包括連携協定を締結し、市内に Microsoft AI&イノベーションセンターを設置しました。

職員向けの AI ツール提供にとどまらず、地域住民を対象とした AI 人材育成など幅広く事業展開しています。

加えて国家戦略特区デジタル田園健康特区の指定を受け、医療情報を地域で共有する医療版情報銀行の構築にも着手しています。

これらの取り組みは前宮本市長が 3 期 12 年にわたり自らの政治的人脈を駆使し、トップダウンの判断で推し進めてきたものです。

口先だけの保坂区長とは違い、自らエストニアに足を運び、最前線の現場を体感し、世界のトップ企業であるマイクロソフト地方都市に呼び込み、国の特区指定を取り付ける。

こうした突破力は行政組織から生まれるものではなく、トップたる首長自らが霞が関や民間企業に直接働きかける、属人的な動きがあればこそです。

なお宮本市長は昨年 10 月の市長選で落選しております。

委員は尊重いたしますし、前市長の取り組みを単純にお手本として持ち上げるつもりもありません。

しかし重要なのは、マイクロソフトとの連携基盤も特区の枠組みも顔認証インフラも市長が変わっても残り続けるという事実です。

6 人的な動きであっても、それが制度や基盤として定着すれば、その後の行政資産になる。これが個人の人脈を使って動くことの本質的な赤字だと私は考えます。

世田谷区 DX 推進方針バージョンが策定された 2021 年以来、私が大いに期待していたのはまさにこの部分でありました。

しかし早い段階で機体は質問があり、専任副長あたり、今なお不在のままとなっております。本年 7 月に両副区長が東京都の宮坂副知事を訪問し、清水副区長が強い 4 座談会に参加したと伺いました。

これ自体は否定しませんが、私が求めているのは、単なる会議会議への出席や意見交換ではありません。

加賀市を初めとする DX 先進自治体と世田谷区の差は、トップ自らが動き、人脈を使い、外

部の技術や企業、国や東京都の力を、具体的な施策として自治体に引っ張ってくる力にあります。

今後自らが外部に働きかけ、新たな技術や連携先を世田谷区に引き込み、具体的な DX 施策の進展に繋げていく考えがあるのか、区長並びに試合を務める清水副区長の見解を伺います。

次に全庁的な生成 AI 活用基盤の整備について伺います。

生成 AI の進化は極めて速く、自治体における活用度合いにも大きな差が出てきています。とは東京都 AI 戦略において、GovTech 東京とともに、全庁的な生成 AI プラットフォームを構築する方針を示しています。

セキュアな環境で業務データを活用するとともに用途に応じて複数の LLM を選択できる仕組みであり、将来的には、区市町村への展開も視野に入れています。

他の自治体でも様々な形で実装が進んでいます。

宮崎県都城市が民間企業と共同開発した自治体 AI0 は LGWAN 環境において、ChatGPT、Claude、Gemini など複数の生成 AI モデルを用途に応じて使い分けることができる基盤で岐阜市、一宮市志木市の他、23 区でも、墨田区や品川区が導入するなど、全国に活用が広がっています。

共通基盤を持つメリットは明確です。

単純作業の効率化はもちろん、データ分析から政策形成事業評価まで行政そのものの生産性を劇的に変えることができます。

また新たな AI が登場するたびに 1 から個別導入するのではなく、基盤上でより優れたモデル柔軟に切り替えていくことができます。

つまり職員が AI に仕事を合わせるのではなく、仕事に合わせて最適な AI を使い分けることができる環境になるということです。

国に確認したところ既に東京都が成長する生成 AI プラットフォームも一部業務で施工しているとのことで、これは一歩前進として評価いたしますが、問題はいつ本格活用へ移るのかです。

生成 AI の世界では数ヶ月どころか数週間の意思決定の遅れがそのまま行政組織の生産性、区民サービスのクオリティの大きな差となって表れますとの基盤を使うのか、既存の民間サービスを使うのか、手段は通りません。

現在の思考をいつまでに評価し、本格的な前兆活用へ進む方向性を判断するのか。

また庁内データを活用した高度な業務量まで視野に入れているのか、具体的な時間軸を含め見解を伺います。

次にせたがや Pay のポイントご不要事案について伺います。

今定例会に提案された 3 次補正予算において、本件への対応として、ポイント児童扶養システム開発に 275 万円、信連の間、監査伴走支援に約 1750 万円を投じようとしています。新年度のバリーとの契約には契約不適合の際、成果物を主屋損害賠償する規定があります。

今回ご不要となった約 550 万ポイントは、胃の張りが補填したとのことですが、信連は今回の事案を、契約不適合として取り扱ったという理解でよろしいでしょうか。

まだ区はその判断をどう確認評価したのか伺います。

また契約不適合ならば、本来その事業者が負うべき再発防止コスト、アプリの機能拡充として、行政が負担する。

つまり区民の税金を使うことは許されることではありません。

契約上の成果物の手法とは今回のケースでいけば、何をどこまで直すことなのか、明確にお答えください。

その上で今回のシステム改修を事業者負担ではなく、区が全額負担するとした根拠をお示しください。

さらに検証委員会最終報告前に既に補正予算に盛り込む予算算定を終えていたようですが、改修と外部支援の方針、金額はいつどこで決まっていたのか、最終報告の提言を反映し、当初何を変更したのか、変更がないならば、検証委員会は、既定方針を追認しただけということになります。

意思決定の時系列と根拠をお示しください。

また補助率から逆算すると、監査伴走支援に係る事務経費は 4 ヶ月でトータル約 2300 万円うち成果物作成に約 739 万円 275 万円のシステム改修を確認する作業に約 331 万円が見込まれています。

率直に申し上げてとんでもない金額だと思います。

本件に関わる人数や工数などの積算根拠等、具体的な成果物をお示しいただくとともに、支援終了後の自立した運営体制が持続可能なものとなるのか、翌年度以降の経費はかからないという認識でよろしいか見解を伺います。

最後に思います踏切対策について伺います。

本年 6 月、東京都の踏切対策基本方針が平成 16 年以来 22 年ぶりに改訂され、大変大きな前進がありました。

前回の方針では対象とされていなかった。

大井町線等々力駅から上野毛駅の区間、轟 1 号から 3 号までの三つの踏切を含む区間が新たに鉄道立体化以外の対策の検証件、検討対象区間に位置づけられたことです。

この三つの踏切が抱える課題は深刻です。

1 号踏切は等々力駅前の慢性的な交通渋滞の要因であり、将来的には等々力大橋の開通による新たな交通需要への対応も想定されます。

2 号踏切は玉川小学校の通学路でありながら、一方通行かつ狭隘な道路が大型車両の抜け道として利用されるなど、児童の安全確保は大きな課題です。

3 号踏切も道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な状況です。

これらの踏切解消は地元にとって長年の悲願です。

今回の方針では、鉄道立体化以外の対策となっていますが、方針の中では、将来まち作りの

進展や周辺環境の変化が生じた場合には、鉄道立体化を検討することもあり得る。

さらに、既存の検討対象区間等と隣接する区間についてはあわせて検討することが望ましいとも補足されています。

長年横たわる地域課題曲として改めて認識し、かつ今回の位置づけの重みを十分に受け止め、等々力駅以西についても、既存の検討期間と一体的な連続立体交差化を支援、具体的な検討を進めるべきと考えます。

見解を伺います。

そして事業化に向けた大きなマイルストーンが東京都による連続立体交差事業基礎調査の着手です。

今回の方針で位置づけられた検討対象区間は都内で 15 ケ所中 5 ケ所あり、地域の機運醸成やまち作りの進捗が問われる以上、ある意味自治体間のスピード勝負です。

区は現在鉾物から髪の毛までのまちづくり方針を策定を進めているとのことですが、東京都による事業調査の早期解消に繋げるため、庁内検討や地域との協議、東京都の調整をこれまで以上のスピード感を持って進めるべきです。

この見解を伺います。

あわせて沿線には鉄道によって南北方向に行きどまりとなっている道路が数多くあります。将来の鉄道立体化を単なる踏切除却に終わらせず、これらの道路接続し、南北の道路ネットワークを再構築する機会とすべきです。

鉄道立体化の道路整備を一体的に捉え、今から具体的な検討を進める。

べきと考えます。

この見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

そう DX 推進担当部長私からは 4 点ご答弁いたします。

まず DX 推進におけるトップマネジメントについて、区長 CIO 自らが外部に働きかけ、民間企業や国東京都等との連携についてです。

DX の更なる推進に向け、区長および松村前副区長はとの DX 推進を所管する宮坂副知事とも連携してきており、本年 7 月には、両副区長が、宮坂副知事を訪問し、今後の連携推進等について意見交換を行いました。

また、清水副区長は CIO 座談会や党主催のデジタル人材育成ワーキンググループに参画するなど、関係機関との連携強化に努めております。

これまで東京都との連携により、高齢者のスマホ購入支援や、せたがや Pay と東京アプリの捜査支援窓口開設などが実現しており、東京アプリとせたがや Pay アプリのポイント連携についても早期実現に向けて働きかけております。

こうした行政間の連携強化に加え、今後も官民の垣根を越えた多様な主体との連携を進め、具体的な政策に繋げてまいります。

次に行政間の会議や意見交換にとどまらず、トップ自らが突破口を開く役割についてでございます。

前 CIO である松村前副区長は、行政デジタル改革共創会議を始め、外部の人々とのイベントの参加を通じ通して、他自治体や事業者等との連携交流を深めてきました。

こうした働きかけによって培われた連携の成果はとの DX 推進の礎の一つとなっております。

今後も、区政課題の解決や区民サービスの更なる向上を図るため、東京アプリを活用した区市町村向けの情報発信機能の早期実現の呼びかけや民間企業と連携した PR など、区長および CIO がトップマネジメント的適時適切に発揮し、これまで積み上げてきた関係性を突破口として更なるとみず取り組みに繋げてまいります。

次に全庁的な生成 AI 活用基盤の整備について、現在施工している東京都の生成 AI プラットフォームについてでございます。

ご案内の通りとは複数の LLM いわゆる大規模言語モデルを業務や用途に応じて使い分ける AI プラットフォームを構築し、区市町村への提供を進めております。

区でも、都が提供する生成 AI プラットフォームの一部業務での試行的な活動を実施しており、今年度下半期よりその効果や課題の検証に着手する予定です。

今後は、既に庁内での利活用が進んでいる秀樹や Genspark などの生成 AI 環境の活用状況や都の生成 AI プラットフォームの検証結果、急速な進化を続ける AI 技術の投稿、先進事例等を総合的に勘案し、来年度以降、共通的な生成 AI 活用基盤の整備に向けた検討に着手してまいります。

最後に、庁内データを活用した行政評価政策形成データ分析高度利用への生成 AI の基盤についてです。

区では既に文書作成や翻訳、情報収集の効率化などを目的とした生成 AI サービスの活用を推進しており、町内に蓄積された様々なデータを学習する生成 AI 環境、秀樹などの活用を通して、庁内各所属における各々の業務課題に即した政策の検討、評価分析等の取り組みが急速に進展しております。

今後はこうした取り組みの更なる推進に加え、来年度以降、全庁的な生成 AI 活用基盤の整備に向けた技術面の検討に着手するとともに、生成 AI 利用ガイドライン等のルール整備や活用事例の横展開などを通して、安全かつ効果的な生成 AI の利活用推進に向けたソフト面の環境整備等、スピード感を持って取り組んでまいります。

私からは以上です。

五十嵐経済産業部長私からはせたがや Pay ポイントご不要事案への対応について順次ご答弁いたします。今回の事案を負う契約不適合として取り扱ったのかということそれから契約上の成果物の州法の範囲と今回のシステム改修を公費負担とした根拠について手でございます。

今回のポイント付与事案は月刊付与上限を超えてポイントが付与されてしまうという本来の要求仕様通りの運用がなされなかったものであり契約内容に適合しない、すなわち契約不適合に該当する事案であるということを、契約当事者である商店街振興組合連合会およ

びシステム委託事業者の双方で確認したものと、区として承知しております。

また契約上の成果物の手法とは不具合を解消し、本来の仕様通りに稼働する状態是正することを指すというふうに理解しておりまして今回の事案におきましては、上限を超えてポイントが付与される原因となった不具合を修正するとともに、同様の不具合が起らないようにするということであると多くし商店街振興組合連合会として認識しておりまして区としてもこの認識は妥当であるというふうに判断しております具体的には、リスク評価を行い各工程に生じる。

リスクに対応した安全な運用ができるようにする対策を実施しておりこれにより、契約上の成果物の手法は完了しているものと区としても認識しております。

今般予定しているポイント自動付与への変更は成果物の週報に該当するものではなく還元キャンペーン機能というオプション機能を新たに実装するためのシステム改修経費であり直接的に今回の不具合を修正するものではないことから、国の公費による補助対象に該当するというふうに整理しております。

次に検証委員会最終報告前にシステム改修や監査伴走支援の保護者がどこまで決まっていたのか意思決定の時系列についてです。

システム監査や伴走支援につきましてはポイント 5 付与時以前から商店街振興組合連合会の意見を踏まえ事業規模の拡大に伴うセキュリティガバナンスの強化を検討してきたものであり 6 月の事案発生と商店街振興組合連合会からの要望書提出を受け、民間事業者への相談や見積もり取得見積もりの取得といった調整を進めてきたものでありますシステム改修につきましては、7 月 13 日に提出された検証委員会中間報告における。

人手によらないシステム方式設計が望まれるという評価を受け商店街振興組合連合会およびシステム委託事業者と協議の上ポイント自動付与方式の導入を検討し、概算額についても確認を進め、所管部としての補正予算内容、金額を確定させてまいりました。

商店街振興組合連合会への補助金の補助率は、世田谷区地域通貨普及拡大事業補助金交付要綱に基づいているものです。

その後 8 月 31 日に検証委員会最終報告を受領しその内容と補正予算による対策案を照合した結果、中間報告に基づく対策内容と齟齬がないことを確認しております。

最後に今回の補正予算案に計上した監査伴走支援の積算根拠性、青果物終了後の運営体制についてです。

今般の補正予算案に計上しているシステム監査伴走支援は検証委員会最終報告を踏まえた実行計画の策定、システム監査運営状況のモニタリング、セキュリティ監視体制の整備支援、およびオペレーション改善支援等を実施するものであり、民間事業者との意見交換を踏まえ必要な人数単価および工数に基づき積算しております。

成果物として実施計画書月次報告書および最終監査報告書等を予定しております。

また本業務を通じて、商店街振興組合連合会が自律的に運営できる体制の構築を進め、令和 9 年度はその定着状況やシステムの適切な運用を逐次確認していくということが必要と考

えております。

今般の補正予算で実施する取り組み結果の議会への報告は今後検討してまいります。

以上でございます。

どのした道路交通計画部長私からは大井町線立体化に関するご質問にお答えいたします。

東京都の踏切対策基本方針の改定により議員ご指摘の等々力駅から上野毛駅区間が、鉄道立体化以外の対策の検討対象区間に位置づけられたことは区内大井町線の踏切解消に向けた大きな前進と受け止めております。

区といたしましても、この区間につきましては等々力駅周辺の交通混雑や通学路の安全確保など重要な課題があり、鉄道立体化も視野に、緑が丘駅から等々力駅間の立体化と併せて検討すべき期間とし、して認識しております。

区はこれまでも、目黒区や鉄道事業者と連携し、調査検討を進めてまいりました今後も東京都や関係機関と連携し、事業候補区間への早期位置づけに向けた検討や沿線まち作りを進め、踏切解消実現を目指してまいります。

以上でございます明日議長玉川総合所長、羽沢玉川総合支所長はい私からは大井町線の踏切対策について2点答弁を申し上げます。

初めに、街作り方針の策定について、スピード感をもって進めるべきとのご質問でございます。

現在、区では、九品仏駅から上野毛駅まで大井町線沿線まち作りの基本となる考え方の策定に向けて、玉川総合支所の他、交通道路、都市計画等の庁内関係部署により検討を進めております今後、地元組織の大井町線沿線まち作り連絡会の他、幅広く地域の皆様のご意見を伺い、まち作りの基本となる考え方を迅速に策定し、以降、各駅周辺で地域の皆様と意見交換しながら、まち作りの具体的な内容を検討してまいります東京都や隣接の目黒区とともに積極的に協議を進め、今回の踏切対策基本方針改定の機会に合わせ、鉄道の立体化が前進するよう取り組んでまいります。

続きまして鉄道立体化と併せ、行き止まり道路の接続など南北道路ネットワークの再構築も検討すべきとの質問でございます。

自由が丘駅から上野毛駅区間には15ヶ所の踏切がありますが、鉄道挟んだ行き止まり道路も数多く存在しており地域の回遊性防災等の課題となっていると認識しております。

鉄道立体化は踏切の解消とともに、鉄道によるまちや道路の遮断を解消し道路ネットワークの強化や地域分断の改善等を図る機会と捉えております行き止まり道路まち作りの課題として捉え、地域の皆様の意見を伺い、ご意見を伺いながら地域の南北の繋がりへの改善に向け検討を進めてまいります。

以上でございます。

おぎのけんじ議員はいせたがや Pay の件ですけれども先ほど答弁で幕は7月の暫定対応を持って契約上の手法を完了したと判断したということですのでその中身はただの運用改善であって、あの手作業そのものは残っていたわけですよ。

一方で暫定対応した日の場で自身がですねその後の 8 月に恒久的な対策としてポイント付与プロセスからの手数料の完全排除。

システム化を提案したと最終報告書にも明記されていますさっきの答弁で自動付与システム改修は今回公表事案とは関係ないとありましたけれども事業者自身が本格的な再発防止策を提案していて、検証委員会からも手作業改めようと提言されているわけです。

これ、因果関係がないわけじゃないじゃないですか。

なんで、恒久的な対策をやらせて周を完了しなかったのか伺います。

五十嵐経済産業部長再質問にご答弁いたします。

7 月の暫定的な運用改善を持って契約上の修補完了と判断し恒久対策であるシステム化を収集法の範囲外とした根拠についてでございます。

現在の月 3 回ポイントを付与する方式は商店街振興組合連合会および区が提示した要求仕様に沿ってシステム委託事業者が実施していたものです今回その要求仕様を満たせなかったためこれを是正し、生じた損害を補填するのはシステム委託事業者の契約上の義務として実施するものであるという認識です。

検証委員会の提言に沿ってポイント付与システム化しポイント付与の方式も、決済日から 3 日後の冬に切り替えるという今回のシステム改修は従来の要求仕様とは全く別の要件であり従来の契約で取り決めた範囲外であるため、契約上の手法の範囲外として有償対応となると商店街振興組合連合会および区として判断しております。

以上でございます。

おぎのけんじ議員答弁を聞いててもですね再発防止の機能拡充とごちゃまぜに指定初めから全額公費負担ありきで話を組み立てるような気がいたします税金を使う立場として到底納得できないということを申し上げまして質問を終わります。

以上でおぎのけんじ議員の質問は終わりました。

次に、18 番山口ひろひさ議員議長 18 番山口ひろひさ議員よいしょ質問通告に基づき順次質問してまいります。

昨日何食べたか覚えてる。

一昨日はわかると聞かれ、あれ、何食べたんだっけとすぐに思い出せないかは出てくるけど、名前が出て来ない道で会って話かけられても、この人、名前なんだっけ、この人誰だっけと思いながら会話をこなす。

こんなこと、皆さんありませんか。

私はあります。

あれ、ここ何しに来たんだろうと年を重ねるたびにその頻度が増えること、ちょっとやばくないと肌で感じておりますただし、食べたものを思い出さなくても食べたことだけは覚えているので、またいいのかなと人間の脳は、30 代をピークに、毎日数万個単位の脳神経細胞が減っていくとされていますこうした日常の記憶は記憶を自分は生まれつき不器用なのでちょうど減ってしまった脳神経細胞に入れてしまっているだけなんだろうと自分を慰め

ております。

そんな私自身にも無関係ではないのが、まさに認知症です世田谷区では令和2年10月に誰もが無関係ではない認知症に対する1人1人が希望を持って自分らしく生き、認知症になっても安心して住み続けられるまちを一緒に作っていくために、認知症とともに生きる希望条例を制定しました。

区はこの条例の目的を実現するために認知症本人の立場に立ち、本人や家族、そして区民と一緒に、希望のあるまちを作っていくとされています。

身近な窓口として安心健やかセンターや認知し在宅認知症在宅サポートセンターの対応を進めています。

国の推計では2040年には高齢者の約15%が認知症になるとされており区内には認知症の症状のある方が2万7000人おられこの数値は高齢者とともに、今後さらに増えていくわけであります。

残念ながら現時点では認知症を完全に治すことは難しいですが、進行を遅らせる薬もあり、認知症イコール何もできないではありません。

そしてここにこの条例制定の意義が生かされていかなくてもなりません所管においては制定からときの経過をしその施策のお取り組みの充実を図っているといえることと思いますが第3期の策定に計画の策定に向けて議論が進められているところではありますが、現時点におけるその成果についてお聞きします。

次に大学のスポーツ拠点整備の考えつつ方についてお伺いします。

昨日の我が会派の宍戸政調会長の代表質問の中でも触れられましたがスポーツは、子供たちが夢を抱くとともに健全育成区民の健康増進や生きがい作り、また人々の交流コミュニティ、地域の活性化など日々の暮らしの中で欠かすことのできない重要な資源でありますその中で世田谷区の現在のスポーツの拠点である大蔵運動公園の老朽化の対応による再整備の計画が示されたところであります。

葛飾区ではサッカーJ1リーグ対応の球技専用のスタジアムスタジアムを作り都市公園として整備が進められているとも触れられておりました我が区においても地元のラグビーチームとの連携や女子サッカーの本拠地としての競技場の整備と議会においてもプロスポーツの誘致等へ議論が交わされております。

プロスポーツを身近にライブで観戦できる区民がスポーツを見て楽しむ、また自分自身の競技として楽しむスポーツの魅力を楽しむことは様々多様にある中で93万世田谷区民に対してスポーツの醍醐味を感じてもらうことは将来に向けて非常に大切なことだと私は思っています。

品川区は人口93万人研の人口よりも多く、政令指定都市にも匹敵する自治体であるなどこの人口面に関してはどうだすごいだろうと言わんばかりの感を醸し出す場面がありますがしかしながらこと。

このスポーツの場面になるとその内容は、いかがなものかと感じております。

タグの方が我が国のスポーツ拠点を訪れるとこの施設が世田谷のスポーツ拠点なんですかとキョトンとしてしまう方もいらっしゃる。

大蔵運動公園、大蔵第 2 公園の再整備について修繕改修とのことですが、まだしばらくすれば修繕では済まない時期がやってくるわけでありますそのときには、改築ということになるわけでありますが、求められている様々な区民のスポーツの要望に応えるためには、現状の範囲での対応の考え方では実現に乏しいのではないかと思いますお隣にある都立砧公園には、世田谷区の文化を支える世田谷美術館があります。

そのハードルは高いかもしれませんが、93 万区民にふさわしいスポーツの拠点整備にはこの砧公園を含む一体的な整備を視野に入れて進めていくことも重要な視点と考えます。

93 万区民にふさわしい拠点整備には、その検討も必要と考えますが、将来に向けて高いハードルを超える意気込みの考え方はあるのか。

区の見解をお聞きします。

最後に学校改築に伴うプールのあり方と水泳授業の取り組み方についてお聞きします昨今の酷暑の影響により先の文教委員会において、プール水泳授業のあり方について、安定的な学習機会の確保、教員の負担軽減および経費の観点から見直しの検討が進められ、その一部改定に向けた考え方の報告がありました小中学校のプール整備のあり方については、現在実施中である。

民間プール施設を活用した事業については移動時間による授業時間の短縮があっても、個々の能力に応じた指導が可能であり、力の向上が見られており、取り組み内容を評価する意見が示されているこうした状況の中、今後の小学校の改築にあたっては新たな 5 回プールは設置しない方向で、現在改築基本構想案策定中の江畑小学校、笠小学校については、事故にプールを設置しないこととし、今後は学校ごとの実情に応じた共同利用拠点プールを活用する他、移動手段を確保しながら行い既存施設を積極的に活用する検討が行われており今後整備される拠点校については主に中学校で簡易温水プールとして整備するとのことであります。

小学校との共同利用施設になることでありますがその整備についてはもちろん学校主体の運営になることを理解いたしますが、身近な地域の方が地域の方々もその季節には拠点プールで水泳を楽しめるこうした区民利用の視点を取り入れた幅広い分野での共同拠点プール整備としてもらいたいと思いますが区の見解をお伺いします。

また水泳時間の水泳授業の開学方については、日よけ等による遮熱対策の実施と示されていますがそれと同時に酷暑で水泳授業が実施できないのであれば、その事業自体の実施時期を少しずらして実施するなどの希望も工夫も考えるべきと考えます授業時間を組み替えるだけでお金を使うことなく水泳授業今より確実に確保できると思いますし水泳授業により、泳げることの楽しさ大切さを学びただ単に泳ぎを習得することだけでなく着衣水泳も実施されており、その体験は命を守る対象を学ぶ非常に重要な取り組みであると考えます。またこの報告には、先にも申し上げましたが、安定的な学習機会の確保、教員負担の軽減お

よび経費の観点から、プール水泳事業の見直しに向けた検討を進めているとありますが、水泳授業自体の減少が、この教員の負担軽減がその一つであるのならば、私はそれは本末転倒であり教育の後退であると言わざるを得ない言わざるを得ないと思います水泳授業の大切さを踏まえ、水泳授業の確保、水泳事業に対する柔軟な考え方の対応をすることに対して、区としてはどのような考えをお持ちかその見解を伺い、以上で壇上からの質問を終わります。

川島高齢福祉部長私からは認知症とともに生きる希望条例の成果についてご答弁いたします。

区では、認知症とともに生きる希望条例希望計画に基づき、認知症在宅際、在宅生活サポートセンターが専門的かつ中心的役割を果たしながら、認知症本人の情報発信と社会参加を認知症政策の柱として、取り組みを推進してまいりました。

取り組みの成果として、認知症ご本人の思いや希望を起点とした取り組みが着実に広がっております。

認知症本人交流会では、ご本人やご家族が出会い、交流できる場が生まれており、また、セッターが野蛮認知症サポーター養成講座等において、本人が自らの思いや希望を発信する機会も増えております。

さらに、安心健やかセンターを中心とした認知症の本人や家族、区民関係機関等が参加するアクションチームの取り組みも、区内全地区に広がってきております。

現在策定を進めている第3期希望計画では、認知症在宅生活サポートセンターの専門性をさらに生かしながら、本人の一層の参画と多様な主体との連携による地域作りを進めるとともに、新しい認知症観の浸透や認知症への備えについても推進しながら、希望条例の理念の実現に向けた政策をさらに進化してまいります。

以上です。

渡辺スポーツ推進部長はい私からは、スポーツ拠点整備の考え方についてご答弁申し上げます。

小倉運動公園小倉第2運動公園の公園面積に占めるスポーツ施設の割合に余裕のない中で、議員ご提案のように隣接するキムタク講演も含めてスポーツ施設を整備することができれば、新たなスポーツの場の創出や、見るスポーツとしての拡充の可能性も高まるなど、魅力的な整備のあり方あり方であると考えてございます。

しかしながら都立公園である桐田公園内の用途地域は第一種中高層住居専用地域であり、これは良好な中高層住宅地として、その環境を保護する地域となっているため、公共施設として、図書館や美術館等の建築は可能ですが規模に関わらず、遊戯施設に該当する体育館等については、原則建築することができず、その実現性は大変難しいと考えてございます。また、大規模なスタジアムの整備を検討するにあたっては交通アクセスや多数の観客を受け入れる環境も重要となってまいりますので、絹子砦公園が敵地かどうかなど、まち作りを含めた新たな視点も重要と考えてございます。

一方で現在進めております上用賀公園拡張事業は国有地を取得しての整備、また、和田堀給水所上部利用は、東京都と連携しながらの整備ですので、ご提案の趣旨も踏まえ、都有地や国有地の活用は常に念頭に置きながら、スポーツの場の整備確保に努めてまいります。

番教育政策生涯学習部長私からは、学校改築に伴う区民も身近な地域で水泳を楽しめる視点でのプール整備についてご答弁申し上げます。

久我学校改築に合わせて整備を計画している簡易温水プールは3校から4校の小・中学校が共同利用し安定的に推移事業実施できる環境を確保することを目的とした施設です。

プールの水を補助的に加温することで利用期間を拡大し、おおむね5月から10月までの授業で活用することを想定しております。

そのため、大蔵総合運動場、千歳温水プール、中学校4校の温水プールのように年間を通じて区民利用を前提とした施設とは性格が異なるものでございます。

一方で議員お話しの通り、プール整備に当たりましては、学校教育環境の充実だけでなく区民の皆様が身近な地域で水泳や健康作りに親しめる環境作りも重要であると認識しております。

今回整備を予定している簡易温水プールにつきましては教育活動への支障が生じないことを前提といたしまして一部の中学校における夏季休業期間中のプール開放の実態も踏まえ夏季期間の地域開放などの活用について検討してまいります。

以上です。

山田学校教育部長、私からは、水泳授業の確保として時期をずらすことなどにつきましてご答弁いたします。

現在の屋外プールの授業につきましては、近年の猛暑の影響により、従来の時期に計画通りの回数を実施することが難しい状況が生じていることは認識してございます。

一方で、プールの授業の実施時期をずらすことにつきましては水泳の授業が水の危険性を認識し、自らの命を守る重要な学習であるため、夏季休業期間前に実施することが好ましい判明。

屋外であること、さらには児童生徒数や秋の文化的行事等地上が各校異なることから、実施時期を大幅に変更することが難しい学校もございます。

今後につきましては、暑さ指数を毎時間計測し、運動環境に十分気を付けるだけでなく、児童生徒の体調管理やこまめな水分補給の徹底など、新たな税負担とならない方法で、熱中症予防に努めることはもとより、日焼け対策も含めて、校長会とも相談しながら確保の実態に応じて柔軟に実施時期を設定できるか検討してまいります。

以上でございます。

山口ひろひさ議員認知症に関してはですね、今できることを少しでも長く保つ。

そういうことが大事なようであります物事を忘れてもですね、例えばその人と話してて。

ごめんなさい。

その人と話しててですね安心したとか何か出来事ものをやったときにですね、楽しかった

こういう記憶飲酒は残るそうでありますのでぜひこれからもこうした本人が今日できる事をですね洗濯して、そしてそれを今日は何を楽しんでいこうかという視点に立ってですね、本人ができることは本人に任せる。

そしてサポートをするところをサポートするそして一緒に楽しむというですねこういったことに力を注いで28のアクションチームができたということでもありますのでその進化という答弁もありましたぜひその真価がですね、認知症の方々そしてご家族にその安心にですね繋がるようお願いを申し上げます。

それと昨日も代表質問で議論ありましたけどスポーツ拠点の考え方ですけどもリノベーションという議論も昨日ありました実は総合運動場の体育館ですけども昭和のスポ根ドラマサインはVのですね撮影会場として使われたんですね。

岡田河合さんが主演で稲妻サーブそれから潤さんだX攻撃はこんなもんね。

記憶にありますけどもたまたまそこにいてですねその当時、僕キャプテン役の岸ゆきさんに回ったことを覚えてるんですけどもその当時ですのでひょっとしたら、保坂区長もサインはVご覧になったんじゃないかなというふうに思いますけどもその当時はその先端をいってた。

体育館だと思いますけども昨日の答弁をちょっと聞いててですねちょっとあまりにも夢がないのでがっかりしちゃったんですけどまさかこういったその体育館を後世に残そうという考えはないと思いますけどもこれからこの世田谷区の条件非常に厳しいわけでありまして、葛飾区と違ってね。

でも、そのハードルをですね、越えていくってやっぱり意気込みがないと93万に誇れるやっぱりその施設の拠点というのはできないと思いますのでハードルをなぎ倒して金メダルを取った選手がありますんで、ハードルをなぎ倒すぐらいの気持ちで臨んでいただきたいと思います。

それと水泳授業なんですけどもできてない学校とできてる学校ってのはどのぐらいの割合であるんですか。

山田学校教育部長再質問にお答えいたします。

ちょっと把握ができてございませんでやはり秋にたい秋に運動会ある学校も多数ございましてそういう学校などはなかなか秋にずらしていくということになると全体的に学校行事の再調整が必要になってきますので、ちょっとこの場で何個あるということはちょっと難しいんですけれどもそういった全体学校行事の全体行事も考慮しながらのを再調整にしようかと思っております以上でございます。

山口ひろひさ議員かな。

様々な事情もあろうかと思っておりますけども命を守る事業ですよ習い事今いろいろ子供たちやってますけど、水泳習ってる方もいると思っておりますけどもそうじゃないそれができない子供もいるわけですよ。

そういう子は水泳授業が唯一の命を守る事業ですのでそういった観点に立って行っていた

だきたいと思います。

以上で山口ひろひさ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

42 番羽田圭司議員、42 番羽田圭司議員最初に若者現役世代への支援について新たな生活困難層への支援ということで質問をさせていただきます。

これまでも低所得者のみ選別した支援から普遍的支援を求め、今、今日の質問もですね、その視点に立った内容であります。

日本の社会保障は年功序列型賃金と終身雇用制度これを前提にして組み立てられてきましたその意味では老後保障、ここに重点が置かれてきた。

ところがこんにちの雇用の劣化ともいうべき非正規雇用労働の増加によって働きながらも十分な所得が得られず生活に困窮する新しい生活困難層には必要な支援が行き届かなくなっているという状況下にあるかと思います。

高度経済成長期と言われたことは言っ先ほど言いました年功序列型賃金終身雇用のもとで流した汗が報われるというある政党のスローガンが実感できた時期がありました。

最近のスローガンでは努力すれば報われるというのもあるんですが今では非正規雇用の増加だとか成績評価制度そうした中で、努力してもなかなか報われないのではないかそういうふうにいる人も多くなっているかと思います。

若者現役世代への家庭支援はこの間保育の無償化や、出産費用の無償化、教育費の無償化など多く進められてきたわけですが、そうした一方で子供子育て支援の対象外となっている若者層の子にとっては支援が行き届かないばかりか、現在の社会保障制度そのものそのものへの不審にも繋がっているかと思います。

例えば就労自立支援生活保護申請件数は増加傾向が続いているといますが多くは高齢や心身の大病による疲労困憊こんなん披露困難ですね館が多いことからそもそも最後のセーフティネットとされる。

生活保護からの脱却を目指す終了を自立支援は、その効果がでているかは大変疑問です。

また国の求職者支援制度は、雇用保険を受給できない非正規雇用などの離職者などが一定の要件を満たすと、月 10 万円の給付金を受け取りながら無料の職業訓練を受講できるという制度なんですが、訓練後の就職率は、60 ないし 70%とされており、正社員を希望してもなかなか実現した実現できないその割合は 2 割 2 割を切っているとも言われております。2023 年度の生活保護廃止この脱却と言ってもいいんですが生活保護から廃止をした主な理由その構成割合で見ますと死亡が 44.3%が最も多く次いでその他を除くと、働きによる収入、収入の増加これが 14.5%さらに疾走これが 5%と成っているわけでこうした制度の問題点をどう認識し、課題を解決しようとしているのかについて最初にお聞きしておきます。

若者支援は初任給の引き上げなど、若者世代への賃金の引き上げによって手取りを増やすとともに後退あるいは遅れをとってきた社会保障制度の改善が求められていると考えています。

民間企業の福利厚生の一つに、住宅手当がありますが、民間企業の事業所では 56.6%に達しているといいますしかし、この数字を読みますと、企業規模が 100 人以上、事業所規模が 50 人以上それを対象にしたものですから非常に企業の取っ手は、なかなかその住宅手当については行き渡っている福利厚生とは言えないわけであります。

一方で東京都は、人材確保の視点から今年 4 月より 27 歳までの若年職員の住宅手当の最高額を 2 万 7000 円から 3 万円に引き上げました。

国土交通省が住生活基本計画は住宅政策のあり方を定めるもので、おおむね 10 年間の目標や施策の方向性を示すものです。

直近では 2026 年度から 2035 年度を対象とする計画案が示されており、若者や子育て世帯が希望する住まいを確保できるよう、手頃な価格の住宅供給促進などを盛り込んでいます。今後の若者現役世代に向けた住宅支援について改めて区の考えを伺います。

次に災害対策の強化についてであります。

熊本地震千葉豪雨災害によって被害状況が多く報告をされてきました。

地域防災計画など区部へ個別具体的な対策について伺いたいと思います。

最初に福祉避難所の指定についてです。

一般避難所には障害者にとって多くの壁がある。

普段から粒子に慣れている施設へ直接避難したいという声もあります。

政府のガイドラインでは内閣府が受け入れ対象者をあらかじめ定めることで発災後に直接福祉避難所へ行ける仕組みへの見直しを進めると言っておりますが区の対応を伺います。

二つ目は、防災拠点の確保についてであります。

特に公園用地の確保の課題があります災害時の物資供給を迅速かつ円滑的に行うには、地域ごとに供給拠点、防災倉庫の設置が重要であります。

また災害時に発生した廃棄物の仮置き場の用地確保に向けて公園整備計画が求められていると考えますが今後の計画を考えております。

三つ目が防災拠点の点検についてであります。

被災地では断水が続き三つの水の供給体制の確保が取れました。

災害時の給水センター機能等の役割が重要と考えますが、区の認識を伺います。

そして四つ目ですが防災協定についてです災害時に駐車場を避難所避難場所物資供給拠点として提供する防災協定の締結があります。

熊本の防災拠点に指定されていた大規模店における 2 次災害の発生は想定外という声もありますが災害発生以前から防災拠点の安全点検や整備が欠かせないと考えます。

区の対応を伺います。

最後に人に優しく、誰もが働き歩きやすいまち作りについてお聞きをします。

9 月 1 日より中央線や車両通行帯のない道幅の狭い生活道路の法定速度が従来の法定速度時速 60 キロから時速 30 キロに引き下げられました。

これは歩行者や自転車等の重大事故を防ぎ、命を守るための交通規制を強化するという内容と言われております。

一方、幹線道路については、道路の構造や交通流量によって既に個別の指定最高速度が表紙で定められており、中央線や車両通行だ。

タイなどが整備されていることから、一律の法定速度を変更は行わない。

という内容に担っています。

幹線道路は交通量も多く、自動車交通の円滑な運行という視点もあるかと思えますしけし
かし以前から環状八号線や環状 7 号線など幹線道路がある世田谷区内では、歩行者の横断
する青信号の時間の短いことが指摘されています。

幹線道路等の横断では高齢者が幅の広い幹線道路では青信号の間に渡り切れないといった
声もあります。

この改善に向けて取り組むことが求められております。

高齢者や障害者が安全に非安心して歩くことのできるまち作りの推進という視点から今後
の区の対応を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

大和保健福祉政策部長私からは生活保護制度についてご答弁いたします。

生活保護制度は、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する制度であり、自立と
は就労による経済的自立だけではなく、健康の回復や社会との繋がりや再構築なども含む
幅広い概念であると考えております。

区では、稼働年齢層や就労意欲のある方に対し、関係機関と連携した就労支援を行って
おります。

一方、就労に向けた意欲喚起や生活習慣の改善が必要な方も多く、生活設計や年金受給見込
みを示しながら支援を行っているところです。

支援には長期間を要するという課題もあり、就労による保護脱却だけでなく、生活の安定な
ど自立に向けた家庭も重要であると考えております。

就労のみでは自立が難しい方も含め、1 人 1 人に寄り添った支援に取り組んでまいります。
以上です。

佐藤都市整備政策部長私からは今後の若者現代世代に向けた住宅支援についてご答弁いた
します。

本年 3 月に国が策定した新たなじゅ住生活基本計画では、若者世帯や子育て世帯が希望す
る住まいを確保できる社会の実現を目標に掲げ、若年単身世帯を始めとした若者の孤立を
防ぐ居住環境の整備を進めることとされています。

区といたしましても、若者が地域との繋がりを持ちながら、自立した生活を送る上で、住ま
いの確保は重要であり、住まいに関する支援への期待があることは認識しております。

一方で、若者の置かれている状況や支援の必要性は様々であることから、対象や優先度を慎重に見極める必要があると考えております。

今後も、国、都の動向や社会状況の変化を踏まえながら、若者や現役世代の住まいを取り巻く課題の把握に努め、必要な支援のあり方について研究検討してまいります。

以上でございます。

杉中障害福祉部長私からは、障害者の福祉避難所への直接避難についてご答弁いたします。障害者にとって、普段から通い慣れた施設への直接避難についてはその当事者やご家族、また、施設側からも要望があることは、区としても把握しております。

この間、発災時期の予測が可能な風水害時の避難先として、東京リハビリテーションセンター世田谷の短期入所等で対応していく方針としたところです。

地震発生後の対応については、障害者の福祉避難所の多くが、日中の通所施設であり、職員確保等に課題がある一方、通い慣れた施設への直接避難は、本人の状況が把握できているなど、施設側にもメリットがあるため、引き続き課題整理を進め、障害者が円滑に避難できる体制作りに取り組んでまいります。

以上です。

北川みどり 33 推進担当部長私からは災害対策、災害対策に関しまして公園整備についてご答弁いたします。

公演などの多くは、災害時の広域避難場所や一時収容所に指定されており区民の避難空間として重要な役割を担っております。

また、備蓄倉庫や区外からの支援、救援隊の活動拠点へ災害廃棄物の仮置き場、仮設住宅用地などとしての活用も想定しているところでございます。

一方で講演などは平時において区民が集い、憩い、交流する場でもあり、地域の魅力を支える公共空間でもあるため、整備に当たりましては、公園等の規模などに応じまして災害時と平次それぞれの機能を両立を図る必要がございます。

といたしましては、これら多くの役割を担う公園等の確保に引き続き取り組むとともに参加と協働の公園作りの中で災害対策の指定につきましても、地域防災計画の各関係所管とも連携を図りながら整備を進めてまいります。

以上でございます。

加賀谷危機管理部長災害協定の安全点検等についてお答えいたします区では物資の供給や施設用地の提供など様々な分野を受けまして、民間事業者や関係団体、関係団体など約 400 の団体と災害時協力協定を締結してございます。

その実効性を確保するため、毎年度ですけど協定内容や連絡体制施設の安全性の確認、見直しを行ってございます。

物資供給体制につきましても協定締結事業者と連携した物資配送訓練などを実施し、運用上の課題の確認や連携強化に努めており本年 7 月ですが佐川急便株式会社と災害時における。

輸送業務等の協力に関する協定を締結してございます今後も臍帯各部と連携いたしまして災害時協力協定の更なる充実と協定団体良いとの連携強化を図りながら災害対応体制の向上に取り組んでまいります。

以上です。

長池危機管理監私からは、給水センターの機能と役割についてお答えします。

玉川給水所などの給水施設は公園に設置されている応急給水槽とともに、東京都が指定する給水拠点として、災害時に区民への飲料水の供給を行うこととなっております。

この給水拠点はどの場所からもおおむね 2 キロの範囲内に 1 ヶ所あり、世田谷区においては、区内の他、近隣を含め 16 ヶ所の給水拠点で、全域を行っております。

さらに、飲料水の供給に当たっては、避難所となる区立小中学校などに応急給水を実施する他ための設備として、応急給水栓などを順次配備しております。

災害時の給水拠点となる多摩川給水場などの給水施設は区民への飲料水の供給に当たり重要な役割を担っていると認識しております。

以上です。

畝目土木部長私からは高齢者等が安全安心にあることのできるまち作りに関してのご答弁です。

交通管理者である警視庁からは、歩行者信号につきまして、歩行者の安全確保に加え過去には特に歩行の速度が遅くなってしまう高齢者等が多く利用する箇所では、より多くの歩行時間を保つように考慮し対応していると伺っております。

これは現在、改定作業中の第 12 次世田谷区交通安全計画素案におきまして、安全安心に歩けるまち作りの観点から歩行者の安全確保に関して記載し、地域の声や交差点の実態を踏まえた信号機の整備高度化による交通事故防止を掲げてございます。

ご指摘の道幅の広い幹線道路等における信号の横断については、改善に向けた働きかけとしまして、交通管理者、道路管理者へ着実に地域の声を伝え共有し、誰もが安心して道路を横断できる交通環境に努めてまいります。

以上でございます。

羽田圭司議員議長、42 番羽田圭司議員一点若者現役世代の住宅政策といいますか住宅支援、これについては、午前中からも具体の提案もされているかと思えます。

その意味ではどういうふうにしていくのかというのはまだまだこれからあの検討していくということなのですが、考え方として、今例えば JR 東日本が間瀬大量の廃止、これはいいかどうかは別といたしましても、一方で单身寮については今後増やしていくという考え方を示しています。

つまり新社会人といいますか、そうした方々への支援これはしっかりと行っていくという考え方がされているかと思えますその立場に立ってこの間 ECMO 児童養護施設退所者の支援の中では特に誰もがスタートラインに立てる。

あるいはスタート押しした後の生活支援、こういったことについての支援もこの間詰めて

きたわけですが、そうしたことをさらに一步前進をさせるというですね、そういう考え方から一定期間例えば住宅手当を支給するだとか、そういう考え方が出てくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

佐藤都市整備政策部長再質問にお答えします。

今後のあの若者現役世帯に向けた住宅支援ということでおっしゃる通り進学や就職など若者が自立して新たな生活を始めるに際しまして安定した生活基盤を築けるっていうことは大変重要であると認識しております。

区といたしましては住宅確保要配慮者との優先度などを見極めつつ、若者の住まいに関するニーズや課題の把握に努めてまいりますあわせて定住への効果なども考慮しながら必要な支援策について研究検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

羽田圭司議員あとはもう決算特別委員会等でまた行ってまいります。

以上で質問を終わります。

以上で羽田圭司議員の質問は終わりました。

次に、21 番、阿久津皇議員、21 番阿久津皇議員通告に基づき順次質問してまいります最初に観光の振興について伺います我が国の昨年の訪日外国人観光客数は 4268 万人余りとなり前年比 15.8%の増で過去最多となりました。

昨年末に外交関係の悪化から中国による日本へのへ渡航自粛要請もあって中国からの訪日客が大幅に減少し全体としては一時的に微減に転じているもののその影響は限定的で韓国、台湾を始め、その他の国々からの訪日客数は堅調に伸びており、2030 年には 6000 万人に達する見込みとなっています。

また観光庁の調査によると昨年の訪日外国人観光客の消費額は 9 兆 4540 億円余り国内 GDP を 1%以上押し上げ 2024 年の経済効果は直接間接合わせて 26 兆円以上雇用創出効果は 173 万人にも及ぶとのこと。

しかしながら在日外国人観光客による経済効果の恩恵が特定の大都市や大手事業者に偏り、地域や中小企業、住民に届きにくい構造となっており地域住民には、オーバーツーリズムなどデメリットを感じることはあってもメリットを感じる機会が少ないとされています。

訪日時間、外国人観光客の増加が当面続く中区においては区内産業の振興や区民との交流促進など訪日外国人観光客によるメリットを感じていただく機会を創出するといった観点からこの観光需要に積極的に応えていく必要があると考えます。

また訪日外国人観光客の消費傾向は土産物などを購入する物消費よりもサービスや体験を得る。

コト消費の比重が高いとされています。

これは、区民や来訪者が楽しみながら回遊できる区が推進するまちなか観光と共通するのではないのでしょうか。

区では訪日外国人観光客に向けてまちなか観光をどのように PR しているのか伺います。

また、各商店街で行われているイベント地域の祭り盆踊りなどは外国人観光客にとって魅力的な体験になるだけだ。

なるだけでなく区民との交流も生まれ、国際交流の場として大変有益だと考えます。

この 8 月には世田谷まちなか観光交流協会の主催で駒澤大学の禅文化歴史博物館や等々力溪谷を見学散策し二子玉川のエクセル東急ホテルで、せたがや育ち野菜を使った特別メニューのランチをいただく。

両日帰りバスツアーが催行され大変紅葉好評だったと伺っています。

F では外国人観光客に向けて地域イベントやまちなか観光といったこと、消費への誘導を推進する考えがあるのか伺います。

次に、区内の民泊および旅館旅館業について伺います。

訪日外国人観光客が年間 6000 万人に達するとされる 2030 年には総宿泊客数が約 7 億人泊、うち外国人が約 2.1 億人泊に達するとされ 2025 年と比較して全体で約 6%外国人に限れば 16%強増加する見込みです。

対して国内の宿泊施設の客室数はここ数年約 180 万室前後で推移推移しており新規供給の遅れや人手不足も相まって需要の増加に追いつかず今後の宿泊施設の不足や料金の高騰が指摘されています。

この需給ギャップに対応すべく国においては、民泊や旅館業における規制緩和を推進してきましたが各自治体においては騒音やゴミ出しマナーなどに関する苦情が増加しており生活環境維持のため厳格化あるいは上乗せの条例の条例化の動きが進んでいます。

これは民泊や旅館業を条例改正によってどのように管理し、区民理解を得るつもりなのか伺います。

次に大蔵運動公園第 2 運動公園の再整備について伺います。

区民のスポーツ実施率は 48.2%と国や都と比較して低い状態が続いておりスポーツ観戦率も全国値を大きく下回っています。

23 区で比較して 1 人当たりのスポーツ施設が少ないのでスポーツスポーツをする機会も見られる機会も少ないのは当然といえば当然ですがスポーツ施設の不足が区民の健康を損ね、企業 QOL や幸福度を毀損している可能性を指摘せざるを得ません。

区ではあらゆる機会を捉えて、限られたスペースを最大限活用してスポーツ施設の充実を図るべきと考えます。

今般区では大蔵運動公園および第 2 運動公園の再整備ビジョン素案を公表しました。

当該地では 93 万区民を支える最大の拠点スポーツ施設であり、ふさわしい機能の充実が求められているにも関わらず総合体育館は中長期保全改修を行いながら引き続き使用するとしその他の施設についても更新時期に応じてリノベーションを行うとしました。

また大蔵第 2 運動場旧厚生年金スポーツセンターとの一体化についても平成 22 年の取得意向管理体制や一部施設が重複しているにも関わらずこんにちまで 16 年間、抜本的な改善は図られずに放置されてきました。

平成 25 年に策定された前期スポーツ施設整備方針において、諒運動場の一体化を基本とした検討および整備を進めるとし、平成 35 年度つまり令和 5 年度までには一体化整備に向けた基本構想を策定するとした目標も実現されておりません。

今般の再生ビジョンでも一体化については引き続き検討を進めるとの表現で先延ばしとなっており、不足しているスポーツ施設の充実における教育の取り組みについては疑問を持たざるを得ません。

大蔵運動公園第 2 運動公園および第 2 運動公園の再整備に関して既存のものを、寿命まで使い倒すといった考えではなく区民の健康増進と、区民福祉の最大化といった観点からスペースを最大限に活用し、区民ニーズに応えた形で積極的な再整備を推進すべきと考えますそこでまず区は、江戸の世、江戸のスポーツ施設が不足していて、大蔵運動公園第 2 運動公園にはどのような施設が整備されるべきかといった区民ニーズをどの程度把握しているのか伺います。

また大蔵第 2 運動場の取得から 16 年あまり、父として進まない一体化による重複施設の効率化についてどのように考えているのか伺います。

次に、公共交通不便地域対策について伺います。

コロナ禍以降、乗客数が戻らない路線バスは運転手不足も相まって、区内だけでなく全国で減便廃止が相次いでいます。

区では地域の足を確保する公共交通不便地域の対策として、区内 10 ヶ所を指定して新しい公共交通の拡充を進めています。

公共交通不便地域対策は超高齢社会を迎えた我が国において団塊世代の方々が 80 歳を迎える。

今後加速度的に増加するだろう自転車や徒歩での移動が困難になる方々の移動支援、あるいは買い物支援として、区においても重要な政策であると考えます。

一方で狭い地域での狭い区域での公共交通は不採算が見込まれ持続可能な公共交通不便地域対策とするには地域ニーズの詳細な把握と効率的な運行による採算性の向上が重要となることは昨日の我が会派の代表質問でも宍戸政調会長が指摘をした通りです。

そんな中砧地区では先行してオンデマンドによる乗合ワゴンが運用されていますが乗車率は向上せず採算性は低いままとなっています。

デマンド交通のメリットは、乗降地点がきめ細かく設定できるため、全ての区民が自宅近くから目的地近くまで乗車できること必要な時間に乗れること柔軟なルート設定ができ警察の許可が安いといった点があげあげあげられ現状を考える最善のシステムと考えます。

しかしながら現在の予約システムでは 1 度予約が入ると、その予約が優先され乗れ乗り合いになっておらず採算性が悪いうえに、予約が取れなかった方は予約、予約が困難で乗りたい時間に乗れないといったデマンド交通の最大のメリットが発揮できていない状態です。

デマンド交通のメリットが最大限発揮できるよう、システムの改善が必要と考えますが見解を伺います。

また昨日の代表質問への答弁で区長は、地域住民の主体性を大切にと述べられました。
区の指定する不便地域における新たな交通システムに対する地域住民のニーズ把握の手法について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私からは観光の振興について 2 点ご答弁いたしますまず、インバウンドに向けたまちなか観光の情報発信についてです。

産業振興公社では、インバウンド向けに特化したInstagram visit 世田谷を昨年 6 月に開設し区内の観光資源や地域の魅力を英語で発信しています。

今年 3 月時点でのフォロワー数は 3300 人ほどでしたが現在は約 7000 人となっており、半年で 2 倍以上に増えています。

visit 世田谷は在留か、在留外国人が外国人ならではの視点で、区内の町田が観光の魅力を発信しています。

これまで反響が多かった投稿としては人気キャラクターを模した洋菓子の動画続いて風鈴が飾られた神社の動画そして三軒茶屋のレトロな町並みの動画というふうになっておりまして日本文化や地域の暮らしを感じられる投稿への関心が高いというふうに分析しております。

今後は分析結果を踏まえまして最初に表示される画像、いわゆるサムネイルに日本らしいアイテムや風景を入れるなど、外国人の方が興味を持ち、実際に区を訪れたいという工夫を加え、インバウンド向けのまちなか観光の情報発信を強化してまいります。

次に地域イベントなどのコト消費への誘導 PR についてです。

まちなか観光交流協会の会員団体が実施したバスツアーは自然や文化に触れ区内の魅力を生かした体験型の取り組みだったと認識しております区は楽しみながら、区内を回遊するまちなか観光推進しており、外国人観光客が地域のイベントやお祭りに参加することは日本の文化や地域の方々と触れ合う魅力的な体験になると考えております。

観光サイトを運営する産業振興公社では、区役所内の各部署や地域イベントの主催団体から情報を広く受け付け日本語版観光サイトへ掲載する取り組みを今年 5 月から始めました。今年度に掲載された約 70 件のイベントのうち学習体験をテーマとしたものが 31 件祭りが 13 件となっておりますこうした日本の文化を体験できるコト消費に関するイベント情報が外国人観光客にも届くよう、今後はインバウンド向けInstagramでこの観光ナイト案内する投稿を行うなど地域イベントへの誘導を推進してまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは民泊宿泊施設の健全運営についてお尋ねにお答え申し上げます。

区内には旅館業の施設や住宅宿泊事業の届け出住宅、いわゆる民泊が増加し、8 月末時点で合わせて 932 節がございます区民の方から事業者の管理不良や宿泊者のマナーに起因する相談は 4 月から 8 月末までで 57 件ございました。

駆除の多くは、営業開始前の事前周知の不足や問題の発生時に事業者と連絡が取れないなど、顔が見える関係を築けていないことや、事業者の管理や対応が不十分なことに起因しております。

点灯している条例改正では、申請や届け出前の近隣への事前周知緊急連絡先を明示した小式の刑事緊急時の早急な駆けつけ体制など事業者への依頼に従来とどまっております。適正運営に必要な事項を明文化し、事前相談から事業開始後の定例監査や苦情発生時に渡って強く、適正運営を促す指導できるよう整えてまいります。

また、区が開催している事業者向けの研修会をオンライン配信で実施したり、現況調査を行うなどの充実を図って、適正な事業運営を促進してまいります。

私からは以上です。

渡辺スポーツ推進部長はい私からは大蔵運動公園第 2 運動公園の再整備について 2 点ご質問いただいております。

初めに公文区民ニーズの把握についてご答弁申し上げます。

大蔵運動公園、大蔵第 2 運動公園再生ビジョン素案の検討に向けましては令和 5 年度から令和 7 年度にかけまして、基礎調査を実施し、区民検討やスポーツ振興財団の亀井氏ている種目別の賛助会員へのアンケートまたスポーツ関係団体へのヒアリングを実施したところでございます。

アンケートの結果では、練習や交流のために利用できる施設や個人で利用できる施設について整備充実を望む意見が多くございました。

また、導入を検討してほしい施設として、フットサルコートやランニングコース。

拠点施設などの施設要望もございました。

今般お示したのは、再生ビジョンの素案でございますけれども、今後、再生ビジョン再生ビジョンの策定に向けましては今年の 10 月以降に区民ワークショップやスポーツ振興財団の賛助会員へのヒアリング、プロスポーツチームへのヒアリング等を予定してございます。引き続き、区民や競技団体等のニーズの把握に努めていくとともに、指定管理者であるスポーツ振興財団に寄せられている。

利用者のニーズや財団の意見等も踏まえながら、再生ビジョンおよびその後の基本構想に反映していくよう進めてまいります。

次に一体化による小倉台運動公園の一体化による重複施設の効率化についてでございます。大蔵運動公園は、昭和 42 年に開設しその後平成 22 年に隣接する旧東京厚生年金スポーツセンターであった施設を購入し、大蔵第 2 運動公園として開設したことから、それぞれの施設に駐車場テニスコートトレーニングルーム等の施設が重複してございます。

重複している施設については、これまでも、トレーニングルームの受付システムを一本化するなど、区民の利便性向上に向けた改善に取り組んできてございます。

こうした中で重複している施設であるものの、稼働率がそれぞれ 90%程度ある施設もあるため、再整備におけます施設の集約化等においても、利用状況を考慮した慎重な検討が必要

になってくると考えてございます。

一方で、世田谷区公園条例に基づく運動施設面積割合が基準を超過していることへの対応や、また新しいスポーツニーズへの対応も必要となることから長期的な視点も踏まえながら、今後、区民の利便性やサービスの向上に資するよう、効率的な再配置や機能の拡充、集約化等について検討を進めてまいります。

以上でございます。

野々下道路交通計画部長公共交通不便地域対策に関する質問 2 点につきましてお答えいたします。

まず錦田地域における乗合ワゴンの運行システムの改善に関する質問にお答えいたします。砧デマンド交通につきましては実証運行時より予約システムの設定変更などの調整を実施しておりますが、利用が集中する時間帯に予約が取りづらい状況が発生しております。

議員ご指摘の通り、予約システムは、先に確定した。

予約の乗降地点や乗車時間を前提に海自艦の許容範囲内で予約を受け付ける仕組みのため、乗り合い発生が限定的になっているものと認識しております。

この間、地域協議会からも予約状況や収支改善の観点から乗合率の向上を目指して迂回許容時間の設定変更を検討すべきとのご意見をいただいたことから一步踏み込んだ見直しが必要であると認識しております。

見直しにより、予約、予約枠確保や運行効率化による収支改善が一定程度期待される一方、一部の利用者の乗車時間が延びるなどの負担が生じる可能性も想定されます。

区といたしましては乗合率向上の効果と、利用者への負担とのバランスを見極めながら海峡時間などの設定見直しを改めて行い、運行効率向上に取り組んでまいります。

次に公共交通不便地域におけるニーズ把握の手法に関するご質問にお答えいたします。

重点検討地域へのコミュニティ交通導入においては地域における主体的な取り組みとなることが持続可能な地域公共交通に繋がると考えておりこれまで地域の皆様と意見交換しながら進めてまいりました。

各総合支所まちづくりセンターの支援も受けながら、現時点で 5 地域に地域協議会が設立され地域の移動課題を何とかしたいという皆様の思いと 9 の高まりの中で、導入に向けた検討を進めてきたところです。

地域のニーズの把握につきましては、地域協議会において、日頃の移動に関する困りごとや移動ニーズについて検討議論を継続して行っております今後、各地域の方々へ順次移動ニーズを把握するためのアンケート調査を実施していく予定です。

区といたしましては、必要な情報提供や技術的助言等を行いながら主体的な取り組みを進める地域協議会への支援を加速してまいります。

以上でございます。

あと使う議員はいまですすね大蔵運動公園についてですけれども基礎調査を行ったということで既に区の区民のね運動施設に対するニーズの把握されていると思います十分にそれ

はこのビジョンに反映していて欲しかったしで今後さらに聞き取りを行うということですから様々な意見をですね反映した次の素案ですかね、になるように期待をしていますそれから公共交通ですけれどもニーズの把握なんですけどニーズはきっとどこにでもあるんですよそれがあつたらいいねみたいなのところじゃなくてやっぱないと困るみたいなのねそまでのニーズがしっかりと把握できてるかどうかそうでないとなかなか収益率上がってこないと思いますので、そこまでしっかり深めてください。

民泊です。

これ今、先般の相談を受けて報道もあって大変区民の間で不安が渦巻いていますこの今回のこの条例改正で国民の不安は解消できるのか、解消できるようにどういうふうにお考えかお聞かせください。

向山世田谷保健所長宿泊事業は特に民泊の区民の方からのご不安の解消ができるかというあの再質問にお答え申し上げます。

今回目指しております条例改正もほどといろいろございますけれども、Sonos 目的はやはり区民の安全安心と静穏な世田谷らしい住環境の確保ということを目指してございます。

朝礼会社によりまして区民の皆さんがさっきの答弁申し上げたように、例えば事前の周知が非常に口中不十分で、不安に思われる。

あるいは緊急連絡先が取れないなど管理の不備などがありそこが条例化あるいはガイドラインという形で対応してきても私どもの言葉ではお願いベースで自動車の良識に委ねるといふ部分を明確に実効性を持って指導できるような、あの条例化をしていくひいてはその結果として苦情のトラブルの発生自体を予防していくと住民の方の子にも十分に良いご説明し理解をしていただく中で運営をしていくような適正な事業者の終礼していくと、これをあのす目的としてございます。

もちろん様々なご意見現在も寄せられてございますので、引き続いて様々なご意見を受け止めて的確な対応し条例改正案として取りまとめていきたいというように思っております。

私からは以上阿久津皇議員好きは結局にて行います。

以上で阿久津皇議員の質問は終わりました。

次に、14 番小野美月議員議長 14 番小野三ツ木議員本日は、在留資格制度の変更による地域への影響と多文化共生のまち作りについて質問します。

在留資格とは、外国籍の人が日本で働く学ぶ家族と暮らすなど、日本で生活するための法的な土台です。

多くは一定の在留期間が定められ、暮らし続けるには更新等の手続きが必要です。

ところがこの間、在留手続き手数料の改定や在留資格経営管理の許可基準の厳格化、永住制度の見直しなど、在留資格を巡る制度変更が相次いでいます。

世田谷区の外国人人口は今月時点で約 3 万 2000 人におよびます。

直近の在留資格別統計を見ると、永住者などを除き、単純計算で約 7 割が一定の在留期間

を前提とした資格で暮らしています。

つまり、在留資格制度の変更は、ごく一部の人の問題ではなく、世田谷で働く人、事業を営む人留学生家族と暮らす人子供たちなど、地域で生活する幅広い人々に関わる問題です。

入管法や在留資格制度そのものを決めるのは国です。

一方でその変更による影響を最初に受け止めるのは地域です。

そうした地域への影響を区が把握し、必要な施策や支援に繋げる仕組みが十分にあるのか、この課題認識のもと、区への情報照会や区内当事者へのヒアリング結果を踏まえ、以下順次伺います。

初めに外国籍人材の確保定着とその家族を含め、地域の生活者として捉える。

多文化共生の取り組みについて伺います。

今年5月成立の改正入管法に基づき、先月入管庁は10月より予定している在留手続き手数料の改定額を公表しました。

資格変更期間方針は従来の一律6000円から在留期間ごとに最大7万5000円永住許可は1万円から20万円へと大幅に引き上げられました。

減免措置の対象は限定的で、改定額は、子供にも一律適用となることから、家族と暮らす当事者の方々がいや、外国人を雇用する事業者からも懸念の声が上がっています。

その一例として先日、区内のある特別養護老人ホームでお話を伺いました。

同施設では現在21名の外国籍職員が在籍し、介護サービスに従事する職員の約4割を占めています。

近年日本人の採用が難しい中、特定技能の職員採用が急増したとのことでした。

在留資格は介護特定技能1号の方が大半で、ほとんどが正規職員として従事しています。

一方、彼らの在留許可期間は1年の方が多く、更新手続きは繰り返し発生します。

今回の手数料改定を受け、同施設では今後の採用定着を見据え、更新手数料を事業者側で負担することを検討しているとのことでした。

このように、在留手続きの負担は外国籍職員本人だけでなく、人材の確保定着や介護事業者の経営、ひいては、安定した介護サービスの提供にも影響しうる問題です。

外国籍従事者は、介護現場を支える人材であると同時に、家族とともに暮らす生活者でもあります。

そこで伺います。

介護分野について、事業者側の状況に加え、そこで働く人やその家族の就労生活上の課題、今回の制度変更による影響を把握し、必要な施策に繋げていくべきと考えます。

区の見解を伺います。

またこれは介護分野に限った問題ではありません。

人手不足が深刻化し、既に外国人が現場を支えている分野ほど、在留資格制度の変更は働く本人、家族、そして事業活動や区民生活にも波及します。

建設業ではこの 10 年で外国人労働者が約 7 倍に増加し、区の調査では、区内で採用活動を行う建設事業者の 4 社に 1 社が外国人を雇用しています。

都市基盤や生活基盤を支える建設現場でも既に彼らは欠かせない担い手となりつつあります。

そこで建設分野においても、事業者の人材確保や経営の影響に加え、そこで働く人やその家族への影響を把握し、多文化共生の取り組みに繋げる必要があると考えます。

この見解を伺います。

次に、在留資格制度の変更が外国籍の事業者と地域経済に及ぼす影響の把握について伺います。

昨年 10 月、在留資格経営管理の許可基準が大幅に厳格化され、資本金要件が 500 万から 3000 万に引き上げられた他、常勤職員の雇用、日本語能力学歴実務経験などの要件も新たに行かされました。

既存の在留者にも 2028 年 10 月以降は原則として新基準が適用されます。

区の月次データによると、経営管理の区内在住者は昨年 12 月の 415 名をピークに減少傾向が続き、今年 8 月には 375 名と 8 が 8 ヶ月で約 1 割減少しています。

この数字のみで、因果関係の断定はできませんが、制度改正の時期と重なっている以上、地域で何が起きているのか実態把握が必要です。

数字だけでは見えない影響も広がりつつあります。

区内で長年飲食店を営む当事者の方からは、父の代から 18 年続く店を閉めたくないが、物価高騰もあるなか、あと 2 年で 3000 万を用意するのは難しい。

家族で帰国するかもしれないとの切実な声も伺いました。

一方で、区は区や産業振興公社ではこの制度変更に関する相談は現時点で確認されていないと聞きます。

しかし相談がないこと、影響がないことと捉えるのではなく、外国籍の事業者の声を初め、事業継続や雇用、商店街など地域経済への影響を調査し、実態把握をすべきです。

区の見解を伺います。

次に、親の在留資格に左右されない、子供の学び育ちの保障について伺います。

手数料改定や材料要件の厳格化によって、とりわけ深刻な影響を受けるのが子供です。

子供は自分で親も在留資格も選べません。

それでも 1 度親の在留が不安定化すれば、学校、友人関係、進路、家族との生活まで大きく左右されます。

2025 年末の在留外国人統計によると、遠くに暮らす 15 歳未満の外国籍の子供約 2000 人のうち半数が家族滞在の在留資格で暮らしています。

家族滞在は一定の就労資格等で在留する人に扶養される配偶者や子供のためのもので、親の在留資格の変化は、子供の生活基盤に直結します。

私が行った区内店舗へのヒアリングでは、区立中学校に通っていた知人家庭の中学生が親

の在留資格を巡る事情から帰国せざるを得なくなり、帰国後は学校に通えていないと伺いました。

学校や友人との繋がりが突然絶たれ、学びの継続すら困難になる事態は、区内で実際に起きています。

ではこうした影響を学校や教育委員会は把握できているのか。

区教委は、外国籍児童の生徒の就学先把握に取り組む一方、帰国外国人教育相談室では、相談内容の類型別集計を行っておらず、在留資格に関連した相談もないとのことでした。

しかし繰り返しますが、相談がないことは影響がないことを意味しません。

親の在留資格の変更等によって修学継続や進路、生活環境に困難が生じている児童生徒を早期に把握し、必要な相談支援に繋げることが重要です。

相談内容の分析や整理を進めるとともに、学校や保護者にも、制度変更による影響を周知し、適切な相談先に繋ぐ体制を強化すべきと考えます。

区教委の見解を伺います。

学校や教育相談に繋がっている子供だけ見ても今日の全体像は把握できません。

先ほどの事例のように既に帰国してしまった子供やそもそも相談に繋がっていない家庭もあります。

そこで伺います。

親の在留資格の更新不許可不許可や変更等による在留の不安定化が子供の学び育ちに及ぼす影響を把握するために来年度の外国人区民案件、アンケートへの関連項目の追加を含め、子供家族を巡る状況を調査すべきです。

あわせて、既存調査では把握できない年齢層も含め、子供自身の声を把握する手法を検討するお考えがあるか、区の見解を伺います。

では実際にこうした事態を把握したとき、誰がそれを子供の権利の問題として受けとめるのでしょうか。

世田谷区子供の権利条例は、子供今を生きる権利の主体と位置づけています。

また国連子供の権利委員会も、本人や親の在留上の地位に関わらず、子供の権利を保障し、その最善の利益を優先的に考慮することを求めています。

親の在留資格の更新変更は、子供自身はどうにもできない事情です。

それによって、学び育ち、進路家族生活が脅かされるのであれば、これは子供の権利保障上の課題として捉えるべきではないでしょうか。

また、在留資格教育子供家族支援と課題ごとに所管を振り分けるだけではその狭間に子供が落ちる恐れがあります。

こうした事例を把握した際には、関係所管で情報や課題を共有し必要な支援に繋ぐなど、子供の権利保障の観点から連携する必要があると考えます。

最後に情報提供と相談支援の強化についてです。

地域のヒアリングでは、どこに相談したらよいかわからないという声と、永住者などは自分

に関係ないと受け止めている方もいましたが、来年 4 月には兵中車の新たな取り消し事由を追加する改正法も施行予定で関係なくはありません。

ぜひ区では外国人相談窓口は CROSSING せたがやなど、庁内で認識を共有し情報共有と相談支援の接続を強化すべきです。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

川島高齢福祉部長私からは在留資格制度の変更による介護分野の外国籍従事者とその家族への影響についてご答弁いたします。

区では、第 9 期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画において、介護人材の確保および育成定着支援を計画目標達成に向け取り組む施策として位置づけ、外国人介護従事者を含む多様な人材の確保に取り組んでまいりました。

次期計画素案においても、介護人材の確保および安定的経営に向けた支援を重点的な取り組みとして位置づけており、区として重要な課題であると認識しております。

外国人人材を雇用する区内介護事業所も多く、今回の在留手続き手数料の改定は、人材確保定着や事業者経営に一定の影響を及ぼすものと想定され、安定的なサービス提供の観点からも影響を把握する必要があると認識しております。

影響の把握に当たっては、介護事業者からの情報収集に努めるとともに、あわせて、事業者側の状況だけでなく、外国人介護従事者本人やその家族の就労生活上の課題を把握することも必要であることから、その声を把握する方策についても検討してまいります。

以上です。

五十嵐経済産業部長私からは在留資格制度の変更による地域への影響と多文化共生のまち作りに関して 2 点ご答弁いたしますまず建設分野における雇用主と労働者およびその家族への影響大に関する実態把握と多文化共生の取り組みに繋げることについてです。

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例では基本的方針の一つとして区民生活を支える多様な地域産業の基盤強化を掲げ、区民生活を守る建設業の振興を区の重要な経済産業施策に位置づけているところです。

区の産業基礎調査産業基礎調査では、採用活動を行っている建設事業者の 25%が外国人を雇用しており建設業の現場を支え、都市基盤や生活基盤を守る存在であると考えております。

お話の手数料改定は、外国人労働者に加え事業者の経営や区民生活への影響も生じる可能性があることから実態把握が必要であると認識しています区といたしましては、事業者とそこで働く外国人やその家族への影響も把握できるよう、建設事業者との意見交換会や日常的な対話事業者等へのアンケート調査など生活文化部とも連携し有効な情報収集の方法を検討してまいります。

次に外国人事業者と商店街など地域経済に及ぼす影響に関する実態把握についてです。

令和 7 年 10 月に在留資格経営管理の許可基準が改正され常勤職員の雇用義務化や、資本金

の要件が従来の 500 万円から 3000 万円に引き上げられるなど事業の実体性や継続性について審査がより減額されました。

こうした要件変更に加え、10 月からは在留手続きの手数料を増額も予定されておりこれまで飲食店等を掲出経営してきた外国人の出国が急増しているとの報道もございます。

小規模ながら、地域に長年愛されてきた店舗の減少など区としても地域の魅力や地域経済への影響区民生活を支える多様な地域産業の持続性確保の観点からも懸念しているところ です。

区や 3 号区や産業振興公社の窓口では、現時点ではこの制度変更に関する相談は確認されていないところですが事業継続や雇用、商店街など地域経済への影響を把握するため外国人経営者を含めた事業者へのアンケート調査や商店街への 1 人調査等実態把握に向けた核 的に取り組んでまいります。

以上でございます。

中西生活文化政策部長私から 2 点お答えいたしますまず親の在留の不安定化が子供に及ぼす影響につきまして外国人区民アンケートの項目追加また子供自身の声を把握する手法の 検討についてです。

区は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次多文化共生プランを策定し、外国人 住民の生活基盤の充実やわかりやすい情報提供を相談支援などに取り組んでいます。

在留資格制度の変更による生活への影響は本人のみならず、その家族や子供にも影響を及 ぼしうるものである。

ことから区としてもその影響や実態を把握し必要な施策に繋げていくことが重要であると 認識しております。

現在過昇大惨事多文化共生プラン策定に先立つ外国人の子供世代の実態把握として、小学 4 年生から中学 3 年生の世代を対象にアンケート調査を実施し、15 歳以上の在住外国人対象 の意識実態調査と合わせて実態把握に努めているところです。

来年度以降、在留資格の変更が子供に及ぼす影響に関して、例年実施している外国人区民の アンケート調査に学齢期の子供がいる家庭向けの新たな質問項目を設け、その実態把握に 取り組むとともに、子供自身の意見を把握する方法も検討していきます。

次に在留資格の変更につきわかりやすい情報提供の充実、また相談支援に繋がることので きる環境の整備についてお答えいたします。

在留資格制度の変更に関する情報提供を含め、区としては在留外国人に対して必要な情報 が届き相談や支援に繋がることのできる環境を整える必要があると認識しており、多言語 化、やさしい日本語の活用相談体制の整備や関係機関との連携など生活を支える仕組みを 推進しているところです。

字北文化共生プランの策定に向けた在留外国人へのヒアリングにおいても行政情報が届き にくいという声も聞いており、区も在留制度の変更当日いて区ホームページや CROSSING

せたがやを通じた情報発信に努めるとともに、更なる周知の強化を進めていきます。

また外国人相談窓口や CROSSING せたがやでの、さらに丁寧な対応を促すとともに、庁内関係所管に対しても、在留制度変更が外国人の請求、生活に影響する可能性があることも考慮した対応を行うよう。

情報共有し、必要な支援に適切に繋がれるよう連携を図ってまいります以上でございます。

山田学校教育部長私からは、在留資格制度の変更の学校や本人、保護者への周知の強化などにつきましてご答弁いたします。

帰国外国人教育相談室では、外国にルーツを持つ児童生徒や保護者、また学校からの相談に応じるとともに、学校とも協議しながら対応しております。

これまでのところ、相談室からは、在留資格に関連した相談についての報告は受けてございませんが、児童生徒の状況を適切に把握することが重要であることから、相談室だけでなく、各学校においても、在留資格制度の変更が児童生徒の就学継続や生活環境等に影響を及ぼす場合があることを十分理解しておく必要がございます。

今後は、保護者や学校に対して、相談室の利用を周知する際に合わせて議員ご指摘の在留資格制度の変更により、児童生徒に生じている問題なども情報提供し、理解が深まるよう取り組んでまいります。

また、相談室に寄せられている。

相談の内容や傾向をこれまで以上に丁寧に分析整理し、問題の把握に努めるとともに、学校とも連携し、適切な相談窓口に繋がれるよう努めてまいります以上でございます。

松本子供若者部長私からは、在留資格制度の変更に関し、子供の権利保障の観点からご答弁いたします。

世田谷区子供の権利条例では、子供は生まれながらにして今を生きる権利の主体であることを定めており、国籍等に関わらず、いかなる理由でも差別されない権利子供にとって最もよいことは何かを考えられる権利などを保障しております。

お話の在留資格制度の変更により、親の在留資格の更新が認められない場合や、在留資格の変更を余儀なくされる場合などは、子供自身では解決することができない事情であり子供に不安や不利益孤立感などその成長や心身の状況等に大きな影響を及ぼしうる事態であるとともに子供の権利保障上の課題であると認識しております。

このような場合でも、区は子供の権利の視点に立ち子供本人の医師意見や思いに丁寧に寄り添い、その最善の利益を踏まえながら、学びや生活、人との繋がりが可能な限り継続されるよう努めることが肝要であると考えておりこうした事例を把握した際には必要に応じて関係所管と情報共有を図り、適切な支援に繋ぐなど、庁内で連携を取りながら、子供の権利が可能な限り限り保障されるよう努めてまいります。

以上です。

おのみずき議員ただいま各部からご答弁ありましたけれども本当に今日は本人のみならず、

区民生活の様々な分野におよびます多文化共生推進を条例上の責務とする区として、こうした影響を区政の重要な課題重要な課題と捉え、各所管が把握した実態や課題を庁内で横断的に共有し、必要な対応に繋げていくべきです。

あわせて、今回把握した具体的な影響国にも伝え制度研修や運用に反映するよう働きかけていただきたいです区長の見解を伺います。

保坂区長大野議員の再質問にお答えします。

区では多文化世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例を持っておりまして、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らし提案活躍できる。

地域共生社会の実現に取り組んでいるところでございます。

承知高齢化新店は、日本のみならず、東アジアで中国韓国台湾と、いずれも合計特殊出生率は1を切っており、あるいは一応やや上回る程度で大変申告でございます。

外国人労働者の必要性は各国とも高まっており、働き手として今後来日していただくにしても、円が安くなり各国ともに厳しい競争環境にあるということを認識しておかなければいけないと思います。

多文化共生を掲げてきた日本において人として尊重され、互いにサポートし合う社会が必要だといっそう感じております。

お話各所管から答弁しましたがそれぞれの特にこの半年間顕在化している実態や課題について、庁内を横断的に情報共有を図りながら、身近な自治体だからこそ早く把握できる変化あるいはその兆しについてこの内容影響の把握ををしっかりと行って、対応に繋げてまいります。

在留資格制度は国の法令に基づく制度であります、その制度変更によって、外国人住民の就労初め地域における様々な分野での影響が出てくる可能性もあります。

国に対しても機会を捉え自治体の現場で把握した具体的な影響をしっかりと伝え今後のこの制度の検証や運用に反映されていくようしっかりと伝えて働きかけてまいります。

以上です。

以上でおの光希議員の質問は終わりました。

次に、27 番坂本美恵子議員 27 番坂本みえこ議員まず初めに、手話言語条例の具体化について伺います。

世田谷区は条例に基づき 1 手話に対する理解を促進するための啓発活動に手話通訳者およびその指導者の確保並びに妖精さん、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする人が必要な情報を迅速かつ的確に取得するための必要な措置の 3 点を施策として挙げています。

これらの具体化の進捗について順に確認します。

まず、啓発活動です。

9月23日は、手話の日、手話言語の国際デーですが、現在区役所東棟10階で19日から23日までは1階のエントランスでパネル展展示が行われており、23日当日には、世界ろう連

盟の呼びかけで、ブルーのライトアップが海、うめとぴあで行われます。

昨年も東棟 10 階でライトアップを行ったところ、眩しいという近隣からの苦情があり、今年は夜間のライトアップを庁舎では行わないそうですが、苦情が出るのは、手話の日のライトアップが、まだ周知されていないことの表れとも言えます。

またパネル展示とデジタルサイネージによるお知らせもか拝見しましたが、文字情報が中心なので、手話動画を活用することで、より視覚的に伝わりやすい啓発になると考えます。

さらに、ホームページや SNS で手話に対する理解促進を進めてください。

次に、手話通訳者、指導者の確保と養成について伺います。

手話通訳者の確保のためには、処遇の改善が必要ではないでしょうか。

平成 24 年せえ、2012 年度財団法人全日本ろうあ連盟の手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業報告書によると、手話通訳者の謝礼は一時間当たり、都道府県で最高 3500 円、政令指定都市で 4000 円です。

報告書には一時間当たりの派遣単価は最低 3000 円以上とするのが適切であると考えられる。

また、専門的な内容の派遣依頼に応える手話通訳士の場合はこれに割り増しした。

派遣単価の設定が求められると書かれています。

令和 4 年、2022 年 3 月、社会福祉法人全国手話研修センターの手話奉仕員および手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業によると、手話通訳の報酬は自治体によってかなり差があるが最低賃金以下の 1 時間当たり 500 円で、全くの有償ボランティア扱いとなっている自治体から一定の専門性を認められていると考えられる金額 3000 円や 5000 円等を出しているところもあったとされています。

手話通訳者の方にお話を伺いましたが、仕事は不定期で収入が安定せず、主たる時、仕事を持ちながら、空いている時間、つまり休みを使って仕事をしている仕事を断ると次の仕事が来なくなるのではと無理してやっている人もいます。

報酬についてもあげて欲しいとのことでした。

手話通訳者の献身的な努力によって成り立っているとも言えるのではないのでしょうか。

世田谷区の場合、2 時間まで 5620 円、3 時間まで 7930 円です。

1 時間あたりでは 2810 円、2 時間を超えると 2310 円と特別な技能を持ちながら、この報酬は適切なのか、手話通訳者の確保のためにも改善が必要ではないのでしょうか、区の見解を伺います。

また、区職員の手話言語への理解も不可欠です。

福祉市民生活領域など、窓口対応を行う職場では、会計年度任用職員含め、手話言語への理解を深める研修が必要です。

手話通訳者が待機していることを、本庁以外の職場でも認識し、必要な仕組みを十分に活用できるようにすべきです。

見解を伺います。

3 点目、災害時の情報を取得するために必要な措置についてです。

聴覚障害者の方から避難行動要支援者への個別避難計画兼調査票の内容が不十分なのではないかというか伺いました。

どんなことが困りごとなのか、個別の譲歩状況が調査表ではわかりにくい改善が必要ではないでしょうか。

さらに、調査票の問い合わせ先に電話番号の記載しかされていません。

聴覚障害者の方は利用できませんので FAX 番号などの記載を求めます。

見解を伺います。

また、避難所などで、聴覚障害者の皆さんが困らないように、手話ができる職員を増やす取り組みが必要ではないでしょうか。

プロジェクトチームで手話のスキルを高めるチームがあってもいいと思います。

外国語の得意な職員の協力員登録のような仕組みも必要だと思います。

今後検討していただくことを要望します。

次に、ブリーフサポートについて伺います。

ブリーフと種別等によって、大切な人や物を失って感じる悲しみや傷つき、そして様々な心身の反応のことです。

世田谷区では、一般社団法人ブリーフサポート世田谷がブリーフや心の痛みを抱えて 1 人で悩んでいる方などに寄り添う支援、ブリーフサポート事業を実施しています。

士別喪失だけでなく、離別暴力被害、紛争や自然災害による被災失業や就職難、貧困、いじめ、年齢制民族、宗教、障害性指向や性自認などによる差別、結婚を選ばない生き方や不妊などへの社会の不寛容など、直接間接的な要因に起因する全てをブリーフと大変広く捉えています。

答えのないサポートであり、成果が見えづらい事業ですが、必要な人に確実に届くことが重要です。

先日、死別体験をした大人を対象としたプログラム、プログラムに参加してきました。

喪失体験を持つ人同士、話をしたり聞いたりする中で、自らのブリーフに触れる機会、時間を持つためのプログラムです。

長い時間を経て、何かのきっかけで喪失感を味わったり、反対に感じないことで、後ろめたさを感じたり、参加者の経験は様々でしたが、参加者からは来てよかったという感想が述べられていました。

必要な人に grief サポートが届けられるように小関人権男女共同参画、生活支援、高齢福祉、障害福祉、文化国際など所管をまた得た啓発が必要ではないでしょうか。

とりわけ、親の死別に限らず、離婚や別居などを経験した子供への支援は、学校との連携が求められます。

また、スクールカウンセラーへの周知も必要です。

見解を伺います。

次に、奨学金の問題です。

世田谷区は、児童養護施設出身などの若者向けのフェアスタート事業に続き、生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金として学費教材費、パソコン通学交通費を給付しています。

生活保護制度では、保護費を受けながら大学に通うことは認められていないため、生活保護受給世帯の子供が大学等に通うには自身を保護の 9 四球対象から外す世帯分離をして生活費を自分で稼ぎ学費も工面しなければなりません。

こうした国の制度の隙間で進学を諦めている若者がいる実情があり、進学にブレーキがかかってしまう状況の改善を目指したわけですが、この間の成果について伺います。

一方、貸与型の奨学金の金利が共闘し、急騰し、返済にも重大な影響が出ています。

約 2 割近くの学生が利用する優里市奨学金の利率が急上昇し、2021 年卒業の人の場合、利率が 5 年ごとに見直しされる利率見直し方式の利率が 21 年 3 月の 0.004%から 26 年 3 月には 1.3%卒業当初の利率から 325 倍も増えている異常事態です。

返済中の世代や新社会人となる若者、奨学金を借りて大学生活を送る学生も多大な不安を抱いています。

対応が多少が対応型遊離し奨学金を借りている学生返済中の方への金利の急騰に対応する緊急の利子補填ができないか伺います。

金利の急騰を招いたのは高市政権の積極財政です。

政府の成績に救済策をとることが必要です。

政権の姿勢で、若い世代が重い負担を負い、将来の見通しが立たない事態は重大です。

国に対し、給付制を増やし、遊離し方は廃止すること、また今回、政府が招いた金利急騰への救済策を緊急に講ずべきであると国に求めている。見解を伺います。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

杉中障害福祉部長、私からは、手話言語条例に関連して 2 点ご答弁いたします。

まず、手話通訳者の報酬額についてです。

世田谷区手話言語条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、区民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることを目的としております。

手話通訳者は、聴覚障害の方と聞こえる方を繋ぎ、円滑なコミュニケーションを保障する重要な役割を担う大切な専門的人材であると考えております。

そのことを踏まえ、手話通訳者の報酬額について、令和 6 年 4 月に東京都および他自治体の報酬額を参考に、派遣開始 2 時間の報酬額を 5620 円に改定いたしました。

区としては引き続き、手話通訳者が活動しやすい環境整備に努めていくとともに、報酬額について、他自治体の動向も把握しながら、必要な措置を講じてまいります。

次に、区職員の手話への理解促進についてです。

区令和 6 年 4 月の手話言語条例施行に合わせて本庁舎内の待機、手話通訳者の配置時間の延長に加えて、本庁舎以外の様々な窓口で手話によるコミュニケーションが可能となるよう、遠隔手話通訳サービスを導入しました。

手話を使うことのできる、聴覚障害者が適切な支援を受けるために、くみん窓口を初め、窓口を担当する職員が、これらの情報コミュニケーション支援サービスについて理解しておくことは重要と考えております。

今後は、所管部と連携の上、既存の研修の枠組みを活用しながら、手話言語条例および障害者の情報コミュニケーション支援サービスの周知を図るとともに、職員の手話に対する理解促進に取り組んでまいります。

以上です。

大和保健福祉政策部長私からは、個別避難計画についてご答弁いたします。

区では世田谷区避難行動要支援者避難支援プランにおいて、災害時に配慮を要する方を対象に、個別避難計画の作成に取り組んでおります。

計画書は、対象者が誰と一緒にどこへ避難するか、安全かつ速やかに生命の会津安全を確保することを念頭に作成し、ご親族や支援者と共有していただくことを想定しております。

区といたしましては、個別避難計画を活用した安否確認と、避難後の要配慮者の支援体制の整備につき、関係所管と連携し、有事の備えの充実に取り組んでまいります。

また、議員ご指摘の点につきましては、問い合わせ先に FAX 番号を併記するなど改善を図ってまいります。

以上です。

向山世田谷保健所長力は grief サポートをグリフケアについてお答えを申し上げます区では、身近な人と死別等による負担を抱える方への支援として相談所の実施しており、ホームページや死亡届提出時のリーフレットによる案内。

各種の講座研修や区民施設への配架など幅広く事業周知を行っております。

児童館や青少年交流センターなど、子供若者が利用する施設へのチラシの配架を行っていますが、クリフケアを必要とする子供に情報を届けるためには、学校との連携強化が必要であると認識しています。

今後、スクールカウンセラーへの周知など、効果的に情報を届けるための取り組みについて、教育委員会と連携して検討してまいります。

私からは以上です。

宇都宮教育総合センター長はい私からはグループサポートをについてスクールカウンセラーへの周知することについてご答弁をいたします。

教育委員会ではスクールカウンセラーを全ての区立小中学校に配置しており、学校現場における心理の専門家として、児童生徒や保護者、教職員からの相談を受けております。

児童生徒の家庭や家族に関する相談も受け付けており、その中で、親しい人と人との離別しや死別に関する相談も想定されます。

グリフサポートについては、スクールカウンセラー連絡会等の機会を捉えて周知に取り組み、より適切な相談支援の実施に努めてまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からは奨学金に関し3点ご答弁いたします。

初めに、生活保護世帯から大学等に進学する若者のための給付型奨学金のこの間の成果についてです。

生活保護世帯から大学等に進学する若者のための給付型奨学金は、子供が大学に進学すると、生活保護の適用から外れ、出身世帯の保護費が年間50万円以上減額となり、このことが低い大学進学率に繋がっているという国の制度のはざまに着目した区独自の制度です。この間の小学生は令和6年度は58人、令和7年度は64人であり今年度は対象となりうる全ての若者を補足し、54人に支給しております。

国の主修学支援新制度を利用していない若者には申請の働きかけを行うとともに、若年女性の居場所というカフェや若者向け無料体験プログラム等の情報提供も行っているところです。

今後も各地域の保健福祉センターと連携しながら、奨学金の提供のみならず、学費等の負担軽減や若者が利用できる居場所等に関する情報提供を通じて、伴走して支援してまいります。

次に、貸与型奨学金を借りている方への実施補填や奨学金返還支援についてです。

対応型奨学金の返還の難しさについては学費の高騰、保護者の生活困窮、低賃金で不安定雇用の拡大等といった本人を取り巻く社会の構造的な問題があると認識しております。

基礎自治体として独自の負担軽減の実施にはその規模からも限界があり家庭の教育費負担が高い日本の現状を考えますと国による取り組みが重要であると考えております。

区としましては、限られた財源の中で、より困難を抱える子供への支援を優先すべきであり制度のはざままで著しく進学率が低い子供の状況改善に取り組みの取り組みを進めてまいりました。

貸与型奨学金を利用している学生に対しましては、区ホームページ等を通じまして在学時に活用可能な財団や企業等の民間の奨学金等の情報提供や奨学金の返還に困った際の方法の周知を行うなど高等教育の進学に向けた支援の充実を図ってまいります。

次に、UUDC型を排出することや金利急騰への救済策を国に求めるべきとのご質問についてです。

この間、特別区長会における国、東京都の施策および予算に関する要望においては子供の貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に即し、大学等に進学した生活保護世帯の子供世帯分離する取り扱いについて見直し大学等への進学後も保護適用を図ってほしい旨を要望し続けております。

国の制度の周知普及に努めるとともに、UDCによる貸与型奨学金ではなく、給付型奨学金のより一層の拡充や貸与型奨学金の無理のない柔軟な変換精度と金利上昇などにより返還

困難に陥った際の救済制度に取り組みをこれからも機会を捉えて国に要望してまいります
以上です。

坂本みえこ議員グリフサポートについて、養護教諭への周知も必要だと思いますがいかが
でしょうか。

番教育政策生涯学習部長私からはグループサポートにおける養護教諭への周知についての
再質問にご答弁いたします。

養護教諭は学校における児童生徒の健康管理と教育支援の専門職として児童生徒の健康を
守る役割を果たしております。

児童生徒から様々な相談を受ける窓口の一つであり必要に応じて、スクールカウンセラー
や学校医などとも連携を図りまして、心身の健康課題に対応しているところでございます。
こうした児童生徒からの相談におきましては、お話の親しい人との離別や死別などに関す
る相談も想定されているところでございますグリフサポートにつきましては養護教諭の研
修会等を通じて周知を行うなど、養護教諭が相談の担い手として必要な知識を持って職務
に当たられるよう支援に努めてまいります以上です。

坂本美恵子議員以上で終わります。

以上で坂本美恵子議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

19 番真鍋よしゆき議員上 19 番真鍋よしゆき議員区内 28 ヶ所のまちづくりセンターの人口
面積に応じた各種職員の配置について伺ってまいります。

最近ある安心健やかセンターが多忙を極めており、スタッフが足りないのではないかと。

大丈夫なんだろうかとという心配の声を聞きます。

そこ 28 ヶ所のまちづくり際センターの各種の職員配置について区に伺ってみました。

令和 8 年 4 月 13 日時点の数字でありますけれども、まちづくりセンターの区内の住民です
けれども最大で 6 万 4350 人最小で 1 万 7410 人約 3.7 倍の差があります。

ちなみに面積ですけれども、最大の区域が 3.97 平方 km 最小が 1.02 平方 km 約 3.9 倍の差
があります。

職員は 5 名から 6 名でございますので職員 1 人当たりの地域住民は最大で 1 万 725 人最小
で 3117 人 3.4 倍の差があります。

社会福祉協議会の職員はこの 2 名ですので、区民 1 人あたりじゃなくて職員 1 人当たりの
住民は最大で 3 万 2175 人、最少で 8705 人約 3.7 倍の差があります。

安心健やかセンターですけれども職員 1 人当たりの高齢者人口最大で 1343 人 1343 人、最
少で 515 人へ約 2.6 倍の差があります。

改めてこのような数字を確認しますと、結構差があるなと仕事の内容いろいろあるんでし
ょうけれどもこの体制で大丈夫なのかという率直な感想を持ちました。

そこでまずはまちづくりセンターの職員は5人から6人でありますけれども、この体制で問題はないのか。

今後の対応を検討されているのかまずお尋ねします。

次に100階福祉協議会のスタッフは一律2名でありますけれども、この配置で問題はないのか伺います。

三つ目は安心健やかセンターのスタッフの配置でありますけれども、今のままで大丈夫なのか。

区はどのように良い認識され今後対応されるのか伺います。

このことにつきましては今日のこの質問を皮切りにいろいろな機械でやっていきたいと思うんですけれども、まずはこの点について公の場で確認をしたいと思います。

次に、入札制度における曽我方総合評価方式についてお尋ねをしてみたいです。

ともすれば介護競争のみがクローズアップされた中適正価格のあり方、地域貢献の評価区内事業者の育成など、様々な観点から、総合評価方式が導入をされました。

これに対しては大変期待を持っているわけでありますけれども、4割まで実行していたわけですが、でも方針は変わりつつあるのではないかという私は感触を持っています。

今桑子の総合評価方式についてどのようにこれから実行していこうとしているのか、改めてお尋ねをします。

またもう一つはこの総合評価方式これ全国版と同じで世田谷区独自のものじゃないんじゃないかという声が多く聞こえます。

例えば区は様々な団体と防災等の協定を結んでおられます。

今日もいろいろ議論がありましたけれども災害対策のために訓練を重ねてそして区民を守るためにいい活動をしてもらいたい誰もが願うことでありますが、それだけに例えばこの訓練に参加していただいた団体加盟の大事業者に地域貢献ポイントを付与する等いろいろと考えられるわけです。

当然もう区独自の総合評価方式にこのようなことを組み入れていくと私は思いますけれども、改めて世田谷区独自の総合評価方式の確立について区はどのようにお考えなのか。

お伺いいたします。

続いて、定期借家法の活用についてお尋ねをしてみたいです。

これまでも多くないの空き家空き地の活用について私も何度もまた議会の中でもいろいろな角度から質問があり何より大事なものは世田谷区にある。

これだけの貴重な財産を活用しない手はないということでもあります。

借地着火方については戦前の徴兵された方が、が1センチの趣、帰ってきたらうちがないなんてことになったら大変ですから大変借りてに強いいい。

3車化法でありましたけれどもこれも快晴となったわけですが、まだまだいろんな点で貸し手側の不安が残っていると伺っております。

ご案内の通り、定期尺貫法であるならば一定期間を定めてそっち返してもらう。

またもちろんこれは継続することもできますので私は定期借家法はもうそれで終わりということではなくて継続を前提に、しかしトラブルを防ぐためには有効な活用だと思います。そこでお尋ねしたいしてますが区内の空き家空室の活用にて貴社化法は有効と考えます。特に例えば今、お出かけひろば一生懸命探している方が多くいらっしゃいますけれども、なかなか今の助成金でわかりません。

このような地域貢献事業にこの希釈化法の活用有効だと思いますが、区のお考えはいかがでしょうか。

また、生活保護受給者の住宅支援についても定着化法の活用が有効と考えます。

区のお考えを伺いたいと思いますともすれば、区の方がこれを認めてないなんていう声もいろいろ聞いておりますのでこの公の席でこの生活保護受給者の住宅支援についての御て希釈化法の活用について区の見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

播磨地域行政部長、私からはまちづくりセンターの職員体制についてお答えいたします。

まちづくりセンターの職員については、総合支所や出張所との併設という立地条件、人口や面積、各地区における相談業務の状況町会自治会等の地域活動団体数、防災塾や避難所運営を始めとする地区防災活動の状況、地区地域ごとの特性や業務量を総合的に勘案し、平成 25 年度から常勤職員 5 名から 6 名と会計年度任用職員を最大 4 名配置しております。

4 者連携による作成している地区アセスメントを見ても、防災、担い手居場所繋がりなどが各地区の共通課題となっており、今後ますます取り組みを強化していく必要がございます。

そこで人口動態や地区地域課題の変化等を踏まえ、業務の効率化や応援体制の活用を図ってまいります。

区としましては、地域行政推進条例の指示を踏まえながら、地区課題に適切に対応できるよう体制整備と機能強化に取り組んでまいります以上でございます。

大和保健福祉政策部長。

私からは 2 点ご答弁いたします。

最初に、福祉の相談窓口における社会福祉協議会のスタッフ数についてです。

社会福祉協議会では、各地区に担当職員 2 名を配置し、福祉の相談窓口における相談支援や地域資源開発地域作りに取り組んでおります。

各地区では、人口や面積の規模による業務負担の差異が生じる場合がありますが、地区ごとの課題の状況には違いがあり、近年では、相談内容も多様化複雑化しております。

そのため業務量は人口や面積に加え、困難ケース件数や相談状況など各地区の特性を踏まえて捉える必要があり、地区ごとに異なるものと認識しております。

このような状況を踏まえ、社会福祉協議会では、令和 6 年 4 月より、五つの地域事務所に主任級職員である地域福祉コーディネーターをそれぞれ 1 名配置しました。

地区担当職員は、地域事務所や社協本部による支援体制のもとで活動するとともに、困難ケ

ースの発生時などには地区をまたいで活動する地域福祉コーディネーターによる助言や実務支援を受けながら活動しております。

今後も相談件数や地域課題の状況を把握しながら、地域包括ケアシステムの一翼を担う組織体制を整えてまいります。

次に、生活保護受給者の定期借家法の活用についてです。

て希釈化法による賃貸借契約では、期間満了後は再契約によらない限り、契約は終了することとなります。

再度の転居費用発生リスクがあるものの、生活保護受給者の方が締結する賃貸借契約については、契約形態のみを利用として住宅扶助の対象外とするものではなく、定期出荷契約における住宅扶助の支給は可能となっており、昨今の家賃高騰への対応の一つであると考えております。

一方で、高齢者の方などについては、契約期間満了時に転居が必要となることによる生活上の負担や健康面への影響も考慮すると、定期借地法による賃貸借契約活用できない場合もあり、状況に応じて他の物件について情報提供や助言を行うことがあります。

いずれにいたしましても住宅経営に契約に関する相談に際しては、制度の内容について誤解が生じることのないよう、丁寧な説明に努めてまいります。

以上です。

川島高齢福祉部長、私からは、まち作りセンターの人口面積に応じた安心健やかセンター職員の配置についてご答弁いたします。

安心健やかセンターの職員数については、センターの運営に必要な人員に加え、地区ごとの高齢者人口に比例した職員を配置するよう基準条例を定めております。

また、福祉の相談窓口として高齢者以外からの相談にも対応するため、条例の基準に一律で上乗せした人員を配置しています。

区では、多様化する高齢者ニーズや高齢者人口の増加等による業務量の変化に対応するため、条例改正によって、世田谷版地域包括ケアが始まった10年前と比べ、人員を増強してきたところですが、安心健やかセンターの相談件数は、同じく10年前と比べ約1.5倍増加していることに加え、複合化、複雑化する相談への対応力が求められる状況がございます。こうした状況を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化による業務負担の軽減や、区独自の宿舍借り上げ支援の対象に、安心健やかセンター職員も含めるなど福利厚生の上にも配慮し、安心健やかセンターの負担軽減を図ってまいります。

今後、相談件数や高齢者人口の動向を注視し、必要に応じて配置基準の見直しを検討するとともに区民への必要な支援が滞ることがないように、庁内関係所管および福祉の相談窓口による支援体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

田村財務部長私からは入札制度における世田谷区独自の総合評価方式の確立について2点ご答弁いたします。

まず総合評価方式は当初は拡大していくとしていたがその考えは現在どうなっているかとのご質問にご答弁いたします。

区における建設工事総合評価方式は、令和４年度より年間発注件数の約１割を対象として試行開始し、その後対象件数を段階的に拡大してまいりました。

令和６年度には建設共同企業体による議決案件にも適用範囲を広げ、令和、今年度は年間発注件数の約４割を対象として本格実施をして行っております。

一方でこの間の急激な物価高騰や労務費の上昇、慢性的な技術者不足に加え、民間工事需要の高まりなど建設業を取り巻く環境の変化を背景に、入札不調や１者応札の増加が見られ、参加事業者の確保が課題となっております。

また、制度運用を重ねる中で、価格以外の評価点の差が明確になり、一部の工事高市では特定事業者への落札が集中する傾向が生じております。

こうした状況のもとで、対象件数をさらに拡大した場合、受注機会の偏在による入札参加者の固定化や新規参入の停滞などを招き、競争性の低下に繋がる恐れがあることから、慎重な判断が必要であると考えております。

このため、区としては、現在の実施希望を維持しながら、引き続き制度の効果や課題を見極めるとともに今後更なる競争性の確保が見込める場合には、対象件数の拡大について検討いたします。

次に地域貢献などをもっと反映される反映させる空独自の総合評価方式を求める声大きく、多く聞くがどう対応するのかとのご質問にご答弁いたします。

現在区の建設工事総合評価方式においては、区との災害級、災害時協力協定の締結状況および活動実績を評価項目としております。

その中で活動実績については、災害発生時の区の要請に基づいて実施した活動に限って評価対象としているため、家庭に繋がらず、地域貢献の評価として十分に機能していないのご意見があることは承知しております。

区としましても、地域に根ざした事業者が平時から行っている地域貢献活動について適切に評価する仕組みが重要であると認識しております。

例えば、区が実施する防災訓練や防災イベントへの参加など、災害に備えた日頃からの取り組みについても、地域貢献として適切に評価できるよう、客観性および公平性を確保した評価制度の構築に向けて具体的な検討を進めてまいります。

私からは以上です。

佐藤都市整備政策部長はい私からは区内の空き家空室の活用へので希釈化法の活用についてお答えいたします。

区では空き家等地域貢献活用助成事業を推進し、これまで多世代交流拠点などへの活用が実現しており、引き続きご協力いただける空き家所有者の発掘に努めてまいります。

議員ご提案の定期社契約については、あらかじめ賃貸契約を定めることで、所有者が将来の建物利用について見通しを持ちやすく、一定期間の活用に踏み出しやすくなることから空

き家等の活用意向を高めることにも繋がる制度として、活用できると考えております。
契約内容は所有者と活用団体との間で定めるため、区といたしましてはそれぞれの意向や活用期間に応じ、携帯契約経営契約形態の種類についても相談窓口を通じて丁寧に情報提供し、地域今日、地域交流の拠点作りに繋げてまいります。
以上です。

真鍋義之議員答えるありがとうございました。

それぞれ前向きな答弁だったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますまち作りセンターでも今名前が定着しつつ、私はあると思ひますがね。

あれはその前がまちづくり出張所そのものが出張上でありまして出張所に行けばいろいろな手続きが宮崎ちゃうということで地方分権であるとかね、地域行政とか。

大変私は役にたっていたと思ひています時代時代に組織委のいろいろな見直しや体制、映画変わっていくこれはあり得ると思ひますのでけれども今から考へてみたら、この28ヶ所はみんな窓口になっていてマイナンバーまで考へていったらあれば残っていたらどうなったんだろうってちょっとやっぱり想像してみたくなってしまうんですね。

地域行政の条例ができて、何となくその地域を厚くするって言いながら実は中央集権になってるんじゃないかなってちょっと漠然とした想ひもあるんです。

ですからこれからですね、やはり一番区民に身近な出先の機関がいろいろ変わっていったんで、今のあり方で本当にいいのか、もう一旦決まったらそれは絶対なのか。

これ絶対私はないと思ひますこれからの世界がどんな行政になっていくのか、これは大きな重要な課題だと思ひますのでこれから機会あるたびに質問してまいりたいと思ひますあとはあと決算特別委員会で質問してまいります。

以上で終わります。

以上で真鍋よしゆき議員の質問は終わりました。

次に、15番関口恵理子議員議長15番関口恵理子議員通告に従ひ質問を始めます。

まず、震災時、在宅で避難する見えない要支援者への支援について伺ひます。

区が大規模災害時の在宅避難行動を推奨する中で見えない要支援者の把握が課題と考えます。

見えない要支援者とは、避難行動要支援者に当てはまらない人、現時点で福祉と繋がっていない自立度の高い高齢者や障害者のことです。

この方たちが外から目が届きにくい、在宅避難中に、要介護状態になったとき、どこにも繋がれないまま、状態が悪化し、最悪の場合、災害関連死に至る可能性があります。

7月28日に発生した令和8年熊本地震を振り返るとその日のうちに厚生労働省から介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者に対して通知が出されました。

災害救助法のもと、ケアプランや審査なしでもサービスの提供が可能となるなど、高齢者障害者に対し、これまでサービスを受けたことがない新規利用でも柔軟にサービス提供ができる間は通知となっています。

一方、各事業者は非常事態においてもサービスが継続できるよう、業務継続計画、BCP の策定義務がありますが、新規利用者の対応まで想定している可能性はどうでしょうか。

厚生労働省の BCP のひな形には新規利用者の記載はありません。

発災後、福祉サービスを利用したことがない高齢者や障害者が要介護状態になったとき、現場の混乱を最小限に抑え、支援が必要な人が取り残されることなく、ケアを受けられるように、現場の福祉職の意識付けを進める必要があると考えます。

まずは、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者に対し、発災時の国や区の動きを理解してもらい、事業者ごとに備えを進められるようにすることが重要だと考えますが、見解を伺います。

次に、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための持続性ある介護予防サービスに向けて伺います。

第 10 期世田谷区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画素案において、介護予防は、区民の健康寿命を延ばす観点から、重点取り組みに位置づけられています。

年を重ねると、少しずつできないことが増えてきますが、例えば、日常的な家事などを手助けしてもらい、無理をしすぎないことで、在宅で自立状態をできるだけ長く維持していく効果が期待できます。

要支援 1 に、または区の要件に当てはまる高齢者を対象にした介護予防日常生活支援総合事業以下総合事業は比較的自立度の高い方の健康寿命を支える仕組みです。

総合事業のうち、訪問介護サービスと生活援助サービスは、指定された訪問介護事業者が担っています。

当区において、総合事業の訪問介護指定事業者は年々減り続け、区内事業者の 9 割を網羅するホームページの掲載を見ると、2019 年は全体の約 81%が指定を受けていましたが、2025 年には約 64%まで落ち込みました。

しかも実際のところ、安心健やかセンター外来の連絡をしても断られることが非常に多いと聞いており、サービス供給の持続性に課題があります。

区民にとって必要な支援に関わらず、事業者が総合事業を請け負わない主な原因は、報酬単価が低い家事援助などの生活援助サービスが主軸となっていることが挙げられます。

しかし、総合事業は、介護保険と異なり、自治体の采配で処遇改善ができます。

指定事業者が減少し続ける現象と現状と、高齢化率上昇に伴うニーズの増加とのギャップ、また国の要介護一、二を総合事業の対象にする議論など、自治体が担う総合事業への負担が増える傾向に鑑み、事業者に対して、総合事業離れを防ぐ手立てが求められます。

区民への介護予防サービスの今後の展開について、区の見解を伺います。

総合事業は、介護予防担う重要な仕組みにも関わらず、事業者の経営継続の観点からは足を引っ張っていると思われかねない事態となっています。

昨年度から始まった介護事業者経営改善支援事業において、国が区が委託したコンサルティング会社の支援を受けた事業者の方からお話を聞きました。

コンサル会社からは、大規模マンションなどをターゲットに、狭い移動エリアの中でできるだけ多くの 30 分ケアの顧客をつかめと指導を受けたそうです。

ケアとケアの移動時間がかかる案件や寝たきり、認知症のケース、入浴、食事のサービスは利益率が悪いため、区民へのケアは断れということでしょうか。

もちろんトークでは、長年介護サービスを担っている事業者の方々は数字だけを追うようなことはしませんが、将来的には事業者が利用者である区民を効率化のもとで取捨選択するようになるでしょう。

中でも総合事業の訪問生活援助サービスを真っ先に切る判断がされることは明白です。

今年度、経営改善支援事業の現在の事業者の委託期間が満了となります。

次年度は現状触れられていない。

総合事業を含めた経営改善支援とすることを求めます。

また、効率化を求められる介護事業者がコンサルティング会社との関係に煮詰まらないよう、区に相談できる体制を明確にすべきと考えます。

見解を伺います。

最後に、障害者児への断らない移動支援サービスについて伺います。

自治体の裁量で実施される移動支援事業は、障害のある子供、成人を対象としています。

学校の登下校や通所施設への送迎日用品の買い物など、社会生活の上で必要不可欠な外出と生き生きとした暮らしをつくる散歩や行楽などの余暇活動を支えています。

3 日間の養成研修を修了した後、介護事業者への登録を経て、ガイドヘルパーとして支援に当たることができます。

しかし、必要なニーズに対し、サービスが提供できておらず、事業者間の必死の調整や家族の負担により成り立っているのが実情です。

昨年度の研修修了者は 66 名でしたが、その内事業者の登録に至った人は 28 名と 4 割ほどにとどまっており、ここ数年同じような推移となっています。

ガイドヘルパー研修の受講者と、研修終了後の事業者登録を増やす策を講じるべきと考えます。

多様な人材確保へ向けて周知を強化し、現状、土日に終日かけて対面のみで実施している県養成研修について、開催時間の変更やオンラインの併用、アーカイブの活用など、受講しやすい工夫の検討を求めます。

また、研修終了後の事業者登録についても丁寧な説明、相談体制を整えるなど、働きかけを強化すべきと考えます。

区の見解を伺います。

介護者の不足が叫ばれて久しい昨今ですが、先ほどの総合事業と同様、移動支援も、報酬単価が非常に低く、いわゆる効率の悪い事業であることもお伝えしなければなりません。

移動支援は、例えば学校の登下校の場合、子供に付き添った片道分の時間しか報酬対象になりません。

起点と終点が異なるケースは拘束時間に対して最低賃金も守れない奉仕的なサービスとなってしまう。

また、移動支援には体に触れる身体介護ありと体に触れない身体介護なしの2種類があり、特に身体介護なしのケアは報酬の低さから軽減されています。

区から支給決定された時間に対し、実際に移動支援サービスが提供された時間を見てみると、実施率の年間平均は身体介護ありで28%、身体介護なしで16%となっています。

これは区民の移動の権利を守る上で深刻な数字と言えます。

特に子供の場合、身体介護ありで29%、身体介護なしでは5.5%しかサービス提供ができていません。

子供の学ぶ権利の保障、保護者の就労の継続を脅かしかねないこの事態も含め、現場で何が起きているのか早急に調査すべきです。

移動支援事業については、報酬体系を区の采配で決めることができます。

報酬単価の引き上げや利用者を伴わない移動時間に対する助成など処遇体系の見直しを求めます。

区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

川島高齢福祉部長、私からは3点順次ご答弁いたします。

初めに、発災時の備えについての介護サービス事業者への周知についてです。

区では、震災等の災害発生時においても、高齢者の生活を支える介護サービスが必要な方に継続的に提供されることが重要であると考えております。

災害が発生した場合、国から人員基準等の弾力的な運用、暫定ケアプランによる介護サービスの利用、被保険者証を提示できない場合の取り扱いなど、被災者支援のための各種事務連絡が発出され、柔軟かつ迅速に対応できるような仕組みになっており、先日の熊本地震の発生後にも発出されております。

現在、介護サービス事業者に対しては、基準上業務継続計画、BCPの策定、その対応に必要な研修や訓練の実施が義務義務付けられており、区においても、業務継続体制の確保について周知を行っております。

それに加えて、こうした過去の災害発生時の通知内容も踏まえながら、平時から災害時の対応について理解を深めていただけるよう、介護事業者に対し、連絡会や集団指導等の機会を通じ、情報提供を行ってまいります。

次に、介護予防サービスの今後の展開についてです。

区では、平成28年4月に介護予防日常生活支援総合事業を開始し、従前の介護事業者によるサービスだけでなく、NPO法人、地域住民、介護事業者等の多様な主体の参画と多様なサービスの展開により、地域で支え合い体制を推進し、地域における介護予防の取り組みの定着化、習慣化に取り組んでまいりました。

第10期世田谷区高齢者保健福祉介護保険事業計画素案においては元気なうちから介護予防

事業に参加してもらうため、せたがやデジタルポイントラリー等を活用し、介護予防に興味を持った高齢者が気軽に総合事業に参加できるようにするなど利用者の拡大に取り組むとともに、総合事業に参加した高齢者が社会参加を継続できるよう、通いの場の充実も図っていく計画としております。

今後、議員ご指摘の状況も踏まえ、総合事業が区民にとって参加しやすく、介護予防に資する持続可能な事業となるよう、NPO 法人、地域住民および介護事業者等の多様な主体とともに事業を推進してまいります。

最後に、総合事業の指定事業者に対する経営改善支援についてです。

世田谷区介護事業者経営改善支援事業は収益性のみを追求するものではなく、介護事業者の経営の安定化と区民に必要な介護予防生活支援サービスの継続的な提供との両立を図ることを基本的な考え方としており、令和 7 年度は、訪問介護、通所介護、特別養護老人ホームなどの介護サービス事業を対象としていましたが、総合し総合事業の指定を受けている対象事業者から申し込みがあり、経営課題の分析等を事業所として一体的に行う必要があることから、合わせて支援を実施したところです。

区の委託により行う総合事業は、本事業の対象外となりますが、総合事業は今後、2040 年を迎えるにあたっての区の重要な施策となるため、次年度からは、介護予防日常生活支援総合事業の指定を受けている事業者を対象とし、明記いたします。

今後も継続的な提供に繋がるよう、事業者の経営課題を丁寧に把握し、ともに経営改善に取り組んでまいります。

以上です。

杉中障害福祉部長、私からは 3 点ご答弁いたします。

まず、在宅で避難する見えない要支援者への支援についてです。

避難行動要支援者の対象とはならない。

障害福祉サービス利用者に対する災害発生後の必要な安否確認およびサービス提供の継続への対応は重要であると認識しています。

一方、サービス提供事業者からは、平時でも人材不足との声をいただいている中、発災後において、事業者の職員が被災者となる可能性もあることからサービスを維持提供できるかとの懸念も同時に伝えているところです。

区としては、サービス提供事業者に対し、平時より適宜、災害時のサービス提供に関する国や東京都の通知、区の災害対策関連情報等について発信をすることで情報共有と連携を図りながら、各事業者に、災害時の体制整備について検討してもらうよう促してまいります。

次に、移動支援事業の従業者養成研修の受講者等を増やすことについてです。

区は、東京都のカリキュラムに沿った知的精神障害者移動支援従業者養成研修を年 3 回実施しています。

募集案内は、区報や区ホームページへの掲載福祉学科のある大学や専門学校、まちづくりセンター、図書館等に加えて、今年度から青少年交流センターへ配布した他、若者への情報発

信、熱せたの発信等、移動支援従業者の確保に努めているところです。

一方、福祉サービスにおける人材不足は続いており、移動支援従業者のみならず、福祉分野全体での人材確保育成が急務であることは認識しています。

今後、研修を受講しやすい環境整備について、例えば受講時間帯や曜日の設定の工夫一部オンラインでの受講が可能か、都に確認するなど、受講者を増やすよう努めてまいります。

また、受講者を事業者登録に繋げるために、研修の場で積極的に呼びかけるなど、多くの方が障害福祉への興味関心を持ち、就業意欲が向上するよう働きかけてまいります。

次に、移動支援事業の報酬単価等の見直しについてです。

移動支援事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置づけられており、地域のニーズや実態に合わせて各自治体に制度構築の裁量が一部与えられているサービスとなっています。

当区においてもこれまで様々な障害者のニーズを考慮して、生活介護施設への通所要件の緩和や支給上限時間数の改定等の制度運用面の改善に取り組んでまいりました。

なお、報酬単価については、現在、近隣区との差があることや、引き上げに伴う利用者の負担増等の課題があると認識しています。

今後、まずは移動支援事業を利用している障害者団体からご意見を伺うとともに、相談窓口である各保健福祉センター保健福祉課や移動支援を担う事業者への聞き取りなども踏まえ、本事業の見直しに向けて課題を整理してまいります。

以上です。

関口江利子議員ありがとうございました。

移動支援事業の見直しに向けては早急に実態の調査を行い検討していただきますよう要望したいと思います。

子供に関しては教育委員会などとの連携も必要になってくると思っていますので続きの方は決算特別委員会で取り上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で終了します。

以上で関口恵理子議員の質問は終わりました。

次に、23 番佐藤雅之議員、23 番佐藤雅之議員それでは以下通告に基づき質問いたします。まず、不登校対策と川和川は留学のすすめについてであります。

文部科学省は 2024 年 10 月、令和 5 年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表し、小中学校における不登校児童生徒数は前年比 15.9%増の約 34.6 万人、高等学校では前年比 13.5%増の約 6.9 万人に達することが明らかとなりました。小中高を学校の不登校者数は 11 年連続で増加をし、総数は約 41.5 万人に上るそうであります。

一方、増加率を見れば、小中学校の増加率は前年比 22.1%、高等学校は前年比 18.8%から鈍化をしており、対策の効果が一部で表れ現れ始めている可能性を示唆する声もありました。

しかしながら、コロナ禍による生活環境の変化や SNS、ゲームの普及、選択肢の多様化も令和型不登校として新たな課題を組んでおり、不登校も投稿していても、遅刻や早退が多かったり、隠れ不登校と言われる生徒数を入れれば、その数は大幅に増加するということが見込まれるわけであります。

不登校にまつわる課題は、社会全体で特に我々大人が真剣に向き合うべき課題であることは論をまちません。

一般的に不登校を防ぐためには、保護因子を増やすことが重要とされます。

ほぼ飲酒とある問題行動や不登校の発生リスクを減少させる要因であり、リスク要因とは逆の役割を果たすものであるそうではありますが、代表的な保護因子としては、学校教職員との関係家庭環境、本人の特性、有人環境などが挙げられます。

私は、これら代表的な保護主に大きな影響を与えるだろう。

世田谷区にゆかりのある場所を知っております。

本区の縁組協定先であります。

川場村であります。

数々の分子を見渡しておりますと、不登校の子供たちにとって根本的に重要なのはいかに環境を変えるかということではないかと考えております。

本区で不登校になった子供たちの環境を変える選択肢の一つとして、縁組協定先である川場村は有意な選択肢ではないでしょうか。

本区と環境はガラリと変わるだけでなく、林業や農業といった川村ならではのコミュニティや産業を交えた新たな展開が子供たちの生活に期待できると考えます。

川場村に一時的に留学をすることで環境をガラリと変え、リスタートを切ることは考えられないでしょうか。

先日、会派の有志で、川場村を視察した際、蒲学園も視察をしてまいりました。

施設を改築し、小中学校を合併した川学園は生徒数が減少し続けており、施設のキャパシティは十分にあります。

本年度、区は、学びの多様化学校の設立に 2 億 5914 万円を計上いたしました。

カバ留学であれば、新規に用意する物品等は大幅に削減でき、低予算で効果をうるさくとする可能性があります。

あとは、受け入れ側であるサーバの思いを尊重する必要があるでしょうけれども、世田谷区の不登校の子供たちに、川場村留学を選択肢としてはどうかと考えますけれども、区の見解をお伺いしたいと思います。

また、こうした川場村との関係は、その他のことについても応用できるのではないかという視点で、2 問目をお伺いをいたします。

学校改築にカバーを活用したインセンティブをということであります。

学校改築中の生徒が不利益を被ることについては区議会でも度々議論となり、公文学校改築に伴う生徒への一定の影響を認めてまいりました。

直近でも、区は区では、学校改築が児童生徒に及ぼす影響をできるだけ抑えるため、学びを始めとした近隣校との連携や地域施設の活用、また、工事期間の短縮など、教育環境の維持に努めながら改築を進めている。

今後も ICT の活用や、学校内外の教育資源を積極的に活用することで改築期間中に生じる教育活動への影響を最小限にできるよう、教育活動の質の維持向上と学びの機会の保障に努めていくと述べ、影響が最小限にとどまる努力を続けていくといたしました。

しかしながら、一定の影響を被る生徒については、インセンティブを提供してもよいのではないのでしょうか。

例えば、学校改築で負担をお願いをしている生徒には、蒲学園を活用して英語に特化したサマースクールを実施するなど、環境を変えることで、今日教育活動の質の維持向上に取り組むということも選択肢ではなかろうかと思います。

これこそ区の答弁をした。

学校内外の教育資源の積極的活用であります。

学校が改築における川場村を活用したインセンティブの提供で負担をお願いをしている生徒やご家庭に対し前向きな選択肢を提供することはできないのでしょうか、区の見解をお伺いをいたしたいと思います。

次に、一般廃棄物における再生可能な剪定土等の取り扱いの是正についてであります。

令和 6 年に制定しました。

本区の基本計画の中で、4 章重点政策として、脱炭素社会の推進と自然との共生を掲げ、地球規模で進む地球温暖化への対抗対策抑制策として、行動変容を促すという趣旨のことが記載をされております。

特にこの中でも、資源を浪費せずに循環的に使うと、最もらしい記載があるんでありますけれども、本当にこれは実現をされているのでありましょか。

現在、世田谷区における街路樹などは、選定された際、集積され、選別された後、その一部はバイオマス発電の資源として、他の自治体に移送され、再利用されているという実態があります。

ところが、このバイオマス発電用の選定は一般廃棄物つまり、一般ゴミとして扱われているわけでありま。

一般廃棄物ということで、輸送や管理、保管などには、自治体による一般廃棄物収集運搬業についての許認可が必要となり、取り扱いには手間が増します。

さらに現在、多くの自治体では新規の許認可を出しておらず、剪定土を始めとする資源の循環に向けた足かせになっている側面もあります。

剪定土は、バイオマス発電用に利用される資源にも関わらず、こうした扱いを続けることは、区の基本政策で示した資源を浪費せずに循環的に使うというそういうことと矛盾しないのか。

資源を浪費せずに循環的に扱うのであれば、剪定土は資源として扱いを改め、循環を促進し

た方が良いのではないかと考えますけれども、区の見解をお伺いをいたします。

最後に、祖師谷地区における避難所運営の実際についてであります。

私の地元、祖師谷地区においては、首都直下地震の発災時、2022 年の東京都の被害想定では、火災による焼失頭数は、区内でもトップクラスの予測がでております。

祖師谷地区の特性として、道幅 4m 以下の細街路が 38.5%を占め、消化、燃焼に課題があるというのは、この後、議場でも繰り返し述べてきた通りであります。

それに伴い、避難所となる祖師谷小学校の開設に従事する避難所運営委員も被災する可能性が高く、開設時の早期参集が非常に困難であるという実態があります。

したがって、火災による被害が悪化した場合、運営委員による避難所の開設が行うこともできないということを想定しなければなりません。

この問題は、避難所運営委員からも問題提起が繰り返し行われてきたと承知をしております。

運営委員からも、地元住民の参集ができない場合、区の職員を派遣し、避難所の開設を急げないのか問いかけがあったということも聞いております。

練馬区では、発災時、区の職員が参集することで、避難所の早期開設、被災者にもなりうる。運営委員の役割を補完代替することとなっておりまして本区とは異なる取り組みを行っていることは注目に値すると思います。

本区では、原則、自宅避難を推奨しておりますけれども、祖師谷地区においては、避難所が開設できないレベルの火災被害に見舞われた場合、避難所運営委員も被災者であり、自宅を失うことで、避難所が必要になります。

避難所が必要になりますけれども、解説している。

余力はないわけであります。

こうした事態に、避難所運営委員が直面をした場合、避難所の開設運営はどのように行うのか、地域の被害実態に応じて、避難所運営の実際をどのように考えているのか、区の見解をお伺いをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

宇都宮教育総合センター長はい私からは、川場村を活用した不登校対策についてご答弁をいたします。

不登校児童生徒数が高止まりしている中、その背景や要因は様々であることから、その支援として、多様な学びの場の選択肢を提供することは大変重要であると考えております。

山村留学のような取り組みをしているを実施している自治体もあり、教育委員会といたしましては、このような制度を案内していくことは、不登校支援において有効であると捉えています。

ご提案いただいたカバーを活用した不登校支援については実現の可能性を含めて、川場村役場および教育委員会、庁内関係各所意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

山田学校教育部長私からは、学校改築で不便を生じる児童に対する川場村を活用したインセンティブの提供についてご答弁いたします。

学校改築期間中における児童生徒の教育環境の確保は重要な課題であると認識しており、議員からもお話がありました通り、近隣校との連携や地域にある施設の活用、また、改築年数をなるべく短くするなど可能な限り教育環境を低下することのないよう取り組んでおります。

さらに、改築期間中は、児童生徒が友人や教職員との関係、学校行事や地域との繋がりを維持しながら、日常的な学校生活を維持できる環境を確保することが基本であると考えております。

お話の川場村につきましては、区立小学校5年生の移動教室を始め、様々な交流を通じて、豊かな自然環境を生かした学びの機会を提供いただいております、世田谷では得られない貴重な体験ができる場となっております。

区といたしましては、引き続き改築期間中の教育環境の確保に取り組むとともに、ご提案の趣旨も踏まえまして、児童生徒が多様な経験を通じて、豊かな学びが得られる機会の実現、機械の実現の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

担当さんが清掃事業再編担当参事は私からバイオマス発電の原料となる選定し法的な取り扱いについてご答弁いたします。

廃棄物の定義範囲に関する詳細な解釈につきましては環境省が作成した判断事例などを参考に各自治体が判断し、運用してございます。

国の販売事例によりますと、バイオマス発電の原料となる樹木の枝剪定土につきましては、受け入れ基準を明確にしこれを満たさない不純物の混入を防ぐ等へ適切な排出と品質管理がされていることを必要とする事例や、有価物として、事業者側が買い取る場合などは、廃棄物ではなく、燃料として扱われ、1人に対して費用を徴収する場合は廃棄物と判断する事例などが示されております。

一方で廃棄物と判断された場合、区外にあるバイオマス発電所に選定しを持ち込むためには、施設のある自治体に世田谷区の廃棄物を持ち込むことについての世田谷区からの事前協議取り扱い事業所に事業者による搬送先自治体での一般廃棄物処理業の許可の取得などの手続きが必要となります。

区といたしましては再生可能エネルギーの比率を高める方針がある中事業者等から区に相談があった際には、有価物として取り扱われる他の事例の紹介も含め、丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

鎌田砧総合支所長私からは、祖師谷地区における避難所運営のバックアップし、バックアップの姿勢についてご答弁いたします。

避難指定避難所の開設運営につきましては、世田谷区地域防災計画および、自助共助の基本

理念に基づき、初動期におきましては、避難所運営委員会を中心に、避難者も一緒に避難所運営を運営組織を立ち上げて担っていただくことと定められております。

火災も含む各地区の被害想定につきましては、地区防災計画の基礎資料として把握しており、お話の祖師谷地区では避難所となる祖師谷小学校周辺で大規模な火災延焼が発生している場合などは、池地域住民の方にはご自身、ご家族等の安全を最優先に行動していただくとともに、区といたしましては、関係機関とも連携し、広域避難場所への避難誘導を行い、住民の安全確保を図ることになるものと想定しております。

また、このような場合には、指定避難所の開設自体が困難な状況になるものと認識しております。

このため、火災等の非影響により、指定避難所の開設が困難となった場合につきましては一時的に付近の指定避難所で受け入れた上で、状況に応じて、日本大学商学部や成城大学等の協定締結施設に予備避難所を開設することを想定しております。

予備避難所の運営につきましては、現在各総合支所におきまして、マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。

災害時の確実な開設運営に資するよう、地域本部等の支援体制とともに、引き続き具体的な検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

佐藤正幸議員まずバイオマス発電の剪定士の話ですけれども池田さんもおっしゃってましたけれどもこれ環境省から判断事例集というのが毎年ですかね私今手元に令和4年のやつなんですけれども定期的にこれ更新をされて環境省がこれ地方自治法の第245条を4第1項による技術的な助言ということで各自治体にこういう取り扱いが認められる可能性がありますよというんでぜひや自治体の独自性そういう工夫も尊重しながらやっていただくことができますよというものだというふうに認識をしますので、ぜひこれ毎年更新をされていくんだというふうに思うんですがここに出てくるかどうかも含めてぜひきちっと定点観測をしていただき痛いなというふうに思いますし、やっぱり世田谷区で定めている循環型社会みたいなことをおっしゃる中でですね、やっぱりこの選定しというものがゴミにゴミとして扱われることによる不具合というのは大変あるんだろうというふうに承知しておりますので、ぜひこの辺りの取り扱いも是正できるように頑張っていたきたいなというふうに改めて要望させていただきたいなというふうに思います。

祖師谷の避難所開設についてでありますけれどもそれも予備避難所というあまり聞き慣れない言葉が出てきまして私どものこの地区では成城大学であるとか、日大の小学部が予備避難所として今想定をしてるんで、バックアップとしてはあそこはバックアップになりますよという話なんだというふうに思いますマニュアルの整備を今進めているということでもありますけれどもぜひスムーズにここはしっかりと進むように進めてほしいんですね。

といいますのも、やっぱりあの職員の参集体制、これBCP各自治体で出しまして、特にコレクションもよく聞いていただきたいんですが区長と引き合いによく出される杉並区な

んかでもですね。

72 時間以内の参集体制、世田谷区は 47.3%しか職員が来ないと、杉並区は 87.6%ですよお隣のお宅では 72 時間で 82%の職員が参集すると、こういう状況の中で予備避難所もしっかりと運営できるかどうかってやっぱり区民の皆さん、大変不安だというふうに思います。こういう参集率は人が集まればいいと思うじゃないけども、ぜひ頑張ってほしいと思います。

よろしくお願いします。

以上で佐藤正幸議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問は終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、妙 17 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。